

信濃川水系河川整備計画（変更原案）

関係住民からの意見聴取、ご意見と回答について

令和4年8月

北陸地方整備局

本資料は、信濃川水系河川整備計画（変更原案）に対する関係住民から頂いたご意見と回答について、6月に開催された流域委員会上・中・下流部会各委員からの意見を踏まえ、説明内容及び回答の修正を反映した資料です。

また本資料の内容は、以下の信濃川水系河川整備計画ホームページでも掲載しています。

URL : <https://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/shinano-plan/index.html>

信濃川水系河川整備計画
ホームページのQRコード



【お問い合わせ先】

（意見聴取、及び上・中・下流部全般の回答に関して）

北陸地方整備局 河川部 河川計画課 TEL : 025-280-8958

（上流部の回答に関して）

千曲川河川事務所 調査課 TEL : 026-227-9434

（中流部の回答に関して）

信濃川河川事務所 調査課 TEL : 0258-32-3243

（下流部の回答に関して）

信濃川下流河川事務所 調査設計課 TEL : 025-266-7319

目 次

1. 信濃川水系河川整備計画（変更原案）
関係住民からの意見聴取について P1

2. 信濃川水系河川整備計画（変更原案）に対する
関係住民からの主なご意見と回答について P9

3. 信濃川水系河川整備計画（変更原案）
関係住民から頂いたご意見と回答について（全一覽） P31

1. 信濃川水系河川整備計画（変更原案）

関係住民からの意見聴取について

■意見募集期間

令和4年3月1日（火）～ 令和4年5月9日（月）
（意見の応募締切は令和4年5月9日必着）

【意見聴取方法一覧】

| 意見聴取方法 | 概要 |
|----------|---|
| ①意見箱 | 閲覧場所に備え付けてある意見記入用紙に記入し、意見箱に投函 |
| ②インターネット | 信濃川水系河川整備計画HP（以下URL）のご意見入力フォームに入力し、送信 <信濃川水系河川整備計画ホームページ URL> http://www.hrr.mlit.go.jp/shinage/shinano-plan/iken/index.html |
| ③郵送・FAX | 閲覧場所に備え付けてある意見記入用紙、または信濃川水系河川整備計画HP（同URL）の意見記入用紙をダウンロードの上、記入し、以下宛先に郵送またはFAX <宛先> 〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館 北陸地方整備局 河川部 河川計画課 河川整備計画担当 宛 <FAX送信先> 025-370-6796（北陸地方整備局 河川部 河川計画課 河川整備計画担当 宛） |

河川整備計画（変更原案）意見聴取

■意見募集の周知

意見募集にあたってはさまざまな形で住民の皆様方にお知らせしました。

意見聴取にあたり、信濃川流域の54自治体の広報誌に意見募集の掲載を行いました。

YouTubeによる解説動画を公開しました。

| 新潟県 | | | | | | 長野県 | | | | | |
|-------------------------------|------|-----|-----|------|------|-----|-------|-----|--|--|--|
| 新潟県（東区、中央区、江南区、秋葉区、南区、西区、西蒲区） | | | | | | 長野県 | | | | | |
| 長岡市 | 加茂市 | 湯沢町 | 松本市 | 塩尻市 | 南牧村 | 青木村 | 坂城町 | 小川村 | | | |
| 十日町市 | 五泉市 | 津南町 | 上田市 | 佐久市 | 南相木村 | 長和町 | 小布施町 | 飯綱町 | | | |
| 見附市 | 魚沼市 | | 須坂市 | 千曲市 | 北相木村 | 麻績村 | 高山村 | 栄村 | | | |
| 燕市 | 南魚沼市 | | 小諸市 | 東御市 | 佐久穂町 | 生坂村 | 山ノ内町 | | | | |
| 三条市 | 弥彦村 | | 中野市 | 安曇野市 | 軽井沢町 | 山形村 | 木島平村 | | | | |
| 小千谷市 | 田上町 | | 大町市 | 小海町 | 御代田町 | 池田町 | 野沢温泉村 | | | | |

資料の入手または閲覧方法等

- インターネットからの資料入手方法
 - 信濃川水系河川整備計画変更（原案）はこちらをご覧ください。
 - 信濃川水系河川整備計画変更（原案）の概要はこちらをご覧ください。
- 閲覧方法

「信濃川水系河川整備計画変更（原案）」に関する資料は、令和4年3月1日（火）より、以下の閲覧場所に設置しております。閲覧場所には「意見記入用紙」及び「意見箱」を設置しております。（資料閲覧時間：土日祝日を除く8:30～17:15）

 - 資料閲覧及び意見箱設置場所一覧（147KB）
- 解説動画

「信濃川水系河川整備計画変更（原案）」に関する解説動画についてYouTubeへ公開しました。
[こちら](#) よりご覧ください。

※応募手続等、その他問い合わせ
 受付時間：土日祝日を除く（8:30～17:15）
 国土交通省北陸地方整備局
 ○河川部 河川計画課
 〒950-8801
 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館
 TEL：025-280-8958（河川計画課直通）



▲▶ 広報誌への掲載事例（新潟県小千谷市）

信濃川水系河川整備計画（変更原案）に対するご意見を募集します

国土交通省では、信濃川水系の今後の川づくりについて、具体的な実施内容となる「信濃川水系河川整備計画」（変更原案）を作成しました。この計画に対するご意見を募集します。

計画の内容や意見の募集方法は右の二次元コードからご確認ください。

■問い合わせ／国土交通省信濃川河川事務所調査課 ☎32-3243

△信濃川河川事務所ホームページ

▲ 信濃川水系河川整備計画ホームページ



▲ YouTubeによる意見聴取解説動画

河川整備計画（変更原案） 意見箱設置による意見聴取

■ 閲覧資料

「信濃川水系河川整備計画(変更原案)」

■ 実施時期

令和4年3月1日(火)～令和4年5月9日(月)

信濃川水系河川整備計画

【大臣管理区間】
【変更原案】

平成26年1月
【令和 年 月 変更】
国土交通省北陸地方整備局

信濃川水系河川整備計画(変更原案)

地域の皆様から今後の川づくりに
ついてご意見を募集します

意見募集要領

- 意見募集対象
「信濃川水系河川整備計画変更(原案)」
- 意見募集期間
令和4年3月1日(火)～令和4年5月9日(月)
- 応募方法
意見記入用紙にお住まいの地域、年齢、性別、ご意見をご記入の上、意見箱に投函してください。
- 注意事項
 - ① いただいたご意見とともに、属性(都道府県、市区町村、年齢、性別)を公表する場合があります。
 - ② 意見の応募締切は令和4年5月9日(月)必着とし、期限までに到着しなかったものは無効とします。
 - ③ その他、応募に必要な事項の全てが含まれていないもの及び以下のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
 - ・個人や特定の企業・団体の誹謗中傷のような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に違反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容
- 問い合わせ先
受付時間：土日祝日を除く8:30～17:15
国土交通省 北陸地方整備局 河川部 河川計画課
TEL:025-280-8958(河川計画課直通)

意見募集要領

意見記入用紙

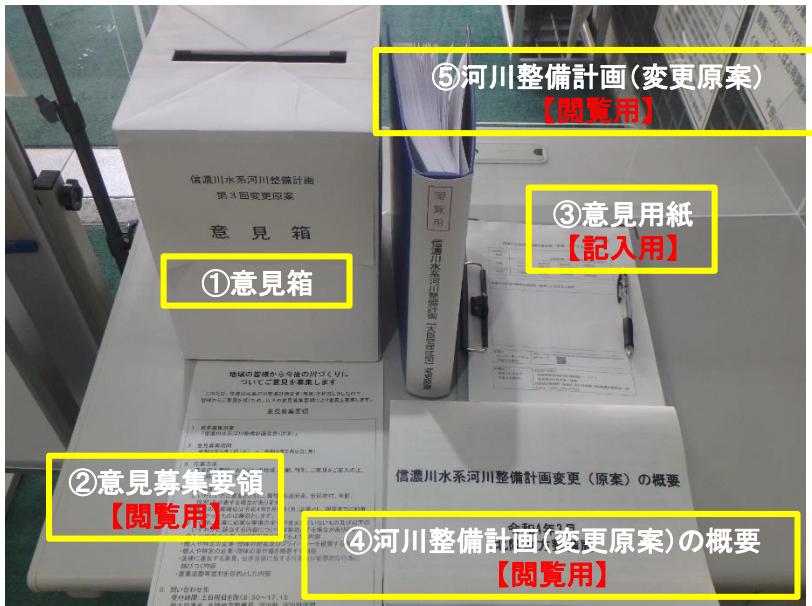
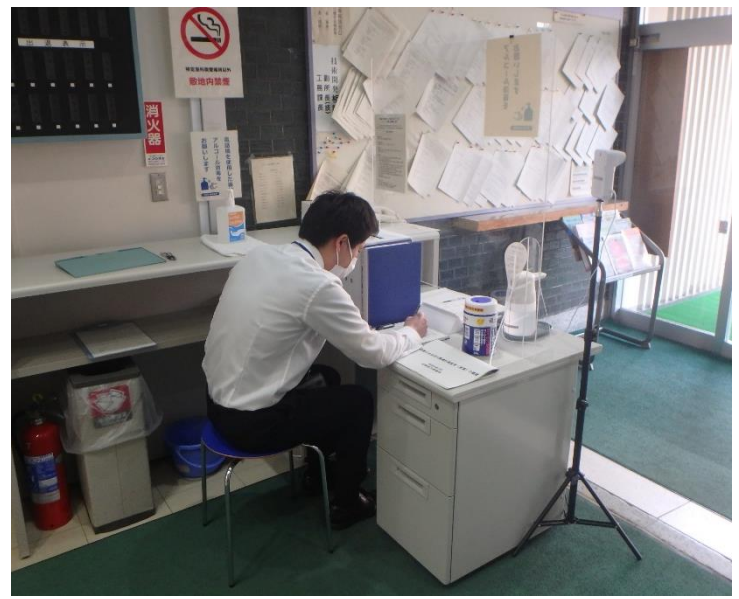
信濃川水系河川整備計画変更(原案)に対するご意見

| | | | | |
|---------|----------------------|--------------|----------------|------|
| お住まいの地域 | ※都道府県、市区町村名のみお書きください | | | |
| 年齢 | ①10代 ⑤50代 | ②20代 ⑥60代 | ③30代 ⑦70歳以上 | ④40代 |
| 性別 | ①男性 | ②女性 | ③その他 | ④無回答 |

信濃川水系河川整備計画変更(原案)に対するご意見

〒950-8801
新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1
新潟県総合庁舎1号館
北陸地方整備局 河川部 河川計画課 河川整備計画担当 宛
FAX: 025-370-6796

意見記入様式



閲覧場所及び意見箱設置状況

■意見箱及び閲覧場所

一覧に示す河川事務所、出張所、ダム管理所、各自治体庁舎等にて意見箱及び閲覧場所を設置しました。

| 国機関 | |
|------------|--------------|
| 千曲川河川事務所 | 千曲川河川事務所 |
| | 長野出張所 |
| | 戸倉出張所 |
| | 中野出張所 |
| | 松本出張所 |
| | 千曲川緊急治水対策出張所 |
| 大町ダム管理所 | 大町ダム情報館 |
| 信濃川河川事務所 | 信濃川河川事務所 |
| | にとこみえ〜る館 |
| | 信濃川大河津資料館 |
| | 長岡出張所 |
| | 越路出張所 |
| | 十日町出張所 |
| | 堀之内出張所 |
| | 妙見記念館 |
| 信濃川下流河川事務所 | 信濃川下流河川事務所 |
| | 関屋出張所 |
| | 関屋分水資料館 |
| | 三条出張所 |

| 自治体 | |
|------|-------------|
| 長野市 | 長野市役所 第二庁舎 |
| 松本市 | 松本市役所 本庁舎 |
| 上田市 | 上田市役所 本庁舎 |
| 須坂市 | 須坂市役所 本庁舎 |
| 小諸市 | 小諸市役所 |
| 中野市 | 中野市役所 |
| 大町市 | 大町市役所 本庁舎 |
| 飯山市 | 飯山市役所 |
| 塩尻市 | 塩尻市役所 本庁舎 |
| 佐久市 | 佐久市役所 |
| 千曲市 | 千曲市役所 |
| 東御市 | 東御市役所別館 |
| 安曇野市 | 安曇野市役所 |
| 小海町 | 小海町役場 |
| 佐久穂町 | 佐久穂町役場建設課窓口 |
| 川上村 | 川上村役場 |
| 南牧村 | 南牧村役場 |
| 南相木村 | 南相木村役場庁舎 |
| 北相木村 | 北相木村役場 |
| 軽井沢町 | 軽井沢町役場 |
| 御代田町 | 御代田町役場 |
| 立科町 | 立科町役場 |

| 自治体 | |
|-------|-----------|
| 長和町 | 長和町役場 |
| 青木村 | 青木村役場 |
| 麻績村 | 麻績村役場 |
| 生坂村 | 生坂村役場庁舎 |
| 山形村 | 山形村役場 |
| 朝日村 | 朝日村役場庁舎 |
| 筑北村 | 筑北村役場 |
| 池田町 | 池田町役場 |
| 松川村 | 松川村役場 |
| 坂城町 | 坂城町役場 |
| 小布施町 | 小布施町役場 |
| 高山村 | 高山村役場 |
| 山ノ内町 | 山ノ内町役場 |
| 木島平村 | 木島平村役場 |
| 野沢温泉村 | 野沢温泉村役場 |
| 信濃町 | 信濃町役場庁舎 |
| 飯綱町 | 飯綱町役場第2庁舎 |
| 小川村 | 小川村役場 |
| 栄村 | 栄村役場 |
| 津南町 | 津南町役場 |
| 十日町市 | 十日町市役所 |

| 自治体 | |
|------|------------|
| 湯沢町 | 湯沢町役場 |
| 南魚沼市 | 南魚沼市役所 |
| 魚沼市 | 魚沼市役所 |
| 小千谷市 | 小千谷市役所 |
| 長岡市 | ながおか市民センター |
| 燕市 | 燕市役所 |
| 新潟市 | 新潟市中央区役所 |
| 新潟市 | 新潟市北区役所 |
| 新潟市 | 新潟市東区役所 |
| 新潟市 | 新潟市西区役所 |
| 新潟市 | 新潟市南区役所 |
| 新潟市 | 新潟市江南区役所 |
| 新潟市 | 新潟市秋葉区役所 |
| 新潟市 | 新潟市西蒲区役所 |
| 三条市 | 三条市役所 |
| 三条市 | 三条市水防学習館 |
| 加茂市 | 加茂市役所 |
| 見附市 | 見附市役所 |
| 五泉市 | 五泉市役所 |
| 弥彦村 | 弥彦村役場 |
| 田上町 | 田上町役場 |

計83箇所設置

■インターネット

ホームページにて「信濃川水系河川整備計画(変更原案)」及び「信濃川水系河川整備計画(変更原案)の概要」を公表し、また同ページのご意見入力フォームよりご意見を頂きました。

「信濃川水系河川整備計画(変更原案)」及び「信濃川水系河川整備計画(変更原案)の概要」をホームページにて公表

資料の入手または閲覧方法等

(1) インターネットからの資料入手方法
 ▶ 信濃川水系河川整備計画変更(原案)はこちらをご覧ください。
 ▶ 信濃川水系河川整備計画変更(原案)の概要はこちらをご覧ください。

(2) 閲覧方法
 「信濃川水系河川整備計画変更(原案)」に関する資料は、令和4年3月1日(火)より、以下の閲覧場所に設置しております。閲覧場所には「意見記入用紙」及び「意見箱」を設置しております。
 (資料閲覧時間：土日祝日を除く8:30~17:15)
 ◦資料閲覧及び意見箱設置場所一覧(147KB)

(3) 解説動画
 「信濃川水系河川整備計画変更(原案)」に関する解説動画についてYouTubeへ公開しました。
 「こちら」よりご覧ください。

応募手続等、その他問い合わせ
 受付時間：土日祝日を除く(8:30~17:15)
 国土交通省北陸地方整備局
 ◦河川部 河川計画課
 〒950-8801
 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 新潟美咲合同庁舎1号館
 TEL：025-280-8958(河川計画課直通)

▲ 信濃川水系河川整備計画ホームページ

信濃川水系河川整備計画
 国土交通省北陸地方整備局

トップページ > 信濃川水系の川づくりについてご意見をお聞かせ下さい > ご意見入力フォーム

ご意見入力フォーム

各項目をまれなく入力し、【送信ボタン】を押して送信してください。
 ※半角カタカナは、文字化けの可能性がございますので、ご使用にならないで下さい。

■ お住まいの地域(※必須) ▼ 都道府県を選択して下さい ▼

■ 年齢(※必須) ▼ 年齢を選択して下さい ▼

■ 性別(※必須) ▼ 性別を選択して下さい ▼

■ ご意見(※必須)

送信 印刷

※収集した個人情報は、信濃川水系の河川整備計画に関する統計処理及び信濃川水系の河川整備計画に関する情報提供のために使用します。ご意見の掲載・使用にあたっては個人が特定できないように配慮します。
 ※ご意見が上記フォームに記載できない場合や資料の添付を希望する場合は、その旨をご意見欄に記載の上、送信ください。改めて事務局よりご連絡いたします。

▲ 信濃川水系河川整備計画ホームページご意見入力フォーム ※

※ インターネットによる意見聴取入力フォームの選択項目は、河川整備計画策定時(H25年度)を踏襲し設定しております。

■郵送・FAX

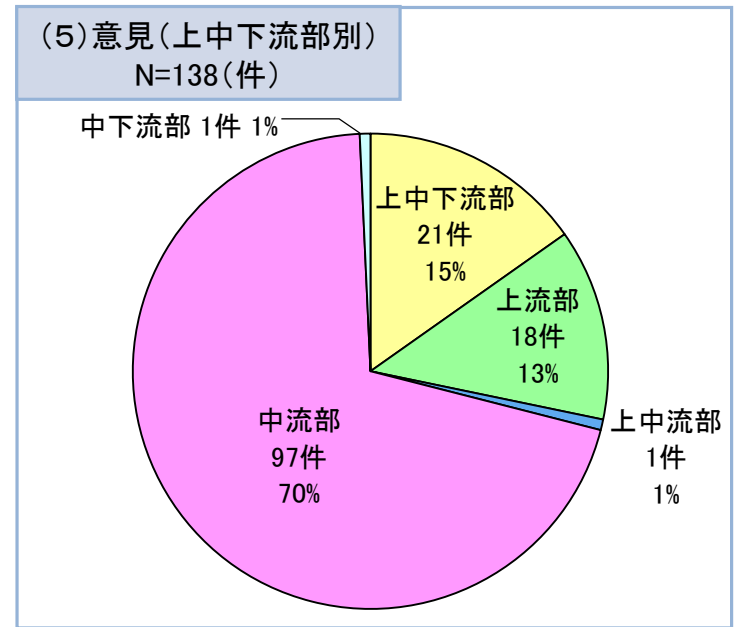
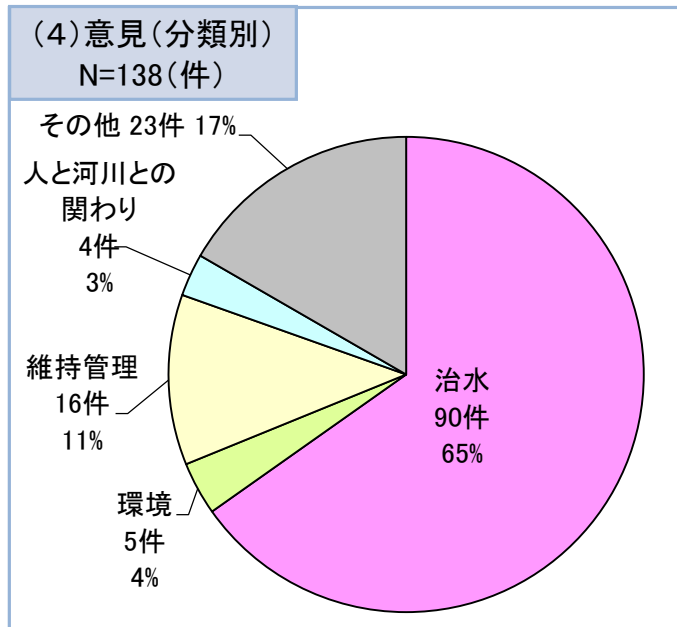
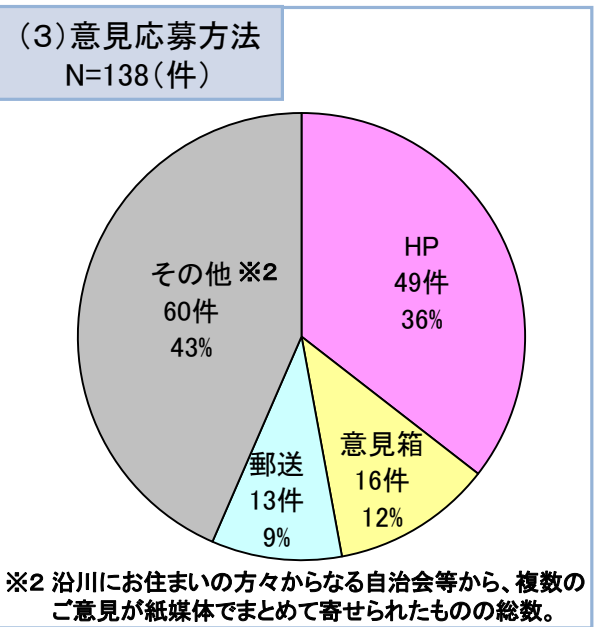
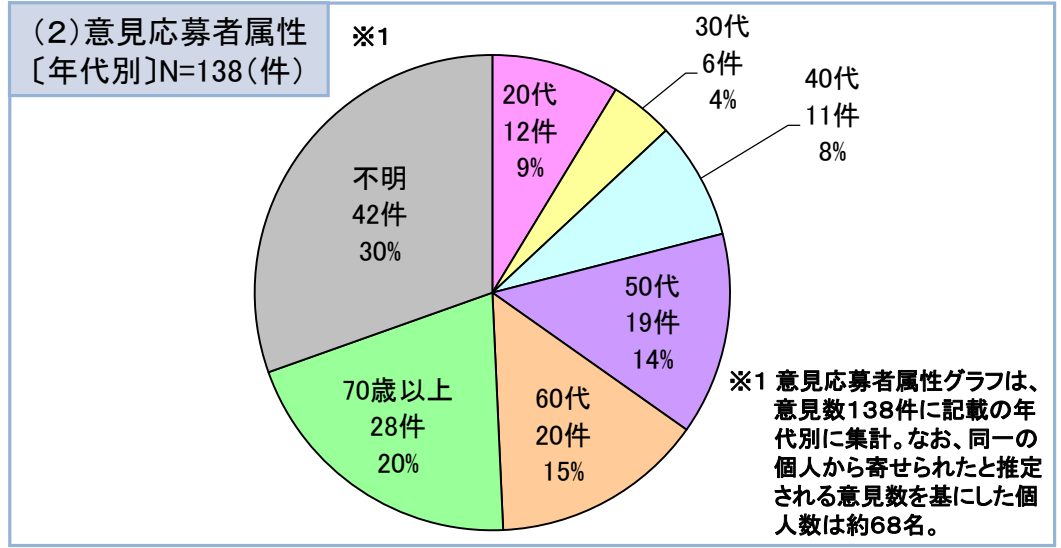
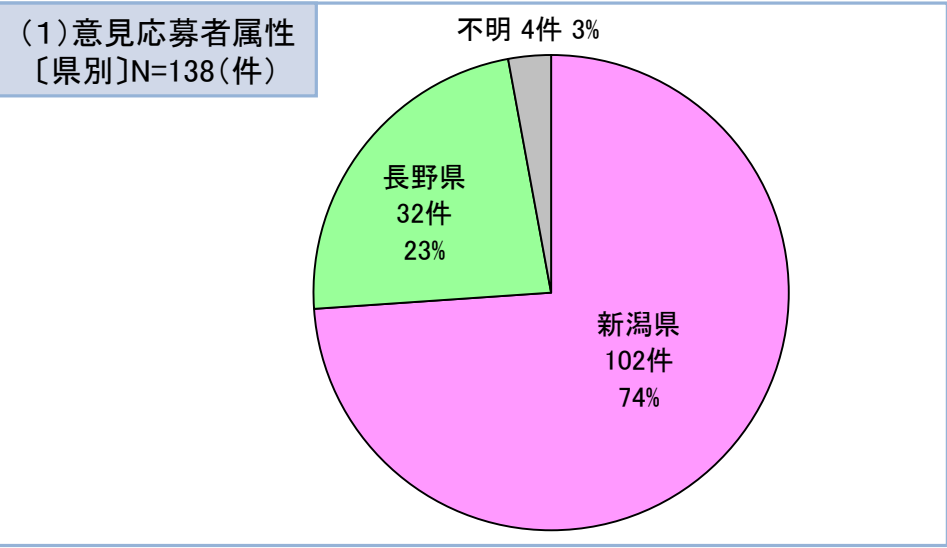
郵送・FAXによりご意見を頂きました。



◀ 頂いたご意見のはがき

河川整備計画（変更原案）頂いたご意見の内訳

河川整備計画(変更原案)に関する意見聴取(意見箱、インターネット、郵送・FAXで募集)により頂いた、ご意見の内訳は下記のとおりです。



2. 信濃川水系河川整備計画（変更原案）に対する 関係住民からの主なご意見と回答について

信濃川水系河川整備計画（変更原案）に対する関係住民から頂いたご意見と回答をカテゴリ別（治水、環境、維持管理、人と河川の関わり、その他）に分類し、そのカテゴリ内で同様のご意見や回答となるものから主な意見として抽出し、記載しています。

また、意見に対する回答の中で使用している専門用語の解説（P12～P13）や、回答の補足説明として参考資料（P15、P23）を添付しています。

河川整備計画（変更原案）に対する主なご意見の概要（カテゴリ別分類）

| 分類 | 項目 | |
|------------------|--|-------------------------------------|
| 治水 | ① | 流域治水に関するご意見 |
| | ② | 気候変動による災害の激甚化に伴う河川整備基本方針の見直しに関するご意見 |
| | ③ | 河川整備計画変更原案の整備目標に関するご意見 |
| | ④ | 河川整備計画変更原案における実施内容に関するご意見 |
| | ⑤ | その他複数項目にまたがるご意見 |
| 環境 | ① | 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出に関するご意見 |
| | ② | 特定外来生物等の駆除・拡散防止に関するご意見 |
| 維持管理 | ① | 河川管理施設等の維持管理に関するご意見 |
| | ② | 河道の維持管理（維持掘削、砂利採取、樹木管理等）に関するご意見 |
| 人と河川との関わり | ふれあいの場の整備に関するご意見 | |
| その他 | 上記以外の河川整備計画（変更原案）の内容に関するご意見 その他のご意見 | |

| 用語 (五十音順) | 読み方 | 解説 |
|--------------|-----------------|--|
| 越水 | えっすい | 川の水が堤防を乗り越えてあふれ出る現象のことをいいます。 |
| 基本高水 | きほんたかみず | 基本高水とは、洪水を防ぐための計画で、対策の目標とする洪水のハイドログラフ(流量が時間的に変化する様子を表したグラフ)のことです。基本高水流量は、基本高水の最大流量から決めた流量です。 |
| 洪水浸水想定区域 | こうずいしんすいそうていくいき | 川が氾濫した場合に浸水するおそれがある区域のことをいいます。 |
| 高水敷(河川敷) | こうすいじき(かせんじき) | 通常の川の水が流れている流路を低水路(ていすいろ)といいます。洪水になると低水路からあふれだし洪水が流れるところを高水敷といい、一般には河川敷のことをいいます。 |
| 洪水調節 | こうずいちょうせつ | 洪水の一部をダムや遊水地、調節池に一時的に貯め、川に流れ出す流量を少なくすることを洪水調節といいます。 |
| 洪水調節量 | こうずいちょうせつりょう | 人工的に建設した洪水調節用ダム、調節池、遊水地などに一時的に洪水流量の一部を貯めることによって、下流の河道(河川の水が流れるところ)に流れる流量を減少させる(調節する)ことができます。洪水調節量は、この減少した(調節した)分の流量のことです。 |
| 洪水ハザードマップ | こうずいはざーどまっぷ | 洪水ハザードマップは、万一の水害に備え、避難場所や避難経路、予測される浸水深、緊急連絡先、水害時の心得などを書き込んだ地図のことです。 洪水ハザードマップは、洪水の危険性や洪水が発生した時の対応を住民の方々に知ってもらうため、市町村が作成することになっています。 |
| 洪水予報河川 | こうずいよほうかせん | 川の水位の状況や今後の見込みが発表される河川をいいます。 国民経済上重大な被害が発生するおそれがある河川については、国土交通省によって洪水予報河川に指定され、国土交通省の河川事務所等と気象台から共同して洪水予報が発表されます。 |
| 護岸 | ごがん | 堤防あるいは河岸を保護するものを護岸といいます。 護岸には法覆工(のりおおいこう)、根固工(ねがためこう)、水制(すいせい)があります。 低水路の両岸に設置する護岸のことを低水護岸(ていすいごがん)、堤防の表面に設置するものを高水護岸(こうすいごがん)といいます。 |
| 支川 | しせん | 河口から最も遠い谷から、河口へつながる川を、その川の本川(ほんせん)または幹川(かんせん)といいます。本川に合流する川を支川といいます。 |
| 水衝部 | すいしょうぶ | 増水した時に、護岸や堤防に水の流れが特に強くあたるところを水衝部といいます。 川の湾曲部に多く見られます。 |
| 水制 | すいせい | 川を流れる水の作用(侵食作用など)から河岸や堤防を守るために、水の流れる方向を変えたり、水の勢いを弱くすることを目的として設けられる施設です。 |
| 築堤 | ちくてい | 堤防を築造することを築堤といいます。逆に堤防が決壊することを破堤(はてい)といいます。 既設の堤防の上にさらに盛土(土を盛る)し、堤防を高くすることを堤防の嵩上げといいます。 また、川の流下能力を大きくするため、川の幅を拡大し既設の堤防を堤内地(堤防によって洪水から守られている区域)側に移動させることを引堤といいます。 |

| 用語 (五十音順) | 読み方 | 解説 |
|---------------|------------------------|---|
| 特定都市河川浸水被害対策法 | とくていとしかせんしんすいひがいたいさくほう | <p>特定都市河川浸水被害対策法は、これまで、急激な都市化に伴い、河道整備等による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な河川及びその流域を対象として、雨水の流出抑制対策等を推進することを目的に、特定都市河川を指定し、対策が実施されてきました。</p> <p>しかし、近年、気候変動の影響による降雨量の増加、更なる水害の激甚化、頻発化が懸念されることを受け、「流域治水」の取り組みを強力に推進する必要性が生じているため、「特定都市河川の浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(通称「流域治水関連法」)が令和3年5月に公布され、同年11月に全面施行されました。</p> <p>その中で、特定都市河川の指定要件がこれまでの「市街化の進展」以外の「接続する河川の状況(接続する河川水位が高い際、支川から本川への排水困難)」や、「周辺地形その他の自然的条件(狭隘部により流下困難、その他地質、自然条件)の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川が追加されたものです。</p> <p>河川管理者による特定都市河川への指定後、河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等からなる流域水害対策協議会で「流域水害対策計画」を策定したうえで、実効性のある対策を実施することにより、流域の治水安全度を向上が図られることとなります。</p> <p>具体的な対策としては、遊水地・輪中堤・排水機場等のハード整備、雨水貯留浸透施設の整備、雨水浸透阻害行為の許可、水害リスクを踏まえた土地利用規制・住まい方の工夫などが想定されます。</p> |
| ハザードマップ | はざーどまっぷ | ハザードマップは、一般に洪水、土砂災害、津波、火山噴火等の自然災害による被害が予測される区域や避難地・避難路などが記載されている地図のことです。 |
| 氾濫危険情報 | はんらんきけんじょうほう | 指定された河川において、川からいつ水があふれ出してもおかしくない危険な状況を伝える情報のことをいいます。 |
| 樋門・樋管 | ひもん・ひかん | 堤防を横断する水路のことを樋管や樋門といいます。 |
| マイ・タイムライン | まい・たいむらいん | 水害や土砂災害などから命を守る避難行動がとれるよう、予め自分自身がとるべき行動を時間に沿って整理したものをいいます。個人や家族の防災行動計画です。 |
| 流下能力 | りゅうかのうりょく | <p>流下能力(※1)とは、川が流すことのできる洪水の規模のことで流量で表現します。現在の河道断面(※2)の流下能力を、現況流下能力といいます。</p> <p>土砂がたくさんたまっているところや、川幅が狭いところ、橋脚がたくさんあるところや、川の中に木が繁っている場所などは流下能力が小さくなります。現況流下能力を調べることにより、洪水対策上の問題点が明らかになります。</p> <p>(※1) 流下能力のことを、疎通能力(そつうのうりょく)ということがあります。 (※2) 河道断面(かどうだんめん)のことを、河道断面積、河積(かせき)、流下断面ということがあります。</p> |

治水① 流域治水に関するご意見…14件

(特定都市河川の指定)

頂いたご意見

(P35 No.10)

・その6 その他

法定計画である河川整備計画に特定都市河川への指定を見据えた施策を記載することで、信濃川千曲川流域、そして北陸地方整備局の積極的な流域治水の推進を意思表示するようお願いします。

回答

- 流域治水については、河川管理者としては、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P66～104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』の治水対策を着実に進めるとともに、流域の自治体等関係機関、住民の意向等も踏まえ、特定都市河川の指定を一例として、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』を行っていきます。
- いただいたご意見を踏まえ、流域治水関連法の重要な施策の一つである特定都市河川の指定を河川整備計画本文に記載を追加することで、流域治水の取り組みを着実に進めていくため、特定都市河川の指定について第6章に追記しました（アンダーライン箇所）。
信濃川水系河川整備計画（変更原案）P104『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』3段落目
なお、必要に応じて特定都市河川の指定など、流域治水関連法により整備された流域治水の実効性を高める法的枠組みを活用します。

上・中・下流部

「特定都市河川の指定」の回答に関する補足説明として参考資料を次項に添付します。

参考資料

特定都市河川の指定に関連するご意見と回答の該当ページ(意見番号) P14(No.10)、P33～P35(No.2～No.6、No.8、No.10)

- **流域治水**を実践する計画・体制として、国・都道府県・市町村等の関係者の協働による遊水地等の整備、雨水貯留・浸透対策、浸水のおそれがある土地の利用等に関する計画を策定し実践する法的枠組「**流域治水関連法**」が令和3年11月1日に施行
- **特定都市河川への指定**により本枠組を活用し、実効性のある対策を実施することにより、**流域の治水安全度を向上**

特定都市河川指定 全国の河川へ指定拡大
(国管理区間有：大臣指定、国管理区間無：知事指定)

流域水害対策協議会 計画策定・対策実施
構成員：河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等

流域水害対策計画 策定 浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

特定都市河川法の制度・施策等

<制度・施策等の活用主体>

- 河川管理者等
- 市町村
- 都道府県
- 民間事業者・住民等

■ 遊水地・輪中堤・排水機場等のハード整備

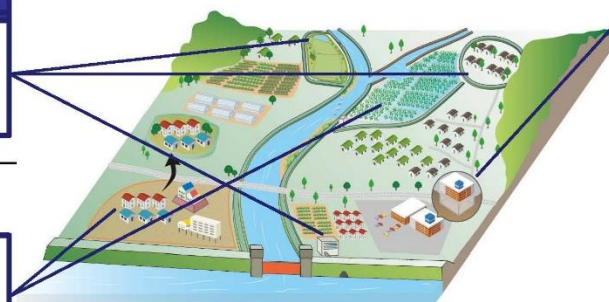
- ・流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて**整備の加速化**

■ 水害リスクを踏まえた土地利用規制・住まい方の工夫等

- ① **貯留機能保全区域**（洪水等を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定）
 - ・指定権者：都道府県知事等
 - ・**盛土等の行為の事前届出を義務化**
 - ・届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能

■■■■ 雨水浸透阻害行為の許可

- ・宅地等以外の土地で行う**流出雨水量を増加させるおそれのある行為**を許可制とする
- ・対象：公共・民間、一定規模（**1,000m²※**）以上 ※条例で基準強化が可能
- ・雨水貯留浸透施設の整備を義務付け



■■■■ 雨水貯留浸透施設の整備

- ② **浸水被害防止区域**（浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定）
 - ・指定権者：都道府県知事
 - ・都市計画法上の**原則開発禁止**
 - ・住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保

- ① **雨水貯留浸透施設整備計画の認定**
 - ・対象：民間事業者等が整備する施設
 - ・規模要件：≥30m³（条例で0.1～30m³の間で基準緩和が可能）
 - ・支援策：**税制優遇**、**国庫補助**（補助率**1/2**）、地方公共団体の**管理協定制**
 - ・**固定資産税の減税**：課税標準を**1/6～1/2**の間で**市町村の条例で定める割合に軽減**（参酌標準**1/3**）
- ② **国有地の無償貸付又は譲与**
 - ・流域水害対策計画に基づく施設を設置する**地方公共団体**に対し、普通財産である**国有地の無償貸付又は譲与**が可能

(田んぼダム)

頂いたご意見

(P36 No.12)

信濃川が洪水の危機になるときその水量を調整するのに水田を水ガメにするという話を聞いたことがある、洪水のときは毎秒10,000m³ 流れる、水田水ガメのような小手先の対策で済むことではないでしょう、信濃川の流下能力自体を高めることが第一義ではないですか、河道掘削、河川敷、中州の浚渫等本質の作業でやれることはたくさんある、水田を犠牲にするとは不謹慎です。

回答

- 信濃川水系河川整備計画（変更原案）については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。
- その目標のために必要な対策として河道掘削・築堤等の整備を位置づけているところです。しかしながら、整備の途上段階や河川整備計画の目標が達成された場合においても、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって計画規模を上回る洪水が発生するおそれがあるため、集水域と河川区域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、流域のあらゆる関係者で被害の軽減に向けた「流域治水」を推進する必要があります。そのため、P106『第6章第1節第4項 水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進』に記載の通り、農業従事者等関係者のご理解の下、関係機関が協働・連携して普及を進められるよう技術的な支援を行っていきます。

(マイ・タイムライン、水害リスク情報)

頂いたご意見

(P36 No.13)

「洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握できるよう、洪水に対しリスクが高い区間における水位計やライブカメラの設置等を行うとともに、水害リスクラインや川の防災情報等により水位情報やリアルタイムの映像を市町村と共有するための情報基盤の整備を行います。」

とありますが、近傍観測点のリアルタイムデータでは遅いので、上流域の降水データを基に流量推移をシミュレーションし、越水の恐れを早期に判別し、警報を出せるようにすべきです。令和元年の洪水の場合、佐久地方での大雨と上流の水位上昇傾向から、下流で夜中頃に危険な水位になることは昼過ぎには明らかでした。小布施町など避難指示が出たのは杭瀬下の水位が上がった夜になってからだったと記憶しています。

回答

- 現在、気象庁と国土交通省水管理・国土保全局では、洪水予報指定河川において、実況の河川水位、流域平均雨量に、今後の予測水位、予測雨量も含め洪水予報を発表しています。
また、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P107『第6章第3節第1項 マイ・タイムライン等の作成の支援・普及』に記載のとおり、上流部においては令和元年東日本台風洪水を踏まえ、千曲川・犀川流域（緊急対応）タイムラインを整備し、流域全体の関係機関と危機感を共有し、早期の対応を実施できる体制を構築しています。
さらに、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P107『第6章第3節第3項 住民等への情報伝達手段の強化』に記載のとおり、水位計やライブカメラの設置、危険箇所において必要に応じて河川監視用CCTVや危機管理型水位計及び簡易型河川カメラを設置し洪水時の情報を提供していきます。
- 令和4年6月13日からは、信濃川、千曲川を含む全国の指定河川洪水予報の氾濫危険情報を、現在は実況に基づき発表しているところ、従来の運用に加えて3時間先までの予測水位が氾濫する可能性のある水位に到達した場合に氾濫危険情報（警戒レベル4相当；避難指示の目安）を発表する運用に変更を行います。

治水② 気候変動による災害の激甚化に伴う河川整備基本方針の見直しに関するご意見…1件

(基本方針見直し)

頂いたご意見

(P37 No.15)

2 河川整備基本方針の見直しの加速化

原案では、河川整備基本方針の見直しに言及されております（P105）が、近年の災害の激震化に鑑み、整備計画の上位計画である整備基本方針の見直しがまず優先されるべきものと考えます。河川整備基本方針の早急な見直しをお願いします

回答

- 河川整備基本方針の見直しについては、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P105『第6章第1節第1項 河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施及び河川整備基本方針の見直し』に記載のとおり、河川整備基本方針の見直しに向けた検討を進めていきます。

治水③ 河川整備計画変更原案の整備目標に関するご意見・・・6件

(河川整備計画変更原案の整備目標)

頂いたご意見

(P37 No.16)

3 千曲川の整備目標の引き上げ

立ヶ花基準点における河道配分流量が8,300m³/sとされておりますが、令和元年東日本台風洪水で上流部における堤防の決壊がなかったとすれば、実際の観測流量を大幅に上回る水量が流れたものと思われます。したがって、整備目標流量をもう一段引き上げていただきたいと思います。

回答

- 整備目標については、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P62～63『第4章第1節第1項 2. 整備の目標』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、過去の洪水における洪水特性や現在の河川整備状況、背後の利用状況、上下流、本支川の整備バランス等、総合的に勘案し、段階的かつ着実な河川整備を実施することで戦後最大規模の洪水に対し災害の発生の防止又は軽減を図ってまいります。基準地点立ヶ花において戦後最大を更新した令和元年10月洪水が流域内のダムによる洪水調節や越水氾濫しなかった場合の規模と同規模の9,400m³/sを目標流量とし、そのうち河道配分流量を8,300m³/sとして、堤防の決壊、越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減を図ります。

上流部

治水④ 河川整備計画変更原案における実施内容に関するご意見・・・7件

(河川整備計画変更原案における実施内容)

頂いたご意見

(P39 No.22)

4 河道掘削による下流域への負荷の軽減策

河道掘削は、下流の遊水地整備と一体となって進められるべきものと考えます。特に緊急治水対策プロジェクトにより上流部での河道掘削が進められてきておりますが、整備が遅れている県管理区間への負荷の軽減策として堤防ブロック張りなどの強化策を進めていただきたいと思います。

回答

- 現在、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトでは遊水地等の整備により上流からの洪水量を低減させるとともに、上下流バランスを図りながら、段階的に河道掘削を実施することにより、洪水時の水位低下を図り、令和元年東日本台風において千曲川本川からの越水等による家屋部の浸水防止を図ることとしています。また、河川の整備については、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P66～76『第5章第1節第1項 1. 洪水の安全な流下対策』に記載のとおり、上流側の整備を行う際には、下流側の整備状況や支川の整備状況に配慮しつつ実施してまいります。

上流部

治水⑤ その他複数項目にまたがるご意見・・・62件

(洪水ハザードマップと河川整備計画変更原案整備目標との関係、及び河川敷の整備と河道の維持管理)

頂いたご意見

(P41 No.29)

中流部

最近の地球温暖化による異常気象、それによる大雨は日本全国洪水被害をまき散らしていますね、私達長岡市民としては信濃川が長岡市の中心部を縦断している以上、何らかの影響は0ではないとは承知しておりますところで一昨年発表されたハザードマップでは川の両岸から1~2kmくらいの幅でMa x 10mの氾濫流、浸水になっていますね、長岡駅までも浸水区域になっています

このハザードマップを見る限り長岡市全体がほぼ全滅状態ですよね、特に川の両岸に接する地域は5~10mの氾濫流になっています。

まさか、この通り我が家が氾濫流に流されることを長岡市が容認していることではないですよ、長岡市がこのハザードマップを発表したという事は、それに対してどのような対策を考えているのか知りたいです、今のところ私たちの耳には届いていません、

国交省が発表している「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」には189ページもあり、全て探しましたがどこにも見当たりません、どこに書いてあるのですか

今年洪水が発生するかもしれません、どのような対策で私達を救ってくれるのか知りたいです。

ただ私も漫然としているわけではありません、

このようなハザードマップが出来た理由は私なりに考えると川の流下能力が低下しているからでしょう、つまり異常気象の問題ではなく人工的に埋め立てた花火会場、左岸の広大な野球場、大手大橋近くの河川敷、伸び放題に伸びた木々、川の水が流れるには誠に都合の悪いものだらけです。

頭の良い国交省職員の方、しっかり計算して邪魔になるようなもの（花火会場、野球場、河川敷、木々）を取り除く事をするべきではないですか

私達が安心して暮らせる信濃川にして下さい お願いします。

| | | |
|-----|--|---|
| 中流部 | 回答 (河川整備計画 変更原案の 目標と実施内容) | (P41 No.29) <ul style="list-style-type: none"> ● 信濃川水系河川整備計画（変更原案）については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。 <p>信濃川水系河川整備計画（変更原案）における具体的な事業実施箇所については、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P66～104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』及び附図に記載しております。</p> |
| | (ハザードマップ の作成目的 と内容) | <ul style="list-style-type: none"> ● 一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨（現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定）を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。 |
| | (長生橋下流 右岸側河川敷 (高水敷)の 造成) | <ul style="list-style-type: none"> ● ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷（高水敷）造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷（高水敷）幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成26年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷（高水敷）幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積（河積）を確保しております。 <p>事業実施後においても、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P97『第5章第2節第3項 2. 維持掘削、3. 適切な樹木管理』に記載の、治水上必要な維持掘削、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行っていきます。</p> <p>～次のページへ続く～</p> |

回答

(P41 No.29)

中流部

(河道の維持管理、河川敷（高水敷）の利用、河川内の掘削、花火等)

(気候変動への対応)

～前のページより続き～

- また、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P96『第5章第2節第3項 河道の維持管理』に記載のとおり、洪水時には川の流速が大きくなることから、堤防や河岸の侵食を防ぐために河川敷（高水敷）や護岸が必要となります。その一方で平常時には、河川敷（高水敷）は人と河川とのふれあいの場としても活用されており、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P53『第3章第4節第4項 人と河川とのふれあい』にも記載のとおり、信濃川中流域においても60万人近くの方が河川敷（高水敷）をレクリエーションの場として活用されています。堤防や河岸の侵食対策としての河川敷（高水敷）造成により、河道の断面が減少する場合には、河川内の掘削を行い、信濃川水系河川整備計画（変更原案）の目標に対し必要な流下能力を確保することとしております。
- さらに、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画（変更原案）P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。
- いただいた河川敷（高水敷）の公園管理、長岡まつり大花火大会に関するご意見については、関係機関に共有します。

P21「長生橋下流右岸側河川敷（高水敷）の造成」の回答に関する補足説明として参考資料を次項に添付します。

信濃川 長生橋下流右岸側河川敷（高水敷） 堤防決壊防止のための河川敷造成について

参考資料

長生橋下流右岸側河川敷（高水敷）造成に関連するご意見と回答 該当ページ（意見番号）

P20～22 (No.29)、P41～P44 (No.29～No.32)、P47 (No.36)、P50～P53 (No.39、No.42～No.45)、P56 (No.48)、P57 (No.50)、P61～P64 (No.58、No.60～No.71)、P67～P71 (No.77、No.78、No.81、No.82、No.84、No.85、No.88)

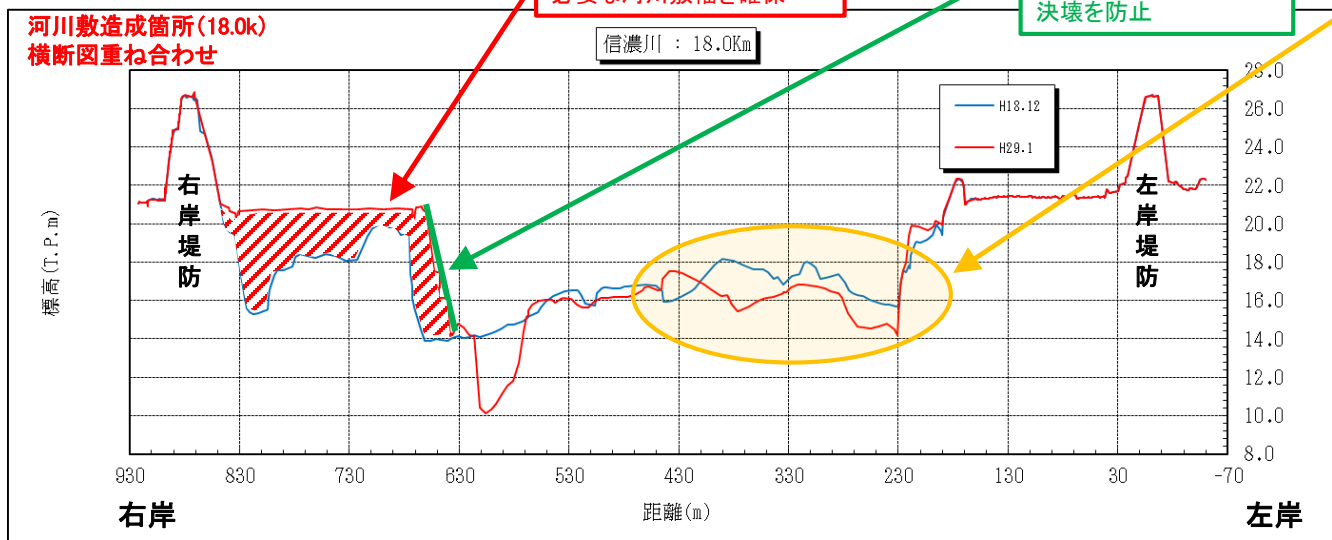


河川敷の幅が不足しており、洪水時に堤防が侵食され、決壊する恐れがあった

対策①
必要な河川敷幅を確保

対策②
河川敷前面に護岸を整備し、洪水による河川敷の侵食、堤防の決壊を防止

対策③
河川敷を造成した分、河川内の土砂を掘削し、必要な断面積を確保



環境① 動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出に関するご意見・・・4件

（動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出）

頂いたご意見

(P72 No.91)

中・下流部

自然破壊とならない事を願います。生きものが暮らしやすい環境を一番に考えてほしい(人間はおまけ程度でよいと思います)。植樹、小石利用など昔ながらの知恵を生かしてほしい。新潟の川、水を守って下さい。水の重要さを人間は忘れていると感じます。百年先を見据えて受け継いで行けます様に。よろしくお願いいたします。

回答

- 生物の良好な自然環境の保全については、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P86～90『第5章第1節第3項 1. 河川環境の整備と保全』に記載のとおり、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を考慮した河川の整備、河道の維持管理を実施していきます。

（動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出）

頂いたご意見

(P72 No.92)

中流部

趣味で魚釣りをしています。信濃川でもサケ釣りが出来る様な河川になったらと日頃思っています。（昔はサケ漁師がいた）治水は大事ですが生態系を壊してきたことも事実です。豊かな自然との両立が出来ることを望んでいます。

回答

- 魚類を含む生物の良好な自然環境の保全については、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P86～90『第5章第1節第3項 1. 河川環境の整備と保全』に記載のとおり、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を考慮した河川の整備、河道の維持管理を実施していきます。

環境② 特定外来生物等の駆除・拡散防止に関するご意見・・・1件

(特定外来生物等の駆除・拡散防止)

頂いたご意見

(P73 No.95)

整備後、河川内がブタクサだらけになるので、対策をお願いします

上流部

回答

- 信濃川水系河川整備計画（変更原案）P86～90『第5章第1節第3項 1. 河川環境の整備と保全』に記載のとおり、河道掘削の際に外来種の駆除を行い、ブタクサ等の外来植物が再繁茂しづらい環境を形成していくとともに、特定外来生物等の生息・生育・繁殖実態の把握に努め、必要に応じて対策を検討し、特定外来生物等の駆除・拡散防止を図っていきます。

維持管理

維持管理① 河川管理施設等の維持管理に関するご意見・・・3件

(河川管理施設の維持管理)

頂いたご意見

(P73 No.96)

千曲市八幡地区辻地籍以北について、台風災害で千曲川の内堤防を増設していた部分が侵食されて、土手外の畑に行く河川横の道路が非常に危険な箇所があります。2021年8月14日の大雨でもさらに侵食された気がします。護岸がコンクリートではないために、今後増水した場合には、辻から新宿あたりの堤防が決壊するのではないかと大変心配しています。河川の中央部分の土砂を移して、水量が多くなっても十分なようにしてもらいたい。大変な作業ですが、住民が安心して住めるようにお願いいたします。

上流部

回答

- 堤防、護岸の維持管理については、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P93『第5章第2節第2項 1. 堤防、護岸及び河岸の維持管理』に記載のとおり、点検、河川巡視や定期的な縦横断測量調査等の実施により、堤防や護岸、河岸等の欠損等が把握された場合には、必要に応じて所要の対策を講じていきます。

維持管理② 河道の維持管理（維持掘削、砂利採取、樹木管理等）に関するご意見・・・13件

（砂利採取）

頂いたご意見

（P74 No.99）

上・中・下流部

・ 第5章2 維持掘削について

継続的な維持掘削では、大量発生する残土の処理が課題と思います。従来 방식に加え、官民連携事業として、砂利採取事業者の協力を得て河道掘削を行う等、残土の処分方法についても記載することを検討いただきたいと思います。第5章6 地域と連携した河川管理の推進の項の記載と同様に、掘削した土砂についても樹木と同様な処分方法をとることにより、公共事業等で必要な砂利等の資源の枯渇化が著しい信濃川流域においては、まさに資源の有効活用が図られ、また、公費の削減効果も大きいものと考えられます。

・ 具体的な取り組みの一例として提案河川内の工事用仮設道路、表土付近の樹木・草本類等の撤去を河川管理者において実施する。

また、掘削土砂については、移動式の選別機、破砕機等を用いて分別し、骨材としての活用が見込めるものについては砂利採取事業者が提供を受けて搬出する。

回答

- いただいたご意見を踏まえ、国土交通省で平成26年度より取り組んできた民間事業者等による砂利の有効活用の促進を河川整備計画本文に記載を追加することで、コスト縮減、砂利の有効活用の取り組みを着実に進めていくため、第5章第2節第3項に追記しました（アンダーライン箇所）。

信濃川水系河川整備計画（変更原案）P98『第5章第2節第3項 5. 砂利採取の規制と民間事業者等による砂利の有効活用の促進』
また、これまで河川工事により掘削していた土砂について、生態系や良好な河川景観等への影響が生じない範囲で、民間事業者等による砂利採取を許可することで、掘削コストの縮減に努め、良質な砂利の有効活用を引き続き推進します。

(維持掘削、砂利採取)

頂いたご意見

(P76 No.101)

長岡市釜ヶ島の住民です。現在当地区では信濃川の低水護岸工事が行われており、大変有難く思っています。現在、信濃川の中州には膨大の量の砂利が堆積しており、島となっています。このため、水流が川の真ん中を流れず、逆に堤防に向かって流れています。このため、堤防が流れにより侵食される状態となります。この解消のため、中州の砂利を採取して、中州を無くす工事をしていただきたいと思います。

回答

中流部

- 信濃川水系河川整備計画（変更原案）は、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減を図ることを目標としております。その目標に対して、流下能力が不足している区間を解消するために、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P70『第5章第1節第1項 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項』に記載のとおり河道掘削を実施します。
- 信濃川水系河川整備計画（変更原案）P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P97『第5章第2節第3項 2. 維持掘削』に記載の、治水上必要な維持掘削を行います。
- また、水衝部対策として、洪水等による侵食から堤防を防護するために、護岸や水制等による低水路の安定化や高水敷確保による堤防防護等のための必要な対策を実施することとしています。

(樹木管理)

頂いたご意見

(P77 No.106)

長岡大橋を渡るたびに、橋よりも伸びている木が多数あり、河床が森林になっていることが気になっていました。これは信濃川からの氾濫を促すことになるのでしょうか。信濃川の洪水ハザードマップを見ると、長岡市内はかなりの予測されていますが、信濃川の森林？をきれいに除去すれば、浸水想定に影響が出るのでしょうか。

回答

中流部

- 樹木の伐採については、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P97『第5章第2節第3項 3. 適切な樹木管理』に記載の、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行います。

人と河川との関わり ふれあいの場の整備に関するご意見・・・4件

(ふれあいの場)

頂いたご意見

(P78 No.112)

上・中・下流部

娘のところ(埼玉県)に行ったところ近くの湧き水が流れる小さな川(幅約3m位)は両側が遊歩道になっており、その道には花だんがありお花好きの方々のボランティアの方がたくさんのお花や花木を育ててとてもきれいで、人々の散歩や、夕涼みの場で、孫とよく散歩をしてとても楽しく、川にはアユ、大きなふな、カモ、カメがたくさんいて楽しいところでした。こんな所になるといいな・・・

回答

- 信濃川水系河川整備計画（変更原案）P86～92『第5章第1節第3項 1. 河川環境の整備と保全、3. ふれあいの場の整備』に記載のとおり、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を考慮した河川の整備を行っていくとともに、関係機関と連携しながら、良好な水辺空間の整備を行っていきます。

(ふれあいの場)

頂いたご意見

(P78 No.113)

中流部

越路河川公園には井上円了顕徳碑があり、須川を挟んで隣接する場所には岡村権左衛門碑があります。岡村権左衛門は年貢減免を代官所に願い出ましたが、強訴した罪で打首となった方です。せっかく河川公園に隣接していますので、橋を架け河川公園に訪れた方々が気軽に訪れることができるようになると良いと思います。また、向かいには高齢者施設があります。橋が架かることで散歩コースにもなり地域住民の憩いの場所になると思います。

回答

- 信濃川水系河川整備計画（変更原案）P91～92『第5章第1節第3項 3. ふれあいの場の整備』に記載のとおり、関係機関と連携しながら、良好な水辺空間の整備を行っていきます。
- いただいたご意見については、河川公園管理者に共有します。

その他のご意見… 23件

(総合土砂管理)

頂いたご意見

(P80 No.122)

「信濃川水系では、梓川、高瀬川及び魚野川等の上流域をはじめとする生産土砂量の多い山地を抱えており、過去より幾度となく土石流や土砂・洪水氾濫による災害が発生してきたことから、砂防施設の整備より、土砂の流出・抑制を図っています。一方で、崩壊地を抱える一部のダムでは想定を超える土砂が堆積しています。」

とありますが、梓川上流の上高地の自然保護を考慮に入れていただきたいです。

元々上高地の地形はV字谷がマサ化した花崗岩や火山噴出物、氷河期積物等の埋め立てられてできており、その堆積作用は現在も進行中で、梓川のケンショウヤナギ群落など洪水と堆積によって維持されている特有の自然が多く存在します。上高地一帯は国立公園の特別保護地区に指定されているわけですが、活発な洪水や土石流など堆積作用も保護対象の自然と認識しなければなりません。

自然状態であれば支川で発生した土石流は沖積錐の途中で止まっていたものが、導流堤や砂防ダムが流路を固定することで、逆に梓川本流まで誘導され本川の河床上昇を助長しているとする考えもあります。白沢など支川では河床の浚渫で出た土砂を流路わきに積み上げているので、極めて不自然な光景になっているだけでなく、持続的な維持管理が困難になりつつあります。

上高地において防御対象となるのは遊歩道やホテルなど施設だけであり限定的なので、当地においては自然保護を第一に、施設のかさ上げや移転で対応し、砂防や河川管理が必要最小限として、自然の河川作用と共存することを目標に、流下する土砂の対策は釜ヶ淵よりも下流で行う（例えば奈川渡ダム上流に土砂捕捉の為の副ダムや排砂トンネルを設置する）方が合理的経済的であり、流域の持続的管理を可能にし、自然保護にかなうものと考えます。

上流部

回答

- 信濃川水系河川整備計画（変更原案）P104『第5章第2節第9項 総合土砂管理』に記載のとおり、砂防事業者、ダム管理者などとも連携し、流域における土砂移動に関する調査・研究に取り組み、治水上安定的な河道の維持等に努め、健全な流砂系の構築に努めていきます。
- いただいたご意見については、砂防事業者に共有します。

（ソフト対策）

頂いたご意見

(P83 No.136)

即時に対策が取れないのであれば、土手等の目立つ場所にハザードマップ並びに最寄り避難場所の看板の設置を希望。

回答

- いただいたご意見については、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P29『第3章第2節第4項 3.水防、避難に資する情報提供等』に記載のまるごとまちごとハザードマップなどを活用し、地域住民の避難行動に結びつく情報提供を推進していきます。

中流部

（整備計画全般）

頂いたご意見

(P83 No.137)

命を最優先に整備計画を立てていただければ良いと考えます。現場に足を運び、そこに住む方の声を聴いてください。

回答

- 今後とも、住民の皆様方からのご意見をお聞きしながら、治水事業へのご理解、ご協力をいただけるよう努めてまいります。

中流部

3. 信濃川水系河川整備計画（変更原案）

関係住民から頂いたご意見と回答について（全一覧）

信濃川水系河川整備計画（変更原案）に対する関係住民から頂いたご意見と回答を全てを記載した一覧です。

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

※赤枠：意見内容を踏まえ変更原案の修正を行ったご意見

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案該当ページ | 変更案修正ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|-----------|-----|--------|----------|----------|--------|--|---|-------------------|-----|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | 人と河川との関わり | その他 | | | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | | | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | | | | | ②河道 |
| 1 | 長野県 | 上中下流部 | ○ | | | | | | | | | | | ・その1 P76 第5章 河川の整備の実施に関する事項 第1節第1項 2.内水対策 ・下水道法改正により樋門等の操作ルールが義務付けられたことを踏まえ、流域自治体の樋門等の操作ルール策定への技術的支援を行い、河川から市街地への逆流を確実に防止する旨を記載するべきである。 | 令和3年7月に一部が施行された特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律において、公共下水道管理者等が管理する樋門等の操作規則の策定が義務付けられたことを受け、操作規則の策定に向けて、令和3年7月に国土交通省水管理・国土保全局下水道部より、下水道管理者が管理する樋門又は樋管の操作規則の作成指針及び操作規則例が示されたところである。河川管理者としては、下水道管理者を含め、河川管理者以外の管理者が管理する樋門等の施設の管理者に対し、必要に応じて指導、助言等を行ってまいります。 | - | - |
| 2 | 長野県 | 上中下流部 | ○ | | | | | | | | | | | ・その2 P104 第6章 信濃川流域における流域治水の取組 ・流域治水関連法（特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律）を活用した取組みの記載を拡充するべきである。「流域治水関連法により整備された流域治水の実効性を高める法的枠組を活用します。」と記載があるが、後述する3つの対策（氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減早期復旧 復興のための対策）には、定型的かつ抽象的な文面が大半を占める。 流域治水関連法の中で最も重要な法的枠組は、特定都市河川浸水被害対策法である。これまでは3大都市圏内の河川のみが指定されていたが、法改正で条件を緩和して指定河川を全国に広げようとしているなか、多くの狭窄部を持ち、過去に甚大な浸水被害を受けた信濃川水系が率先して取り組まなければ、室の持ち腐れになってしまう。法改正後、大和川等が早速指定されたが、これに信濃川(千曲川)も続くべきである。 | 流域治水については、河川管理者としては、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』の治水対策を着実に進めるとともに、流域の自治体等関係機関、住民の意向等も踏まえ、特定都市河川の指定を一例として、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』を行ってまいります。 | 66～104 104～108 | - |
| 3 | 長野県 | 上中下流部 | ○ | | | | | | | | | | | ・その3 P104 第6章 信濃川流域における流域治水の取組 特定都市河川流域への指定という法的バックアップを国が行なわなければ、流域自治体の講じる流域治水の施策にも制限や限界がある。 既に総合治水の取組みを実施する流域自治体も多いため、特定都市河川流域に指定されれば柔軟な対応が可能であり、絶大な効果が見込まれる。 本計画は河川法に基づき作成される計画ではあるが、流域治水への転換を踏まえ、特定都市河川への指定検討や指定を見据えた対策など、積極的な流域治水への姿勢を記載するべきである。 | 流域治水については、河川管理者としては、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』の治水対策を着実に進めるとともに、流域の自治体等関係機関、住民の意向等も踏まえ、特定都市河川の指定を一例として、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』を行ってまいります。 いただいたご意見を踏まえ、流域治水関連法の重要な施策の一つである特定都市河川の指定を河川整備計画本文に記載を追加することで、流域治水の取り組みを着実に進めていくため、特定都市河川の指定について第6章に追記しました(アンダーライン箇所)。 信濃川水系河川整備計画(変更原案)P104『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』3段落目 なお、必要に応じて特定都市河川の指定など、流域治水関連法により整備された流域治水の実効性を高める法的枠組を活用します。 | 66～104 104～108 | 104 |
| 4 | 長野県 | 上中下流部 | ○ | | | | | | | | | | | ・その4 P105 第1節 氾濫をできるだけ防ぐ減らす対策 第1項 河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施及び河川整備基本方針の見直し ・特定都市河川への指定を見据え、策定を予定する流域水害対策計画や流域治水プロジェクトとの整合性や関係性(棲み分け)を記載するべきである。 | いただいたご意見を踏まえ、流域治水関連法の重要な施策の一つである特定都市河川の指定を河川整備計画本文に記載を追加することで、流域治水の取り組みを着実に進めていくため、特定都市河川の指定について第6章に追記しました(アンダーライン箇所)。 信濃川水系河川整備計画(変更原案)P104『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』3段落目 なお、必要に応じて特定都市河川の指定など、流域治水関連法により整備された流域治水の実効性を高める法的枠組を活用します。 特定都市河川の指定、及び指定に伴い策定する流域水害対策計画等、特定都市河川法の制度、施策の一つである雨水貯留浸透施設の整備、貯留機能保全区域の指定については、流域の関係自治体等関係機関、住民の意向等も踏まえ、今後検討してまいります。 | 104 | 104 |

※上中下流部…上・中・下流部全般に関するご意見 上流部…上流部に関するご意見 上中流部…上・中流部に関するご意見 中流部…中流部に関するご意見 中下流部…中・下流部に関するご意見 下流部…下流部に関するご意見

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

※赤枠：意見内容を踏まえ変更原案の修正を行ったご意見

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|-----------|----------|-----|--|--------|--|---|------------------|-----|---|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | その他 | | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | | |
| 5 | 長野県 | 上中下流部 | ○ | | | | | | | | | | | <p>・その4 P105 第1節 氾濫をできるだけ防ぐ減らす対策 第3項 雨水貯留施設の整備</p> <p>・流域自治体が取組む旨しか記載がないが、流域自治体の条例や開発指導要綱で流出抑制施設の設置を義務付けていることや特定都市河川への指定（雨水浸透阻害行為の許可）を見据え、流域住民・企業も流域治水に取組む一員として雨水貯留浸透施設の整備に取組む旨を記載するべきである。</p> | <p>いただいたご意見を踏まえ、流域治水関連法の重要な施策の一つである特定都市河川の指定を河川整備計画本文に記載を追加することで、流域治水の取り組みを着実に進めていくため、特定都市河川の指定について第6章に追記しました（アンダーライン箇所）。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)P104『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』3段落目</p> <p>なお、必要に応じて特定都市河川の指定など、流域治水関連法により整備された流域治水の実効性を高める法的枠組みを活用します。</p> <p>特定都市河川の指定、及び指定に伴い策定する流域水害対策計画等、特定都市河川法の制度、施策の一つである雨水貯留浸透施設の整備、貯留機能保全区域の指定については、流域の関係自治体等関係機関、住民の意向等も踏まえ、今後検討していきます。</p> | 104 | 104 | ※ |
| 6 | 長野県 | 上中下流部 | ○ | | | | | | | | | | | <p>・その4 P105 第5項 遊水機能を有する土地の保全</p> <p>・特定都市河川の指定の記載があるが、特定都市河川の指定は全体の項目で記載し、この項には貯留機能保全区域の指定等の具体的な記載をするべきである。</p> | <p>いただいたご意見を踏まえ、流域治水関連法の重要な施策の一つである特定都市河川の指定を河川整備計画本文に記載を追加することで、流域治水の取り組みを着実に進めていくため、特定都市河川の指定について第6章に追記しました（アンダーライン箇所）。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)P104『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』3段落目</p> <p>なお、必要に応じて特定都市河川の指定など、流域治水関連法により整備された流域治水の実効性を高める法的枠組みを活用します。</p> <p>特定都市河川の指定、及び指定に伴い策定する流域水害対策計画等、特定都市河川法の制度、施策の一つである雨水貯留浸透施設の整備、貯留機能保全区域の指定については、流域の関係自治体等関係機関、住民の意向等も踏まえ、今後検討していきます。</p> | 104 | 104 | ※ |
| 7 | 長野県 | 上中下流部 | ○ | | | | | | | | | | | <p>・その5 P106 第2節 被害対象を減少させるための対策 第1項「まちづくり」による水害に強い地域への誘導</p> <p>・「水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン」の公表や都市計画法改正により新たに地区計画で定められる浸水対策（床面高さの最低限度等）を踏まえ、流域自治体等が実施する水災害リスク評価の技術的支援などを具体的に記載するべきである。</p> | <p>いただいたご意見を踏まえ、流域の水災害リスク情報の共有、提供に向けた河川管理者の実施可能な内容についての記載を追加することで、こうした取り組みを着実に進めていくため、第6章第2節第1項に追記しました（アンダーライン箇所）。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)P106『第6章第2節第1項 「まちづくり」による水害に強い地域への誘導』1段落目</p> <p>流域の水災害リスク情報を共有・提供し、リスクの提示やリスク評価の技術的な支援を行うとともに、</p> | 106 | 106 | ※ |
| 8 | 長野県 | 上中下流部 | ○ | | | | | | | | | | | <p>・その5 P106 第2節 被害対象を減少させるための対策 第1項「まちづくり」による水害に強い地域への誘導</p> <p>・特定都市河川への指定を見据え、浸水被害防止区域の指定に向けた技術的な支援も追記するべきである。</p> | <p>いただいたご意見を踏まえ、流域治水関連法の重要な施策の一つである特定都市河川の指定を河川整備計画本文に記載を追加することで、流域治水の取り組みを着実に進めていくため、特定都市河川の指定について第6章に追記しました（アンダーライン箇所）。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)P104『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』3段落目</p> <p>なお、必要に応じて特定都市河川の指定など、流域治水関連法により整備された流域治水の実効性を高める法的枠組みを活用します。</p> <p>特定都市河川の指定、及び指定に伴い策定する流域水害対策計画等、特定都市河川法の制度、施策の一つである雨水貯留浸透施設の整備、貯留機能保全区域の指定については、流域の関係自治体等関係機関、住民の意向等も踏まえ、今後検討していきます。</p> | 104 | 104 | ※ |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

※赤枠：意見内容を踏まえ変更原案の修正を行ったご意見
 ※緑枠：主な意見として掲載させて頂いたご意見

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|-----------|-----|----------|----------|---|--|---------------------|------------------|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | | 人と河川との関わり | その他 | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | | | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | | | | |
| 9 | 長野県 | 上中下流部 | ○ | | | | | | | | | | <p>・その6 P107-108 第3節 被害の軽減 早期復旧復興のための対策</p> <p>・マイタイムライン作成の判断材料でもある水害リスク情報について、流域自治体と連携して水防法指定外の河川、下水道のハザード情報を公表して、水害リスク空白域の解消を推進する旨を記載するべきである。</p> | <p>マイ・タイムライン等の作成の支援・普及に関する水害リスク情報の充実については流域治水の取組として順次進めているところです。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、住民の避難に向けた水害リスク情報の充実についての記載を追加することで、こうした取り組みを着実に進めていくため、水害リスク情報の充実について第6章第3節第1項に追記しました(アンダーライン箇所)。 信濃川水系河川整備計画(変更原案)P107『第6章第3節第1項 マイ・タイムライン等の作成の支援・普及』 住民の避難を促すための取組として、水害リスク情報の充実を図り、流域の関係機関と危機感を共有する流域タイムラインの整備と訓練、</p> | 107 | 107 |
| 10 | 長野県 | 上中下流部 | ○ | | | | | | | | | | <p>・その6 その他</p> <p>・法定計画である河川整備計画に特定都市河川への指定を見据えた施策を記載することで、信濃川千曲川流域、そして北陸地方整備局の積極的な流域治水の推進を意思表示するようお願いいたします。</p> | <p>流域治水については、河川管理者としては、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66~104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』の治水対策を着実に進めるとともに、流域の自治体等関係機関、住民の意向等も踏まえ、特定都市河川の指定を一例として、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P104~108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』を行ってまいります。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、流域治水関連法の重要な施策の一つである特定都市河川の指定を河川整備計画本文に記載を追加することで、流域治水の取り組みを着実に進めていくため、特定都市河川の指定について第6章に追記しました(アンダーライン箇所)。 信濃川水系河川整備計画(変更原案)P104『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』3段落目 なお、必要に応じて特定都市河川の指定など、流域治水関連法により整備された流域治水の実効性を高める法的枠組みを活用します。</p> | 66~104 104~108 | 104 |
| 11 | 不明 | 上中下流部 | ○ | | | | | | | | | | <p>最近洪水対策として「流域治水」という言葉が関係機関から出ているが、公共のダム等は有効に使ってもらうことは良いが一般の水田をダムの代わりに使用するという話を聞きます。これは作物を水没させるという事ではないですか、稲を水没させたら病気の原因になり収穫できなくなります、なぜこのような市民を犠牲にする話が出るのか理解出来ない、私たちの財産(水田)を守るのが政治、行政の役目ではないのですか。</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>その目標のために必要な対策として河道掘削・築堤等の整備を位置づけているところです。 しかしながら、整備の途上段階や河川整備計画の目標が達成された場合においても、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって計画規模を上回る洪水が発生するおそれがあるため、集水域と河川区域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、流域のあらゆる関係者で被害の軽減に向けた「流域治水」を推進する必要があります。 そのため、P106『第6章第1節第4項 水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進』に記載の通り、農業従事者等関係者のご理解の下、関係機関が協働・連携して普及を進められるよう技術的な支援を行ってまいります。</p> | 1 4 62 106 | - |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答 ※緑枠: 主な意見として掲載させて頂いたご意見

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|----------|-----------|--|--|---|---|---------------------|-----|
| | | | 治水 | | | | | 環境 | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | | その他 |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | |
| 12 | 不明 | 上中下流部 | ○ | | | | | | | | | | | <p>信濃川が洪水の危機になるときその水量を調整するのに水田を水ガメにするという話を聞いたことがある。洪水のときは毎秒10,000m³ 流れる。水田水ガメのような小手先の対策で済むことではないでしょう。信濃川の流下能力自体を高めることが第一義ではないですか、河道掘削、河川敷、中州の浚渫等本質の作業でやれることはたくさんある、水田を犠牲にするとは不謹慎です。</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>その目標のために必要な対策として河道掘削・築堤等の整備を位置づけているところですが、整備の途上段階や河川整備計画の目標が達成された場合においても、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって計画規模を上回る洪水が発生するおそれがあるため、集水域と河川区域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、流域のあらゆる関係者で被害の軽減に向けた「流域治水」を推進する必要があります。</p> <p>そのため、P106『第6章第1節第4項 水田の貯留機能向上のための田んぼダムの取組推進』に記載の通り、農業従事者等関係者のご理解の下、関係機関が協働・連携して普及を進められるよう技術的な支援を行っていきます。</p> | 1 4 62 106 | - |
| 13 | 長野県 | 上流部 | ○ | | | | | | | | | | <p>「洪水氾濫の切迫度や危険度を的確に把握できるよう、洪水に対しリスクが高い区間における水位計やライブカメラの設置等を行うとともに、水害リスクラインや川の防災情報等により水位情報やリアルタイムの映像を市町村と共有するための情報基盤の整備を行います。」とありますが、近傍観測点のリアルタイムデータでは遅いので、上流域の降水データを基に流量推移をシミュレーションし、越水の恐れを早期に判別し、警報を出せるようにすべきです。令和元年の洪水の場合、佐久地方での大雨と上流の水位上昇傾向から、下流で夜中頃に危険な水位になることは昼過ぎには明らかでした。小布施町など避難指示が出たのは杭瀬下の水位が上がった夜になってからだったと記憶しています。</p> | <p>現在、気象庁と国土交通省水管理・国土保全局では、洪水予報指定河川において、実況の河川水位、流域平均雨量に、今後の予測水位、予測雨量も含め洪水予報を発表しています。</p> <p>また、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P107『第6章第3節第1項 マイ・タイムライン等の作成の支援・普及』に記載のとおり、上流部においては令和元年東日本台風洪水を踏まえ、千曲川・犀川流域(緊急対応)タイムラインを整備し、流域全体の関係機関と危機感を共有し、早期の対応を実施できる体制を構築しています。</p> <p>さらに、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P107『第6章第3節第3項 住民等への情報伝達手段の強化』に記載のとおり、水位計やライブカメラの設置、危険箇所において必要に応じて河川監視用CCTVや危機管理型水位計及び簡易型河川カメラを設置し洪水時の情報を提供していきます。</p> <p>令和4年6月13日からは、信濃川、千曲川を含む全国の指定河川洪水予報の氾濫危険情報を、現在は実況に基づき発表しているところ、従来の運用に加えて3時間先までの予測水位が氾濫する可能性のある水位に到達した場合に氾濫危険情報(警戒レベル4相当: 避難指示の目安)を発表する運用に変更を行います。</p> | 107 | - | |
| 14 | 長野県 | 上流部 | ○ | | | | | | | | | | <p>今回の原案、流域治水の考え方、生態系配慮は大変素晴らしいと思います。しかし、軽井沢町では湿田17.6haを排水工事、盛り土をし畑に変更しようという計画が進行しています。ここには絶滅危惧植物が多数あります。土地改良法で【環境に配慮する】と書かれているのに、植物の移植だけで済ませようとしています。湿田も湿地ですから流域治水の観点から、排水工事は好ましくないと考えます。この計画が成功したら、さらに大きい80haの休耕田も畑に変更しキャベツやレタスを増産しようと町長は明言しています。休耕田、湿地を排水し畑に変更するのは、自然の摂理に反しています。いくら下流で流域治水をしても最上流部では流域治水の考え方をとらなければ、無駄ではないでしょうか。千曲川流域全体での長期的視野での流域治水の解決を求めます。</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載のとおり、上流部においては「信濃川水系(信濃川上流)流域治水協議会」を設立し、河川管理者が取り組む河川整備を更に加速させるとともに、自治体などの関係者が取り組む雨水貯留施設の整備や、水力発電、農業用水、水道などの水利用を目的とする利水ダムを含めた既存ダムの事前放流等の「氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」に取り組んでいきます。</p> | 104～108 | - | |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答 ※緑枠: 主な意見として掲載させて頂いたご意見

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|-----------|-----|--------|----------|----------|--------|---|--|------------------|-----|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | 人と河川との関わり | その他 | | | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | | | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | | | | | ②河道 |
| 15 | 長野県 | 上中下流部 | | ○ | | | | | | | | | | 2 河川整備基本方針の見直しの加速化 原案では、河川整備基本方針の見直しに言及されております(P105)が、近年の災害の激震化に鑑み、整備計画の上位計画である整備基本方針の見直しの方が優先されるべきものと考えます。河川整備基本方針の早急な見直しをお願いします。 | 河川整備基本方針の見直しについては、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P105『第6章第1節第1項 河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施及び河川整備基本方針の見直し』に記載のとおり、河川整備基本方針の見直しに向けた検討を進めていきます。 | 105 | - |
| 16 | 長野県 | 上流部 | | ○ | | | | | | | | | | 3 千曲川の整備目標の引き上げ 立ヶ花基準点における河道配分流量が8,300m ³ /sとされておりますが、令和元年東日本台風洪水で上流部における堤防の決壊がなかったとすれば、実際の観測流量を大幅に上回る水量が流れたものと思われます。したがって、整備目標流量をもう一段引き上げていただきたいと思えます。 | 整備目標については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P62～63『第4章第1節第1項 2. 整備の目標』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、過去の洪水における洪水特性や現在の河川整備状況、背後の利用状況、上下流、本支川の整備バランス等、総合的に勘案し、段階的かつ着実な河川整備を実施することで戦後最大規模の洪水に対し災害の発生防止又は軽減を図ってまいります。基準地点立ヶ花において戦後最大を更新した令和元年10月洪水が流域内のダムによる洪水調節や越水氾濫しなかった場合の規模と同規模の9,400m ³ /sを目標流量とし、そのうち河道配分流量を8,300m ³ /sとして、堤防の決壊、越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減を図ります。 | 62～63 | - |
| 17 | 長野県 | 上流部 | | ○ | | | | | | | | | | ●●●●NO1 1、河川整備基本方針の計画高水流量と変更骨子案における目標流量について(ページ番号13) 台風第19号時の実績流量から、立ヶ花地点での目標流量を毎秒9,400立方メートルとし、河道配分流量は毎秒8,300立方メートルに引き上げることは妥当な考え方。しかし、杭瀬下地点において信濃川水系河川整備基本方針で目標としている計画高水流量5,500立方メートルに向け、上下流バランスを考慮した上で毎秒4,000立方メートルを4,900立方メートルへ引き上げるとしていることは、実績値(流量)を考慮しない机上の数値と見なざるを得ない。 ①立ヶ花地点での目標流量を毎秒9,400立方メートルとしているのだから、河川整備基本方針で示されている9,000(11,500)について見直すべきである。 ②立ヶ花地点については台風第19号時の実績値を根拠に目標流量を設定していることから、杭瀬下地点についても実績値を基本に設定すべきである。 | ①立ヶ花地点の目標流量9,400m ³ /sとは、信濃川水系河川整備基本方針で定められる基本高水のピーク流量11,500m ³ /sに対応する流量となっております。なお、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P105『第6章第1節第1項 河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施及び河川整備基本方針の見直し』に記載のとおり、近年、全国各地で激甚な被害をもたらす水災害が毎年のように発生しており、気候変動の影響は既に顕在化していることは明らかであり、今後も降雨量が増大することが懸念されていることから、信濃川水系河川整備基本方針の見直しに向けた検討を進めていきます。 ②整備目標については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P62～63『第4章第1節第1項 2. 整備の目標』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、過去の洪水における洪水特性や現在の河川整備状況、背後の利用状況、上下流、本支川の整備バランス等、総合的に勘案し、段階的かつ着実な河川整備を実施することで戦後最大規模の洪水に対し災害の発生防止又は軽減を図ります。 | 62～63 105 | - |
| 18 | 長野県 | 上流部 | | ○ | | | | | | | | | | ●●●●NO2 2、杭瀬下地点における河道配分流量の見直しについて(ページ番号62及び63) 基準地点である立ヶ花の河道配分流量、毎秒8,300立方メートルへの改定は、台風第19号時の流量である毎秒8,387立方メートルの近似値であるが、杭瀬下地点での流量は、上流の観測地点である生田での流量を毎秒7,267立方メートルを踏まえると、理論的には杭瀬下地点での流量はそれ以上とみられ、仮に、生田の7,267立方メートルがそのまま流下したとしても、信濃川水系河川整備計画変更骨子案で提示している杭瀬下地点の河道配分流量、毎秒4,900立方メートルを2,367立方メートル上回る。 ①長野市では台風第19号で甚大な災害を受けた。今後、将来にわたり住民の生命と財産を守っていく観点から、現実起こった杭瀬下地点での実績値を基本とした河道配分流量へと見直すべきだ。 ②杭瀬下地点の河道配分流量を再考する場合は、立ヶ花地点での毎秒8,300立方メートルを再検討する必要がある。 | 整備目標については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P62～63『第4章第1節第1項 2. 整備の目標』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、過去の洪水における洪水特性や現在の河川整備状況、背後の利用状況、上下流、本支川の整備バランス等、総合的に勘案し、段階的かつ着実な河川整備を実施することで戦後最大規模の洪水に対し災害の発生防止又は軽減を図ります。 | 62～63 | - |

※上中下流部...上・中・下流部全般に関するご意見 上流部...上流部に関するご意見 上中流部...上・中流部に関するご意見 中流部...中流部に関するご意見 中下流部...中・下流部に関するご意見 下流部...下流部に関するご意見

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | |
|----|---------|-----------|--------|-----------|--------|--------|--------|-----------|-----|---------|-----------|-----------|--|--|---|------------------|------|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | 人と河川との関わり | その他 | | | | | | | | |
| | | | ① 流域治水 | ② 基本方針見直し | ③ 整備目標 | ④ 実施内容 | ⑤ 複数項目 | | | ① 環境の保全 | ② 特定外来生物等 | ① 河川管理施設等 | | | | | ② 河道 |
| 19 | 長野県 | 上流部 | | ○ | | | | | | | | | | <p>●●●●NO3 3. 数値の妥当性について(ページ番号62及び63) (3-1)河道配分流量について 上記2で述べた通り、杭瀬下地点における河道配分流量は、見直しが必要であると考え、仮に、毎秒4,900立方メートルで安全性が担保されるのというのであれば、その安全性を裏付ける明確な根拠を具体的な数値等を持って示すべきだ。 (3-2)洪水調節施設(立ヶ花地点)について ①立ヶ花地点の洪水調節量を毎秒1,100立方メートルとしているが、流域内の洪水調節施設の具体的な内容(施設名、それぞれの調節量)を明記すべし。 ②洪水調節施設整備の進捗状況について、定期的に公表することを要望する。</p> | <p>①洪水調節については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～76『第5章第1節第1項 1. 洪水の安全な流下対策』に記載のとおり、大町ダム・高瀬ダム・七倉ダムにおいて新たに洪水調節容量を確保する大町ダム等再編事業に加え、上・中流部において洪水調節機能の向上を図るため、関係機関と調整のうえ調査・検討を行い、必要な対策を実施していきます。</p> <p>②洪水調節については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～76『第5章第1節第1項 1. 洪水の安全な流下対策』に記載のとおり、関係機関と調整のうえ調査・検討を行った上で、今後、具体的な事項が定まった段階で本計画の見直しを行っていきます。</p> | 66～76 | - |
| 20 | 長野県 | 上流部 | | ○ | | | | | | | | | <p>(1)「犀川水系」の流量目標値の増加が示されていないのではないか？ 台風19号洪水は千曲川上流部に大量の降雨があり、立ヶ花の水位は12.46Mと過去最高水位を更新した(計画高水位の10.75Mを1.71M超えた)。それまでの最高水位である昭和58年9月洪水の11.13Mを1.33Mも超えた。なお、この時犀川水系の降雨量はおおよそ千曲水系の半分以下であった。決壊した長沼地区はこの両水系の合流地点の下流に位置する。かりに両水系で同時に豪雨がいった時果たしてどれほどの水位になるのか、想像するのも恐ろしい。実際その兆しが昨年お盆の犀川水系上流部での豪雨による洪水であった。19号台風時とは逆に犀川水系上流の豪雨により陸郷では5.43Mと氾濫危険水位を63cm超過、当長沼地区でも冠水し、立ヶ花では氾濫危険水位9.20Mまであと44cmに迫る8.76Mまで上昇した。3年間に2度の洪水、この頻度と両水系同時の豪雨への懸念は現実味を帯びてきている。 4月24日の第8回長沼地区住民集会で千曲川河川事務所に、集会終了後に質問したところによると、「犀川水系の既往最大流量は昭和58年洪水時のものであり、整備計画の目標流量にすでに組み入れてある」との担当者からの説明があった。以上を踏まえて、 ① 昭和58年台風の雨量、両水系の各観測地点での流量及び水位の記録を示してほしい。 ② 昨年8月の出水に際しては「令和3年8月出水概要報告」に、梓川水系の東電3ダムで事前放流による貯留が行われ、熊倉観測地点で流量のおおよそ3割の削減効果があったと公表された。しかしその下流にあたる陸郷、小市そして最終的に立ヶ花における流量目標値への影響数値にどう影響したのか公表してほしい。 ③ 利水容量内で治水対策として貯留可能な最大値と下流観測地点における効果値(どう表現されるのかも含め)併せて公表してほしい。</p> | <p>整備目標については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P62～63『第4章第1節第1項 2. 整備の目標』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、過去の洪水における洪水特性や現在の河川整備状況、背後の利用状況、上下流、本支川の整備バランス等、総合的に勘案し、段階的かつ着実な河川整備を実施することで戦後最大規模の洪水に対し災害の発生防止又は軽減を図ります。</p> <p>また、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P74～75『第5章第1節第1項 1. 洪水の安全な流下対策(4)、(5)』に記載のとおり、犀川上流における大町ダム・高瀬ダム・七倉ダムにおいて新たに洪水調節容量を確保する大町ダム等再編事業を実施するとともに、上・中流部において、洪水調節機能の向上を図るため、関係機関と調整のうえ調査・検討を行い、必要な対策を実施していきます。</p> | 62～63 74～75 | - | |
| 21 | 長野県 | 上中流部 | | ○ | | | | | | | | | <p>1 いわゆる「中抜け区間」(長野新潟県境約40km)の解消 水系を一貫して管理する河川整備の原則から「中抜け区間」を放置したままの計画では、目標の達成が困難になります。「中抜け区間」を直轄に編入し、整備計画を樹立していただきたいと思います。それが当面困難ということであるならば、他県にも例があるように国・県が一体となった整備計画としていただきたいと思えます。</p> | <p>新潟県・長野県の県境区間については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P62『第4章第1節第1項 1. 目標設定の背景』に記載のとおり、整備に関する情報を共有するなど関係する河川管理者と連携を図りつつ水系全体として段階的かつ着実に治水安全度の向上を図ります。</p> | 62 | - | |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答 ※緑枠: 主な意見として掲載させて頂いたご意見

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|-----------|-----|----------|----------|--------|---|---|------------------|-----|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | | 人と河川との関わり | その他 | | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | | | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | | | | | ②河道 |
| 22 | 長野県 | 上流部 | | | | ○ | | | | | | | | 4 河道掘削による下流域への負荷の軽減策 河道掘削は、下流の遊水地整備と一体となって進められるべきものと考えます。特に緊急治水対策プロジェクトにより上流部での河道掘削が進められてきておりますが、整備が遅れている県管理区間への負荷の軽減策として堤防ブロック張りなどの強化策を進めていただきたいと思います。 | 現在、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトでは遊水地等の整備により上流からの洪水量を低減させるとともに、上下流バランスを図りながら、段階的に河道掘削を実施することにより、洪水時の水位低下を図り、令和元年東日本台風において千曲川本川からの越水等による家屋部の浸水防止を図ることとしています。また、河川の整備については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～76『第5章第1節第1項 1. 洪水の安全な流下対策』に記載のとおり、上流側の整備を行う際には、下流側の整備状況や支川の整備状況に配慮しつつ実施していきます。 | 66～76 | - |
| 23 | 長野県 | 上流部 | | | | ○ | | | | | | | | 5 粘り強い河川堤防の整備個所の追加(P76) 戸狩狭窄部の河道掘削が進められておりますが、堰上げによる越水被害をなくするため、河道掘削と併せて上流飯山盆地の堤防の強化策を講じていただきたいと思います。 | 粘り強い河川堤防等については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』に記載のとおり、氾濫リスクが高いにも関わらず、その事象が当面解消困難な区間において実施していきます。 また、河川の整備については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～76『第5章第1節第1項 1. 洪水の安全な流下対策』に記載のとおり、上流側の整備を行う際には、下流側の整備状況や支川の整備状況に配慮しつつ実施していきます。 | 66～76 76～77 | - |
| 24 | 長野県 | 上流部 | | | | ○ | | | | | | | | ●●●●NO4 4. 河川の整備の実施に関する事項(ページ番号67以降)等 ①本計画は平成26年から概ね30年間の整備完了を目指すとしているが、それぞれの箇所別に整備完了年度を明記すべきだ。 ②流域の48市町村(長野・新潟)別に洪水調節施設の具体的な整備内容と調節流量を明示すべきだ。 ③西日本豪雨災害の事例から、ダム放流は本川の被害を引き起こす可能性が高い。そのため、ダムを有する支川の downstream に時間差を作るための洪水調節施設を設けるべきだ。 ④洪水リスクを軽減させるために、河道掘削は最も重要な対策であるが、その場合、できるだけ本川を直線的に流下させるよう整備すべきであり、具体的に、68K地点(関崎橋上流)の堆積土砂を撤去することを盛り込んでいただきたい。 ⑤洪水リスクを軽減させるために、河道掘削を含む河床整備を強く要望したい。具体的には、犀川10k地点から上流1k地点左岸に繁茂している樹木伐採と河床整備を要望する。 | ①河川整備計画については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P1『第1章第1節 計画の主旨』に記載のとおり、「信濃川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第16条の二に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画です。本計画において当面実施する河川の整備の実施に関する事項は、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』に記載しています。なお、河川整備計画について整備完了した箇所については、信濃川水系河川整備計画(附図)(変更原案)にて整備完了と記載しています。 ②・③洪水調節については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～76『第5章第1節第1項 1. 洪水の安全な流下対策』に記載のとおり、大町ダム・高瀬ダム・七倉ダムにおいて新たに洪水調節容量を確保する大町ダム等再編事業に加え、上・中流部において洪水調節機能の向上を図るため、関係機関と調整のうえ調査・検討を行い、必要な対策を実施していきます。 ④・⑤本計画において当面実施する河川の整備の実施に関する事項は、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～104『第5章河川の整備の実施に関する事項』に記載しています。 | 1 66～104 | - |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|-------------------|-----|--------|----------|----------|--------|--|--|------------------|-----|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | 人と 河川との 関わり | その他 | | | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | | | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | | | | | ②河道 |
| 25 | 長野県 | 上流部 | | | | ○ | | | | | | | | <p>(2)「せき上げ現象」への一層の対応(かさ上げ、大型土嚢の常備)を求めたい。「緊急プロジェクト」の基礎になった国の「技術検討会」では決壊地点が「せき上げ現象」が生じやすい「場の特徴」を持つと分析している(地元では天然の「立ヶ花ダム」とらえている)。本来ならせき上げ現象を踏まえた「計画高水位」の変更を求め、それは治水の根本に係ることで無理」という。そうならば「場の特徴」にふさわしい特別の配慮をお願いしたい。対策として、立ヶ花から村山橋にいたる左右両岸の全面被覆工法による堤防強化工事が進められている。左岸の堤防強化策と併せて、小布施橋から決壊場所に至る堤防管理往路の県道化により堤防高は余盛り十道路分(決壊地点の約90cm～数十cm)高くなる。県道化が堤防強化と連動して堤防標高が高くなることは評価しているが、加えて左岸の決壊箇所を含む越水した2キロ間に約50cmのかさ上げを「せき上げ現象」に対応する特別配慮としてお願いしたい。このかさ上げが「不可」ならば最低限、大型土嚢の常備を長野市の水防活動に位置付けるよう国の立場からも働きかけをお願いしたい。かさ上げが必要と思う理由は以下の三点である。</p> <p>① 決壊した場所57.5K地点の計画堤防高は338.1M、標高は338.19Mで下流の57K地点より12cm低く、右岸より41cm低かった。洪水高は越水高80cmで339.0Mであった。越水がこの地先で始まり裏のり面を洗掘して破堤に至ったのは必然であったといえる。</p> <p>② 上流の58キロ地点から河床勾配が急に緩やかになり土砂の堆積が進みやすい地形である。国の河床変動高調査によれば52K地点から62K区間の河床は砂利採取が盛んだった頃に1.5Mから2M低下した。その後採取の減少により現在は1Mほどの堆積があり「狭窄部上流では若干堆積傾向」と表記している。数十年の間に3Mから2.5Mの堆積が生じたことになる。また、データはないが高水敷の泥土の堆積も耕作者からは「かなりある」との声を聞いている。</p> <p>③ 加えてまた、決壊箇所下流の57K地点では河川横断面積が上流より1割ほど少ない(狭い)といわれており、これもせき上げの一要因と言える。堆積した土砂の搬出による流下量の確保を求めたい。</p> <p>また、改良工事により水位が低減する客観的根拠を示してほしい。「緊急プロジェクト」では「令和9年度末までに約1.2Mの水位低減(最近では「1.05M低減」との説明も聞くが?)を実現し越水しない堤防高、たとえ越水しても壊れにくい堤防を実現するとしている。令和9年度末を目指し進められている対策はどの箇所を、どんな工法で、いつまでに行うことで水位は〇〇cm低減するのか、理論値でいいので示していただきたい。</p> | <p>現在、令和元年東日本台風により甚大な被害が発生した信濃川水系において、国、県、市町村が連携して①河川における対策 ②流域における対策 ③まちづくり、ソフト対策からなる「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」を進めているところであり、これらの対策により上流部では、令和元年東日本台風洪水における千曲川本川からの越水等による家屋部の浸水防止が図られます。</p> <p>また、洪水の安全な流下対策として、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～76『第5章第1節第1項 1. 洪水の安全な流下対策』に記載のとおり、河口部で洪水処理を担う大河津分水路の改修を優先的に進めるとともに、上流部、中流部の安全性が段階的に向上するよう河道掘削、築堤等の整備を実施します。さらに、大町ダム・高瀬ダム・七倉ダムにおいて新たに洪水調節容量を確保する大町ダム等再編事業に加え、上・中流部において洪水調節機能の向上を図るため、関係機関と調整のうえ調査・検討を行い、必要な対策を実施していきます。</p> | 66～76 | - |
| 26 | 長野県 | 上流部 | | | | ○ | | | | | | | | <p>(3)堤防沈下と地震対策を求めたい。全面被覆工法は越水による裏法洗掘防止に大きな力を発揮するものであり、スーパー堤防を除けば現時点で最も強固な堤防技術であると聞いている。しかし同時に大きな重量負荷による堤体の沈下や近接住居等への引き込み沈下等が懸念される。前例の少ない工法なので今後の堤体の沈下、被覆と土堤の間の空洞化、「ずれ」等への点検・監視体制と数値を公開し、対策に万全を期すよう要望する。加えて、堤防の基盤が軟弱な沖積地(ほとんどN値が5以下)であることから地震(昭和16年に直下型の「長沼地震」)による液状化対策として法尻の強化と鋼矢板の打設をお願いしたい。被覆堤防の法尻強化は既に含まれているが、液状化対策として鋼矢板打設をお願いしたい。</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)P77『第5章第1節第1項 4. (1)大規模地震への対応(耐震対策)』に記載のとおり、河川管理施設の耐震性能照査結果を踏まえて、対策が必要な河川管理施設については、地震発生後においても河川管理施設が洪水や津波に対して所要の機能を発揮できるよう対策を実施していきます。</p> | 77 | - |
| 27 | 新潟県 | 中流部 | | | | ○ | | | | | | | | <p>ボトルネックになっている大河津分水路の改修工事が完了すれば、中流部の水位は下がると思います。河川敷の改修(縮小)は長岡花火大会の収入減になるため望まない。</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)P74『第5章第1節第1項 1. 洪水の安全な流下対策(3)大河津分水路の改修』に記載のとおり、大河津分水路の改修を実施していきます。</p> | 74 | - |
| 28 | 新潟県 | 中流部 | | | | ○ | | | | | | | | <p>水害を防ぐには、徹底した護岸工事と水量を下げる方法を工夫すること。</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66『第5章第1節第1項 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項』に記載のとおり、洪水の安全な流下対策として、堤防整備、河道掘削等を実施していきます。</p> | 66 | - |

※上中下流部...上・中・下流部全般に関するご意見 上流部...上流部に関するご意見 上中流部...上・中流部に関するご意見 中流部...中流部に関するご意見 中下流部...中・下流部に関するご意見 下流部...下流部に関するご意見

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答 ※緑枠: 主な意見として掲載させて頂いたご意見

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|-----------|-----|--|--------|--|--|---|-----|
| | | | 治水 | | | 環境 | | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | | | その他 |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | |
| 29 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | <p>最近の地球温暖化による異常気象、それによる大雨は日本全国洪水被害をまき散らしていますね、私達長岡市民としては信濃川が長岡市の中心部を縦断している以上、何らかの影響は0ではないとは承知しております</p> <p>ところで昨年発表されたハザードマップでは川の両岸から1~2kmくらいの幅でMax10mの氾濫流、浸水になっていますね、長岡駅までも浸水区域になっています</p> <p>このハザードマップを見る限り長岡市全体がほぼ全滅状態ですよ、特に川の両岸に接する地域は5~10mの氾濫流になっています。まさかこの通り我が家が氾濫流に流されることを長岡市が容認していることではないですよ、長岡市がこのハザードマップを発表したという事は、それに対してどのような対策を考えているのかわかりたいです、今のところ私たちの耳には届いていません、国交省が発表している「信濃川水系緊急治水対策プロジェクト」には189ページもあり、全て探しましたがどこにも見当たりません、どこに書いてあるのですか</p> <p>今年洪水が発生するかもしれません、どのような対策で私達を救ってくれるのかわかりたいです。</p> <p>ただ私も漫然としているわけではありません、このようなハザードマップが出来た理由は私なりに考えると川の流下能力が低下しているからでしょう、つまり異常気象の問題ではなく人工的に埋め立てた花火会場、左岸の広大な野球場、大手大橋近くの河川敷、伸び放題に伸びた木々、川の水が流れるには誠に都合の悪いものだらけです。頭の良い国交省職員の方、しっかり計算して邪魔になるようなもの(花火会場、野球場、河川敷、木々)を取り除く事をするべきではないですか 私達が安心して暮らせる信濃川にして下さい お願いします。</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)における具体的な事業実施箇所については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66~104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』及び附図に記載しております。</p> <p>一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定)を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷(高水敷)造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷(高水敷)幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成26年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷(高水敷)幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積(河積)を確保しております。</p> <p>事業実施後においても、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 2. 維持掘削、3. 適切な樹木管理』に記載の、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行ってまいります。</p> <p>また、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P96『第5章第2節第3項 河道の維持管理』に記載のとおり、洪水時には川の流速が大きくなることから、堤防や河岸の侵食を防ぐために河川敷(高水敷)や護岸が必要となります。</p> <p>その一方で、平常時には、河川敷(高水敷)は人と河川とのふれあいの場としても活用されており、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P53『第3章第4節第4項 人と河川とのふれあい』にも記載のとおり、信濃川中流域においても60万人近くの方が河川敷(高水敷)をレクリエーションの場として活用されています。</p> <p>堤防や河岸の侵食対策としての河川敷(高水敷)造成により、河道の断面が減少する場合には、河川内の掘削を行い、信濃川水系河川整備計画(変更原案)の目標に対し必要な流下能力を確保することとしております。</p> <p>さらに、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76~77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104~108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> <p>いただいた河川敷(高水敷)の公園管理、長岡まつり大花火大会に関するご意見については、関係機関に共有します。</p> | 1 4 53 62 66~104 105~108 | - |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|----------|-----------|--|--------|----|--|--|----------------|---|
| | | | 治水 | | | | | 環境 | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | | その他 | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | | |
| 30 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | ○ | | | | | <p>長岡市内の信濃川沿いに在住の知人と話をした際、洪水時のハザードマップを見せられかなり心配されている事を知りました。</p> <p>その方のお住まいの地域では右岸長生橋下の大規模埋め立てによって川幅が狭くなり洪水時の水位上昇が急激になる状況との事です。災害の予測は難しく想定を超える事態となる可能性は当然あるわけですが、ハザードマップの整合性は極めて高いと報道されています。豪雨による水位上昇をコントロールする事は難しいでしょうが、要因が明らかであり具体的な対策がとれる部分は速やかに改修する事でリスクを下げられるならそれを先送りする事は政治行政としては怠慢を言われても仕方ないと思います。</p> <p>危険箇所としてリストアップし改修に向けて動き出す事で地域住民も思いを無視されたと感じないのではないのでしょうか。</p> <p>必要ないと判断されるようならその根拠を丁寧に説明する事も最低限必要を考えます。よろしく願いいたします。</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)は、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減を図ることを目標としております。その目標に対して、流下能力が不足している区間を解消するために、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P70『第5章第1節第1項 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項』に記載のとおり、河道掘削等により川の断面積を大きくする等の対策を実施することとしています。</p> <p>ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷(高水敷)造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷(高水敷)幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成26年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷(高水敷)幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積(河積)を確保しております。</p> <p>事業実施後においても、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 2. 維持掘削、3. 適切な樹木管理』に記載の、治水上必要な維持掘削、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行っていきます。</p> <p>一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定)を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> | 70 93 97 | - |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|----------|-----|-----------|--------|---|---|------------------|-----|
| | | | 治水 | | | | | 環境 | | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | その他 |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | |
| 31 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)における具体的な事業実施箇所については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』及び附図に記載しております。</p> <p>一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定)を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> <p>また、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P96『第5章第2節第3項 河道の維持管理』に記載のとおり、洪水時には川の流速が大きくなることから、堤防や河岸の侵食を防ぐために河川敷(高水敷)や護岸が必要となります。その一方で、平常時には、河川敷(高水敷)は人と河川とのふれあいの場としても活用されており、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P53『第3章第4節第4項 人と河川とのふれあい』にも記載のとおり、信濃川中流域においても60万人近くの方が河川敷(高水敷)をレクリエーションの場として活用されています。堤防や河岸の侵食対策としての河川敷(高水敷)造成により、河道の断面が減少する場合には、河川内の掘削を行い、信濃川水系河川整備計画(変更原案)の目標に対し必要な流下能力を確保することとしております。</p> <p>いただいた河川敷(高水敷)の公園管理、長岡まつり大花火大会に関するご意見については、関係機関に共有します。</p> | 1 4 53 62 66～104 104～108 | - | |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案該当ページ | 変更案修正ページ |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|-----------|-----|--------|----------|----------|---|---|------------------------------|----------|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | 人と河川との関わり | その他 | | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | | | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | | | | |
| 32 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | <p>国土交通省の皆様 長岡市 河川港湾課の皆様へ 信濃川水系意見募集のチラシを見ました 今迄だなー！と思っていたことがありそれを聞いてもらえる機会が出来たので、早速筆を(パソコン)を執ってみました。 ここ数年地球温暖化の影響で大雨による水害が半端なく日本中を襲っていますね、私達長岡に住む者にとって信濃川は以前は川遊びが出来る自然の空間として良い場所でした でも最近、川の中は河川敷、野球場、花火見物会場、橋まで届くと思われる背の高い多くの木々等、自然の川の一部とは思えない異様な光景になってきました そのような時、令和元年10月に台風19号来襲した(といっても新潟県には来なかった)時、信濃川の水位が上昇し避難指示が出ました、雨が降っていなかったので遠足気分で行きましたが他には2~3組の家族だけでした それはともかく、その時河川敷は水没したので野球場は使えなくなり結局その年、翌年も整備のために野球場が出来なくなりました、一説にはウン十億円もかけて整備したとか。</p> <p>そもそも川の中に野球場を作って毎年ウン十億円もお金をかけて、長岡市はお金持ちですね、といっても私たちの税金が使われているし、考えによっては毎年税金が川に流されています、もったいないと思いませんか？それはお金が無駄になっているお話し そして根本的なお話 現在の野球場はとても広大です、これ全て川の中にありますが、これって川の水の流れの邪魔になりませんか、この野球場の分だけ洪水になりやすいのではないですか？ 野球場だけではありません、前出の花火見物会場、多くの木々、素人の私が見てもとても変です、国と長岡市の偉い人が考えてやっていることなので今までは異論はタブーと思っていましたが、大丈夫というハンコを押して、私たちの財産を保証してくれるならば別ですが、これからは異常気象、大雨洪水が普通に起きる時代になってきています、今まで氾濫しなかったから今後も氾濫しないという考えは成り立たないと思います、時代に合わせ、既成概念を取り払い、信濃川が氾濫しない対策をお願いします ネットからウン百ページもある「信濃川水系河川整備計画 令和元年8月編」を見ましたがこの付近の整備項目は見当たりませんでした、どこに書いてあるのか、それとも計画が無いのですか、よくわかりませんが、絶対氾濫しない信濃川にして下さいね</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)における具体的な事業実施箇所については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66~104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』及び附図に記載しております。</p> <p>樹木の伐採については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 3. 適切な樹木管理』に記載の、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行っていきます。</p> <p>また、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P96『第5章第2節第3項 河道の維持管理』に記載のとおり、洪水時には川の流速が大きくなることから、堤防や河岸の侵食を防ぐために河川敷(高水敷)や護岸が必要となります。 その一方で、平常時には、河川敷(高水敷)は人と河川とのふれあいの場としても活用されており、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P53『第3章第4節第4項 人と河川とのふれあい』にも記載のとおり、信濃川中流域においても60万人近くの方が高水敷をレクリエーションの場として活用されています。 堤防や河岸の侵食対策としての河川敷(高水敷)造成により、河道の断面が減少する場合には、河川内の掘削を行い、信濃川水系河川整備計画(変更原案)の目標に対し必要な流下能力を確保することとしております。</p> <p>いただいた河川敷(高水敷)の公園管理、長岡まつり大花火大会に関するご意見については、関係機関に共有します。</p> | 1 4 53 62 66~104 | - |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|----------|-----|-----------|--------|---|---|-----------------------------------|-----|
| | | | 治水 | | | | | 環境 | | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | その他 |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | |
| 33 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | <p>上記、計画を拝見しました。 現在、長岡市内中心部はハザードマップでは全域5～10m未満の氾濫流、浸水となっていますね。それに対する対策はどれに該当するのでしょうか。 長岡中心部は浸透対策3箇所、太田川処理とありますがそれだけで氾濫は防げるのでしょうか。基本的な対策になっていないようにしか思えません。氾濫しない理由をしっかりと公表してください。</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)における具体的な事業実施箇所については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』及び附图に記載しております。</p> <p>一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定)を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> | 1 4 62 66～104 104～108 | - |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|-----------|-----|----------|----------|--|--|---|--|-----|
| | | | 治水 | | | | 環境 | 維持管理 | 人と河川との関わり | その他 | | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | | | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | | | | | ②河道 |
| 34 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | <p>こんにちは。私の息子家族が信濃川のすぐ脇に住んでいます。当初は自然豊かで、水辺があって、大河の脇なので多少の水害の危険も頭をよぎっていましたが、この信濃川は世界一の日本の国家公務員が管理している一級河川なので殆ど心配していませんでしたが、数年前の台風が来たとき過去最高水位を記録したことで考えが一変しました。「この川は本当に大丈夫なのだろうか？ 氾濫は絶対しないのだろうか？ 線状降水帯などという大雨が来たらひとたりもないのではないか？」と思いました。そこに来て、その半年後に発行された長岡市のハザードマップを見て「来たかー！」でした。「やはり、やはり、安全ではなかったのか・・・！」です。息子家族の地域は5m氾濫流です。氾濫流とは、浸水ではないのでも簡単に住宅が水に流されるのではないのでしょうか。しかも、長岡駅まで5mで浸水しているではないですか。長岡市、国交省に言いたいことは山ほどあります。このハザードマップを発行しておいて、それに対する対策はどうなっているのか。計画はどうなっているのか。長岡市の「危機管理」部門から来ているのは「避難訓練、情報伝達訓練」だけ、住宅が流されない対策はどうなっているのか。私たちの耳に入って来ません。もっとも数年前まではそれら「避難訓練、情報伝達訓練」すらなかったので一歩前進したのかもしれませんが、世界一優秀な日本が誇る国家公務員と長岡住民が誇る長岡市がやることなので信用したいですが、今の時点では全く安心出来ませんし信用も揺らぎました。このハザードマップの赤くなったところが白くなるような河川政策をお願いします。とりあえず毎年水没してお金をかけて、その度に1～2年使えなくなる野球場を止めて全て川に戻す。河川内の木々を伐採するとか、川の流れを阻害するものは全て無くし、そして定期的にあるいは通年で川の中の砂利を採って河川敷、中州の増大を防ぐとか、やれることはいっぱいあると思います。私たちが長岡市民が安心して暮らせる河川行政をお願いします。この募集された意見は今後公表されるのですか。政策に反映されるのですか。他の人の意見も聞きたいです。</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4「第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間」に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62「第4章第1節 2. 整備の目標」に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定)を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76～77「第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策」、P104～108「第6章 信濃川流域における流域治水の取組」に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93「第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握」に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97「第5章第2節第3項 2. 維持掘削、3. 適切な樹木管理」に記載の、治水に必要な維持掘削、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行います。</p> <p>いただいたご意見については、河川敷(高水敷)の公園管理者に共有します。</p> | 1 4 62 76～77 93 97 104～108 | - |
| 35 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | <p>チョコちゃんです。コンチコワー永遠の5歳です(本当は+40歳です:5歳の娘の代わり)今日もよろしくお願いします。「ねえねえ岡村ではなくて、ねえねえ国国土交通省の皆さん、3年前の10月13日に台風が来たとき信濃川の水位が上がって避難指示がでたよね、どうして？」その日は朝から快晴で雨も降らずピクニック気分だったのに、どうして過去最高水位を記録して避難指示が出たの？ 長生橋が危なかったよ。長野県で前日2さんの雨が降ったけど県内、長岡は殆ど降らなかったよ。長野県も13日は雨は降らなかったよ。もし、県内、長岡に当日雨が降っていたら大変だったね。大きな災害になるところだったね。以前はもったたくさん雨が降っても信濃川の水位はこんな上がらなかったよ。降雨量と水位の因果関係はどうなっているの。過去の降雨量、水位と比較して現在の川の能力は足りているのかな？ 今後は足りるのかな？ チョコ達みたいに「ポー！」と生きていても大丈夫なように国交省、長岡市の皆さんがしっかりやっていると思うけど、氾濫しないのかとも心配です。チョコ達族のおうちが流されたらこまるし、友達のおうちが流されたらこまるー！いまチョコ達のおうちが絶対流されないお仕事はどんなことをしているか教えてください！</p> | <p>令和元年東日本台風による洪水では、長岡の上流に位置する小千谷や立ヶ花(長野県)地点において観測史上最大の流域平均雨量を記録しました。その結果、長岡水位観測所においても観測史上最高の水位を記録しています。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)は、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減を図ることを目標としております。その目標に対して、流下能力が不足している区間を解消するために、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P70「第5章第1節第1項 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項」に記載のとおり、河道掘削等により川の断面積を大きくするといった対策を実施することとしています。</p> | 70 | - | |

※上中下流部・・・上・中・下流部全般に関するご意見 上流部・・・上流部に関するご意見 上中流部・・・上・中流部に関するご意見 中流部・・・中流部に関するご意見 中下流部・・・中・下流部に関するご意見 下流部・・・下流部に関するご意見

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|-----------|-----|--------|----------|----------|--------|---|--|------------------|-----|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | 人と河川との関わり | その他 | | | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | | | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | | | | | ②河道 |
| 36 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | <p>国土交通省の皆さん、長岡市長様へ 私 地域 長岡 年齢30代 御苦労様です、私は長岡市内千手地区に住んでおります この地域は長岡祭りになると日本一の信濃川で日本一の火花が目に見られる絶好の場所です、私の祖父が長岡に出てきたとき、その日本一の場所で火花が見られる良い場所だといってここに定住することに決めたと聞いております ただ近年の九州をはじめとした全国的に多発する水害を目にすると、この日本一の言葉が妙に心を揺るがしております 令和元年の台風19号が襲来した時、長岡、県内に台風は来ませんでしたし、雨もほとんど降らなかったのに、祖父の代から見ても最大の洪水の危機になりました 実は以前から気になっていたことはあります、目の前の長生橋の下が十数年前に埋め立てられたことです、その量も半端ではないですよ、高さ5mくらいもあり橋の中央付近まで、実に信濃川の半分くらい埋め立てられましたよね、広い川辺の空間が出来て「やったー、花火会場が出来た！」と、子供の頃思いましたが、でも大学で工学を勉強してからは考えが全く反対になりました。 川を埋め立てたら、大雨になった時、水位は上昇するしかないではないですか、これって洪水の原因になりませんか？ 現在河川敷、中州を除くと、水が流れるところは中央付近のちよつとしかありません、いわゆる川が小さくなっています、川の水量が増えてきたのに川を小さくしたら、絶対あべこべですよ、国交省の頭の良い人がやっていることだから今までは何の疑いも持ちませんでした、もう少し頭を使ってもらえませんか、しかも長岡市のハザードマップはこの地域は5mの氾濫流です、完全に氾濫を前提ですよ、花火見物会場の為に洪水になったら趣旨があべこべです、災害のない、安心して暮らせる長岡市であってはじめて長岡祭りが成り立ちます 国交省、長岡市長の皆様に宜しく申し上げます PS:このアンケート、意見募集の内容は今後どのように政策に生かされますか、もし信濃川流域の方たちから意見募集をしたら、その内容は公表されるのですか、この意見が今後どのように役に立つのか見届けたいですね</p> | <p>ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷(高水敷)造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷(高水敷)幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成26年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷(高水敷)幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積(河積)を確保しております。</p> <p>事業実施後においても、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 2. 維持掘削、3. 適切な樹木管理』に記載の、治水上必要な維持掘削、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行っていきます。</p> <p>いただいたご意見については、長岡市に共有します。</p> | 93 97 | - |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|----------|-----|-----------|--------|---|---|-----------------------------------|-----|
| | | | 治水 | | | | | 環境 | | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | その他 |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | |
| 37 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | <p>・長岡市のハザードマップは真っ赤になっていますね長岡市の防災対策は災害が発生した後どう対処するかがたくさん書かれています でもよく考えて下さい、防災とは災害を防ぐことではないですか災害が発生して、住宅が流され、ライフラインが途切れ、市内中空襲の後のように壊滅したのちに、いくらマニュアル通り上手に避難しても全然納得できません、上手に避難することが防災の目的ではないでしょう、災害が発生しないようにするのが防災ではないですか なぜ長岡市の防災にはそれが無い、信濃川は国交省の管轄だからといって責任を回避するが、私達の生命財産を守る最高責任者は長岡市長です長岡市が発行している真っ赤に染まったハザードマップを真っ白にする対策を責任を持って実行するのは長岡市（市長）の義務です、市長がはっきりと災害が起きない対策を示して下さい</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)における具体的な事業実施箇所については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』及び附図に記載しております。</p> <p>一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定)を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> <p>いただいたご意見については、長岡市に共有します。</p> | 1 4 62 66～104 104～108 | - |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|----------|-----|-----------|--------|----|---|-----------------------------------|-----|
| | | | 治水 | | | | | 環境 | | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | その他 |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | |
| 38 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)における具体的な事業実施箇所については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』及び附图に記載しております。</p> <p>一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定)を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> | 1 4 62 66～104 104～108 | - |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|-----------|-----|--|--------|---|---|--|-----|---|
| | | | 治水 | | | 環境 | | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | | | その他 | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | | |
| 39 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | | <p>まず、このような意見聴取の機会をいただき大変感謝しております。信濃川周辺には多くの人口が密集しており、多様な意見や考えがあるかと思いますが、その一助となれば幸いです。</p> <p>意見：長岡市周辺の流量が足りないのではないか。</p> <p>私は長岡市に住んでおりますが、すでにご存じのとおり2019年10月の台風19号襲来時は信濃川（長岡市）堤防水位過去最高を記録したと伺っています。不謹慎ですが、千曲川が氾濫していなければどうなっていたか、新潟県下で降雨があればどうなっていたか、被害はいかなるものか想像を絶するわけです。</p> <p>長岡市には長生橋、長岡大橋、蔵王橋などが架かっておりますが、流下能力が低下しているのではないだろうかと市民の間では噂になります理由として、(1)長岡花火見物会場用の埋め立て地が多いこと(2)砂利採取を昭和50年頃から実施していないこと(3)スポーツ広場用の埋め立て地があること などです。</p> <p>なお、新潟県の公表している洪水ハザードマップによれば先ほどの3つの橋周辺は5m氾濫流域に属するとともに、大雨などがあれば避難行動が求められるわけです。国土交通省もこれらは把握しているものと推察します。</p> <p>長岡市といえば「長岡花火」が有名となってしまいましたが、多くの市民が必ずしも長岡花火全国化を受け入れ入れているわけではありません。観光業や飲食業を中心に利益がでるわけですから歓迎しますが、市民は有料になってしまった観覧席や多くの県外者がくることによる不便を受け入れるには時間が足りないのです。そういったなかで、長岡花火観覧席用の埋め立て地が、大雨時の洪水の原因となり得る可能性があるのであれば、撤去することも県市町村および長岡花火スポンサー巻き込んで議論しなくてはならないと考えます。一筋縄ではいかないでしょう。</p> <p>信濃川河川が氾濫し甚大な被害が起ころぬよう、レクリエーションなどはある程度制限する必要性を地方行政や市民に理解してもらうことが必要かと感じています。</p> | <p>ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷(高水敷)造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷(高水敷)幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成26年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷(高水敷)幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積(河積)を確保しております。</p> <p>砂利採取に関するご意見については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P60『第3章第5節第2項 河道の維持管理』に記載の通り、S49年から現在まで継続的に実施されております。</p> <p>いただいた河川敷(高水敷)の公園管理、長岡まつり大花火大会に関するご意見については、関係機関に共有します。</p> | 60 | - |
| 40 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | <p>私は長岡市在中 70代男です。信濃川の近くに住んでおります。</p> <p>以前から気になっていることがあります。</p> <p>スポーツ広場が河川敷の中にあり大手大橋の下では左岸600m、右岸100mの幅があり殆ど陸地になっていて水が流れるのは川幅850mのうち僅か150mくらいしかありません。これでは川の役目は果たしていないのではないのでしょうか。</p> <p>長岡の信濃川周囲で洪水のない安心して暮らせる川にしてください。</p> | <p>洪水時には河川敷(高水敷)も冠水し、河川敷(高水敷)を含め堤防と堤防の間を洪水が流れます。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)は、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減を図ることを目標としております。その目標に対して、流下能力が不足している区間を解消するために、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P70『第5章第1節第1項 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項』に記載のとおり、河道掘削等により川の断面積を大きくするといった対策を実施することとしています。</p> | 70 | - | |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案該当ページ | 変更案修正ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|-----------|-----|--------|----------|----------|--|--|--|-----------------------------------|-----|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | 人と河川との関わり | その他 | | | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | | | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | | | | | ②河道 |
| 41 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | <p>長岡市 50代 男性です 今日は国交省が信濃川の整備計画について意見募集したのを知り早速応募しました 意見ではないかもしれませんが知りたいことがいくつかあります 長岡市のハザードマップでは市内中心部まで最大10mの氾濫流、浸水になっていますが、どういことですか、信濃川は大丈夫ではないということですか？ これを見る限り長岡市は全滅ではないですか、長岡空襲と同じではないですか 今まで長岡では信濃川は氾濫したことはありませんでしたが10mの氾濫流という事は堤防を越えて氾濫するという事ですよね。 もちろん最悪のことを想定していると思いますが、近年の水害は最悪を超える水害も頻発しております 貴省の出している「信濃川水系河川整備計画」を見ましたが、これらの水害を守る整備項目はどの項目になるのですか、長岡中心部の対策は、浸透対策3か所、下山河道掘削、太田川合流点処理とありますが、これだけの整備でこのハザードマップが白くなるのですか。 10mの氾濫流ですから堤防の補強の問題ではないでしょうか？ 川の能力が足りないのでしょうか？ 流せる水量を増やす対策が必要なのではないですか、川幅を広げるとか、堤防の高さをあげるとか、河川敷の砂利を取るとか、野球場を小さくするとか、花火会場を小さくするとか、それらしき項目が見当たりませんが、国交省がやっていることですから信じたいのですが、変ではないですか、私達市民を守る政策を至急お願いします</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)における具体的な事業実施箇所については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』及び附図に記載しております。</p> <p>一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定)を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> <p>いただいた河川敷(高水敷)の公園管理、長岡まつり大花火大会に関するご意見については、関係機関に共有します。</p> | 1 4 62 66～104 104～108 | - |
| 42 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | <p>長岡市大手大橋や長生橋では埋立地もあり、40年前に比べて流量が制限されているようです。台風19号の実績もあることから、温暖化の影響も踏まえた上で科学的調査をして十分な河幅と深さを確保下さい。</p> | <p>ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷(高水敷)造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷(高水敷)幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成26年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷(高水敷)幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積(河積)を確保しております。</p> <p>事業実施後においても、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 2. 維持掘削、3. 適切な樹木管理』に記載の、治水上必要な維持掘削、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行ってまいります。</p> <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> | 76～77 93 97 104～108 | - | |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案該当ページ | 変更案修正ページ | | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|----------|-----|-----------|--------|--|--|---|----------|---|
| | | | 治水 | | | | | 環境 | | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | その他 | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | | |
| 43 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | ○ | | | | | | | <p>我が大島地区は、洪水ハザードマップが真っ赤で、5mの氾濫流になっている。早めの避難も分かるが、家を流されたら風水害保険に加入していても直ぐには戻れない。生命、財産が守れるように、災害が起きない(起きにくい)ような整備計画を立てて下さい。</p> <p>河川は常時浚渫しなければ、中洲や河川敷は大きくなり、川の流れる水量は少なくなる。近年、河川敷を花火会場等として埋め立て、ますます川の流せる水量は少なり、異常気象も多々発生していることから水位は上がり、洪水の危険度がさらに高くなりましたが、河川整備している方向が逆です。野球場などは河川敷での撤去又は縮小し、浚渫を定期的に変更して下さい。宜しくお願いします。</p> | <p>ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷(高水敷)造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷(高水敷)幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成26年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷(高水敷)幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積(河積)を確保しております。</p> <p>事業実施後においても、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 2. 維持掘削、3. 適切な樹木管理』に記載の、治水上に必要な維持掘削、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行ってまいります。</p> <p>いただいた河川敷(高水敷)の公園管理、長岡まつり大花火大会に関するご意見については、関係機関に共有します。</p> | 93 97 | - |
| 44 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | ○ | | | | | | <p>ハザードマップの長岡市内の広範囲が浸水危険区域になることへの対策について</p> <ol style="list-style-type: none"> 近年の異常気象で、信濃川氾濫の危険性が高くなっており、地域住民は大変不安です。 河川敷が埋め立てにより、梅雨時期の河川水量が増え洪水の危険性が高くなりました。 市民の生命、身体、財産を守ることを第一に考え、住民説明会を開いて安全性を説明してください。 熱海市で起きた災害のように危険性を放置したため、洪水が起きたら国や市は被災住民に責任をとれますか 市政だよりに意見募集を出した程度では、住民は納得しません。 長岡市内の広範囲が浸水危険区域となっていることを知らない住民が大勢いることを考えて、説明責任を果たしてください。 | <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定)を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>一方、信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>なお、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> <p>ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷(高水敷)造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷(高水敷)幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成26年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷(高水敷)幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積(河積)を確保しております。</p> <p>今後とも、住民の皆様方からのご意見をお聞きしながら、治水事業へのご理解、ご協力をいただけるよう努めてまいります。</p> <p>いただいたハザードマップの周知に関するご意見については、長岡市に共有します。</p> | 1 4 62 76～77 104～108 | - | |

※上中下流部...上・中・下流部全般に関するご意見 上流部...上流部に関するご意見 上中流部...上・中流部に関するご意見 中流部...中流部に関するご意見 中下流部...中・下流部に関するご意見 下流部...下流部に関するご意見

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|-----------|-----|----------|----------|--------|--|--|------------------|-----|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | | 人と河川との関わり | その他 | | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | | | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | | | | | ②河道 |
| 45 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | <p>こんにちは、長岡の長生橋の近くにすんでいますK男です。 貴所の「意見募集」のチラシを見て最近思っていることを書き留めます。 全国的に異常気象による大雨洪水被害が毎年多発しております。 我が当地も一昨年長岡市から発行されたハザードマップを見て、信濃川を目の前にすると他人事ではありません。いつかは「我が身かな」の危険を感じております。そこでいくつか疑問と提案があります。</p> <p>川に流せる水量は川の断面の大ききで決まると思いますが、14～15年前に長生橋の下を花火見物会場に埋め立てましたね、広大な面積です。埋め立てたという事は断面が小さくなっていますが流量に影響はないのですか、無いわけではないですよ、絶対能力が低下したはずですよ、大雨の時、絶対洪水の原因になりますでしょう、これ変ではないですか。異常気象による河川改修が必要な時、ぎりぎりの容量の川の中を埋め立てたらそれはまずいでしょう。ハザードマップが真っ赤になりますよね。</p> <p>この件について国交省はどのような考えがあつての埋め立てなのですか、理由が知りたいです。 花火会場の為ですか、私達の命と引き換えの花火会場ですか…。理解できません。</p> <p>これは国交省の判断ですか、長岡市の要請ですか、どちらでもいいですが、絶対に変ですよ。 私達市民を洪水の危険にさらしておいて花火見物とは、考え直してください。花火見物は他の方法を考えてください。 まず市民の命そして財産それを守ってはじめて花火見物が成り立ちます。</p> | <p>ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷(高水敷)造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷(高水敷)幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成26年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷(高水敷)幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積(河積)を確保しております。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定)を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>いただいた長岡まつり大花火大会に関するご意見については、関係機関に共有しています。</p> | 1 4 62 | - |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案該当ページ | 変更案修正ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|-----------|-----|--------|----------|----------|--------|---|---|---|-----|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | 人と河川との関わり | その他 | | | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | | | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | | | | | ②河道 |
| 46 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | <p>信濃川水系においても昨年の長野県の水害は記憶に新しいです。長野県で発生した水害は被災地が一時的な遊水地になり、その下流域での水害発生を緩和した側面がある様に思います。今後、上流での治水が進んだ場合、中・下流域での水害発生リスクが高まる。と考えるのが自然だと思います。下流域は分水路が複数整備され、リスクが低くなっていると思いますが、中流域はリスクが高い状況だと思います。信濃川水系河川整備計画書の10ページ目には令和元年(2019)10月洪水で観測史上最大の水位を記録したと書かれていますが、ハザードマップには長岡市中心部はほぼ水没する事になっています。信濃川水系河川整備計画書は具体的な事までは書かないのかもしれませんが、住民の安全・生活を守る為に具体的に何をするのかを記載して頂きたいと考えます。</p> <p>例えば、 どこどこにどのようなリスクがあるので ・堤防を補強する。あるいは嵩上げる。 ・信濃川のどここの河積を広くする為に河床の砂利採取を行う。或いは中州や河川敷を掘り下げる。 (これは、砂利採取業者などの民間を上手く活用すれば費用も抑えられると思います。)等々 参考にして頂ければ幸いです。以上</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)における具体的な事業実施箇所については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』及び附図に記載しております。</p> <p>一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定)を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> <p>砂利採取に関するご意見については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P60『第3章第5節第2項 河道の維持管理』に記載のとおり、S49年から現在まで継続的に実施されております。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 2. 維持掘削』に記載の、治水に必要な維持掘削を行ってまいります。</p> | 1 4 60 62 66～104 104～108 | - |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|----------|-----------|--|--------|----|---|---|-----------------------------------|---|
| | | | 治水 | | | | | 環境 | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | | その他 | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | | |
| 47 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | | <p>長岡市内に住む郷土の歴史と自然を愛する一市民です。 先日友人からハザードマップによると、長岡の一部地域が信濃川の氾濫危険区域になっていると聞き、驚きと同時に不安を感じました。 近年各地でゲリラ豪雨による災害を目にします。 地球温暖化による異常気象は、過去のデータを全く参考に出来ない事態になっています。もし信濃川が氾濫したら、令和元年の台風19号による千曲川決壊の比ではないでしょう。国、長岡市には私達市民の生命財産をぜひ守っていただき、安心して住める治水工事を推進していただく様切に希望します。</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)における具体的な事業実施箇所については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』及び附图に記載しております。</p> <p>一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定)を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> | 1 4 62 66～104 104～108 | - |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|-----------|-----|--|--------|---|---|---|-----|
| | | | 治水 | | | 環境 | | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | | | その他 |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | |
| 48 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | <p>こんにはー 私は長岡の信濃川の近くに住んでいます 私は今はもう野球はやりませんが、河川敷の中に野球場があるので、野球の試合をやっているとよく見に行きます 8月には花火の見物会場にもなり、市民のリレクレーション、憩いの場になっていることは承知しています。ただここはあくまでも堤防の内側ですよ。信濃川水を流すための河川敷ですので、大雨の時は川としての役目を果たす大切な場所ですね、ですから大雨になるたびに水上がりして、その年は使えなくなり、翌年も整備の為に使えず、満足に使えることが少ないですね、整備の為に金はかかりますけど。それだけでなく、この野球場、テニスコート、サッカー場、ソフトボール場、広場、すごい面積がありますが、これ絶対に大雨の時洪水の元凶になるのではないですか、おれしも長岡市のハザードマップではこの辺一帯、大島本町、大島新町、緑町、日赤町、水道町が5m～10mの氾濫流になっていますね、つまり堤防を越えて氾濫することでしょうか？ ということは川の能力が足りないのでしょうか？ もしこの運動公園が無ければ洪水にならないのではないですか。 信濃川水系河川整備計画を見ましたが、特にこの辺一帯の整備はありません、この広大なスポーツ広場、真っ赤に染まったハザードマップ、これらに関する整備計画がない、素人が考えると全て矛盾しているようにしか思えません。長野県から大河津分水までの間、信濃川が縦貫しているこの長岡市が最も人口密度が高く人口密集地を通っています、これが氾濫したら大災害になることは当然ご存じですよ頭のよい国交省の役人の方たちがやっていることなので、ハザードマップが真っ白になるような矛盾しない政策を私達素人に説明してください。</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)における具体的な事業実施箇所については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』及び附図に記載しております。</p> <p>また、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P96『第5章第2節第3項 河道の維持管理』に記載のとおり、洪水時には川の流速が大きくなることから、堤防や河岸の侵食を防ぐために河川敷(高水敷)や護岸が必要となります。その一方で、平常時には、河川敷(高水敷)は人と河川とのふれあいの場としても活用されており、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P53『第3章第4節第4項 人と河川とのふれあい』にも記載のとおり、信濃川中流域においても60万人近くの方が高水敷をレクリエーションの場として活用されています。堤防や河岸の侵食対策としての河川敷(高水敷)造成により、河道の断面が減少する場合には、河川内の掘削を行い、信濃川水系河川整備計画(変更原案)の目標に対し必要な流出能力を確保することとしております。</p> <p>一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定)を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります</p> <p>いただいたご意見については、河川敷(高水敷)の公園管理者に共有します。</p> | 1 4 53 62 66～104 104～108 | - |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|-----------|-----|---|--|---|----------------------|--------|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | 人と河川との関わり | その他 | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | | | | | | | ①環境の保全 |
| 49 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | <p>長生橋の西詰近くの緑町に住んでおる者です。土地が低くて、もし洪水が発生すれば完全に水没する地域になり心配しています。特に2019年10月の台風19号では、対岸の今井地区で氾濫が発生しました。その時は、長生橋西詰付近も非常に危険な状態で、もう少しで氾濫するところでした。幸いにも洪水には至らず、胸を撫で下ろしましたが、最近は異常気象により、信じられないような風雨に見舞われる事が多くなっています。現在、信濃川の河川敷は樹木が大きくなって長岡大橋付近など橋の高さくらいまで伸びています。樹木が水の流れをせき止めている要因も考えられるのではないのでしょうか。また川に、流れ出した土砂が堆積して川底が高くなっている要因も有るのではないのでしょうか。昔は川での砂利採取が行われ、これが洪水防止に一役買っていたと思います。復活は難しいのでしょうか。優先順位を設け、差し迫った危険箇所から改修工事を行っていただき度、切に要望致します。</p> | <p>樹木の伐採については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 3. 適切な樹木管理』に記載の、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行っていきます。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)は、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減を図ることを目標としております。その目標に対して、流下能力が不足している区間を解消するために、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P70『第5章第1節第1項 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項』に記載のとおり、河道掘削等により川の断面積を大きくするといった対策を実施することとしています。</p> <p>砂利採取については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P98『第5章第2節第3項 5. 砂利採取の規制』に記載の、民間事業者からの申請により実施されています。</p> | 70 93 97 98 | - |
| 50 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | <p>私は長岡の長生橋右岸近くに住民ですが先日配布された意見募集のチラシをみて普断から思っている事をまとめてみました。近年の異常気象によって多発する全国の水害は大きな信濃川のすぐ脇に住んでいる私達にとっては決して他人ごとではありません。今までも危険水位まで来ることは幾度となくありましたが台風19号の時は氾濫水位を越え川の逆流もあり今までにない強い恐怖を感じました。(指定の避難所までは距離もあります。)</p> <p>以前は現花火会場付近(右岸)は水が流れていましたが今はまったく流れていなくて増水の時は心配です。中州がだんだん大きくなっているのも気になります。ハザードマップでは当地区は5mの氾濫流になっています。この環境の良い信濃川河川を大切にしながら家も生命も守られて不安と心配の無い生活が送れる為の前向き検討と行動をして頂きたい長岡市民として強く望みます。</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定)を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> <p>ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷(高水敷)造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷(高水敷)幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成26年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷(高水敷)幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積(河積)を確保しております。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 2. 維持掘削』に記載の、治水上必要な維持掘削を行っていきます。</p> | 1 4 62 76～77 93 97 104～108 | - | |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|-----------|-----|-----|--|---|---|---|-----------------------------------|---|
| | | | 治水 | | | | 環境 | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | その他 | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | | |
| 51 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | ○ | | | | | | | ハザードマップが真っ赤になっている、我が大島地区は5mの氾濫流になっている。これでは落ち着いて住むことができない、何とかしてください。 | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)における具体的な事業実施箇所については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』及び附図に記載しております。</p> <p>一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定)を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> | 1 4 62 66～104 104～108 | - |
| 52 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | ○ | | | | | | 長岡市(国交省?)はハザードマップを作って市内中心部まで激流、浸水になっているのに、これについての対策は何を考えているのか、私たちが知りたいです。 | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)における具体的な事業実施箇所については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』及び附図に記載しております。</p> <p>一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定)を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> | 1 4 62 66～104 104～108 | - | |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|----------|-----|-----------|--------|---|---|------------------------|-----|
| | | | 治水 | | | | | 環境 | | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | その他 |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | |
| 53 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)における具体的な事業実施箇所については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』及び附図に記載しております。</p> <p>いただいたご意見については、長岡市に共有します。</p> | 1 4 62 66～104 | - |
| 54 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)における具体的な事業実施箇所については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』及び附図に記載しております。</p> <p>一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定)を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> | 1 4 62 66～104 104～108 | - | |
| 55 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定)を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> | - | - | |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|-----------|----------|----------|-----|-----|--------|--|---|---|------------------|---|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | 人と河川との関わり | | | | その他 | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | | |
| 56 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | | <p>ハザードマップの洪水は「1000年に1度くらいの規模」の意味、規模がよくわからない、それでは100年に一度のハザードマップもあるのですか、10年に一度のハザードマップもあるのですか、また1000年に一度なら今度いつ洪水は来るのですか、準備は必要ですか。</p> | <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨（現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定）を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>なお、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画（変更原案）P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> | 76～77 104～108 | - |
| 57 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | <p>ハザードマップでは私達大島地区は5mの激流となっている、私たちの生命財産を守るために長岡市と国はどのような政策を考えているのか、国土省の「信濃川水系緊急治水対策」300項目の中に長生橋から蔵王橋の間は浸透対策はあるが河道掘削は書いてない、5mの氾濫流はどうなるのですか？</p> | <p>信濃川水系河川整備計画（変更原案）については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>信濃川水系河川整備計画（変更原案）における具体的な事業実施箇所については、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P66～104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』及び附図に記載しております。</p> <p>一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨（現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定）を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画（変更原案）P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> | 1 4 62 66～104 104～108 | - | |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|----------|-----|-----------|--------|---|---|--|----------|---|
| | | | 治水 | | | | | 環境 | | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | その他 | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | | |
| 58 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | ○ | | | | | 野球場を河川敷の中に作る事が間違っていないか、河川敷は大雨の時に水を流す立派な川です、空き地ではありません、水が流れる川として整備しましょう。野球場は川ではない所に作りましょう。大雨になる度に2年間使えなくなる、野球する予定が立たない。 | 信濃川水系河川整備計画(変更原案)P96『第5章第2節第3項 河道の維持管理』に記載のとおり、洪水時には川の流速が大きくなることから、堤防や河岸の侵食を防ぐために河川敷(高水敷)や護岸が必要となります。その一方で、平常時には、河川敷(高水敷)は人と河川とのふれあいの場としても活用されており、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P53『第3章第4節第4項 人と河川とのふれあい』にも記載のとおり、信濃川中流域においても60万人近くの方が高水敷をレクリエーションの場として活用されています。堤防や河岸の侵食対策としての河川敷(高水敷)造成により、河道の断面が減少する場合には、河川内の掘削を行い、信濃川水系河川整備計画(変更原案)の目標に対し必要な流下能力を確保することとしております。 いただいたご意見については、河川敷(高水敷)の公園管理者に共有します。 | 53 96 | - |
| 59 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | ○ | | | | 信濃川は増水、氾濫の歴史が多々ありますし、今後は今まで以上の洪水が予想される、過去の最大流量の最低でも3割アップくらいの流下能力の川の大きさにするべきである、それには中洲、河川敷を小さくする、野球場は他に移転する。 | 気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。 また、河川整備基本方針の見直しについては、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P105『第6章第1節第1項 河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施及び河川整備基本方針の見直し』に記載のとおり、河川整備基本方針の見直しに向けた検討を進めていきます。 さらに信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 2. 維持掘削』に記載の、治水上必要な維持掘削を行ってまいります。 いただいたご意見については、河川敷(高水敷)の公園管理者に共有します。 | 76～77 93 97 104～108 | - | |
| 60 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | ○ | | | | 河川敷を野球場として使っているが、大水になる度に使えなくなり、10億円もかけて整備している、スポーツ広場はもっと小さくして洪水にならない安全な川にしてほしい。 | 信濃川水系河川整備計画(変更原案)P96『第5章第2節第3項 河道の維持管理』に記載のとおり、洪水時には川の流速が大きくなることから、堤防や河岸の侵食を防ぐために河川敷(高水敷)や護岸が必要となります。その一方で、平常時には、河川敷(高水敷)は人と河川とのふれあいの場としても活用されており、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P53『第3章第4節第4項 人と河川とのふれあい』にも記載のとおり、信濃川中流域においても60万人近くの方が高水敷をレクリエーションの場として活用されています。堤防や河岸の侵食対策としての河川敷(高水敷)造成により、河道の断面が減少する場合には、河川内の掘削を行い、信濃川水系河川整備計画(変更原案)の目標に対し必要な流下能力を確保することとしております。 いただいたご意見については、河川敷(高水敷)の公園管理者に共有します。 | 53 96 | - | |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|-----------|----------|-----|--|--------|--|---|---|----------|---|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | その他 | | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | | |
| 61 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | | 野球場、花火見物会場を小さくすれば、水上りはしなくなる。 | 信濃川水系河川整備計画(変更原案)P96『第5章第2節第3項 河道の維持管理』に記載のとおり、洪水時には川の流速が大きくなることから、堤防や河岸の侵食を防ぐために河川敷(高水敷)や護岸が必要となります。 その一方で、平常時には、河川敷(高水敷)は人と河川とのふれあいの場としても活用されており、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P53『第3章第4節第4項人と河川とのふれあい』にも記載のとおり、信濃川中流域においても60万人近くの方が高水敷をレクリエーションの場として活用されています。 堤防や河岸の侵食対策としての河川敷(高水敷)造成により、河道の断面が減少する場合には、河川内の掘削を行い、信濃川水系河川整備計画(変更原案)の目標に対し必要な流下能力を確保することとしております。 いただいた河川敷(高水敷)の公園管理、長岡まつり大花火大会に関するご意見については、関係機関に共有します。 | 53 96 | - |
| 62 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | 河川敷は水が流れる川でしょう、川の中に野球場や花火見物会場を作ったら水上がりするに決まっているでしょう。 | 信濃川水系河川整備計画(変更原案)P96『第5章第2節第3項 河道の維持管理』に記載のとおり、洪水時には川の流速が大きくなることから、堤防や河岸の侵食を防ぐために河川敷(高水敷)や護岸が必要となります。 その一方で、平常時には、河川敷(高水敷)は人と河川とのふれあいの場としても活用されており、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P53『第3章第4節第4項人と河川とのふれあい』にも記載のとおり、信濃川中流域においても60万人近くの方が高水敷をレクリエーションの場として活用されています。 堤防や河岸の侵食対策としての河川敷(高水敷)造成により、河道の断面が減少する場合には、河川内の掘削を行い、信濃川水系河川整備計画(変更原案)の目標に対し必要な流下能力を確保することとしております。 いただいた河川敷(高水敷)の公園管理、長岡まつり大花火大会に関するご意見については、関係機関に共有します。 | 53 96 | - | |
| 63 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | 現在600mの幅の野球場、河川敷を半分の300mにするだけでも洪水のとき1.5～2mは下がり、水上がり、氾濫が無くなる。野球場、河川敷が洪水の原因になっていることに早く気が付いてください。 | 信濃川水系河川整備計画(変更原案)P96『第5章第2節第3項 河道の維持管理』に記載のとおり、洪水時には川の流速が大きくなることから、堤防や河岸の侵食を防ぐために河川敷(高水敷)や護岸が必要となります。 その一方で、平常時には、河川敷(高水敷)は人と河川とのふれあいの場としても活用されており、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P53『第3章第4節第4項人と河川とのふれあい』にも記載のとおり、信濃川中流域においても60万人近くの方が高水敷をレクリエーションの場として活用されています。 堤防や河岸の侵食対策としての河川敷(高水敷)造成により、河道の断面が減少する場合には、河川内の掘削を行い、信濃川水系河川整備計画(変更原案)の目標に対し必要な流下能力を確保することとしております。 いただいたご意見については、河川敷(高水敷)の公園管理者に共有します。 | 53 96 | - | |

※上中下流部・・・上・中・下流部全般に関するご意見 上流部・・・上流部に関するご意見 上中流部・・・上・中流部に関するご意見 中流部・・・中流部に関するご意見 中下流部・・・中・下流部に関するご意見 下流部・・・下流部に関するご意見

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|-----------|-----|--------|--|--|--|----------|----------|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | 人と河川との関わり | その他 | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | | | | | | | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 |
| 64 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | 河川敷を有効に使うことは悪い事ではありませんが幅300～600m、高さ6mはやり過ぎ、水辺を散歩するくらいの空間は許せるが、洪水の危険を高める600mの幅はやり過ぎ、川の本来の目的から逸脱している、野球場はニュータウンに造ったらどうですか、洪水に左右されません。 | 信濃川水系河川整備計画(変更原案)P96『第5章第2節第3項 河道の維持管理』に記載のとおり、洪水時には川の流速が大きくなることから、堤防や河岸の侵食を防ぐために河川敷(高水敷)や護岸が必要となります。 その一方で、平常時には、河川敷(高水敷)は人と河川とのふれあいの場としても活用されており、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P53『第3章第4節第4項 人と河川とのふれあい』にも記載のとおり、信濃川中流域においても60万人近くの方が高水敷をレクリエーションの場として活用されています。 堤防や河岸の侵食対策としての河川敷(高水敷)造成により、河道の断面が減少する場合には、河川内の掘削を行い、信濃川水系河川整備計画(変更原案)の目標に対し必要な流下能力を確保することとしております。 いただいたご意見については、河川敷(高水敷)の公園管理者に共有します。 | 53 96 | - |
| 65 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | 花火見物会場用に埋め立てられた所は大雨になれば障害になりませんか、気候変動による洪水の危機が迫っている時、河道掘削して流下能力を高めなければならぬのになぜ埋め立てるのか、あべこべの事をしている、花火会場も大切だが私達が犠牲にならないようにしてください。 | ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷(高水敷)造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷(高水敷)幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成26年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷(高水敷)幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積(河積)を確保しております。 いただいた長岡まつり大花火大会に関するご意見については、関係機関に共有します。 | - | - | |
| 66 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | 花火見物会場があるのは悪くありませんが、川が氾濫しないことが一番大切、ハザードマップでは私の家が流される、私たちの地域の安全があつての花火見物会場にしてください。 | ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷(高水敷)造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷(高水敷)幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成27年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷(高水敷)幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積(河積)を確保しております。 信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的な事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。 一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定)を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。 気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。 いただいた長岡まつり大花火大会に関するご意見については、関係機関に共有します。 | 1 4 62 76～77 104～108 | - | |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|----------|-----|-----------|--------|----|---|---|----------|---|
| | | | 治水 | | | | | 環境 | | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | その他 | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | | |
| 67 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | | <p>広大な花火見物会場は大雨の時間問題になりませんか、川の中を土砂で埋め立てるとは河川法に触れるのではないですか、ごみ一つでも川の中に捨てると河川法違反でしょう。</p> | <p>ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷（高水敷）造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷（高水敷）幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成27年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷（高水敷）幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積（河積）を確保しております。</p> <p>いただいた長岡まつり大花火大会に関するご意見については、関係機関に共有します。</p> | - | - |
| 68 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | | <p>国交省、長岡市は私達市民の命、財産洪水から守り、それらを第一に考えてくれますか、花火見物会場はそれに比べれば重要度はかなり下だと思いますけど、市民の生命、財産を守って市民を幸福にして初めて長岡祭りが成り立つのではないのでしょうか。</p> | <p>ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷（高水敷）造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷（高水敷）幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成27年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷（高水敷）幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積（河積）を確保しております。</p> <p>いただいた長岡まつり大花火大会に関するご意見については、関係機関に共有します。</p> | - | - |
| 69 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | | <p>花火見物会場に埋め立てた場所が護岸が目的であるならばテトラポット等で補強したらいいのではないですか、埋め立ては川の能力を低下させる。</p> | <p>ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷（高水敷）造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷（高水敷）幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成27年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷（高水敷）幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積（河積）を確保しております。</p> <p>いただいた長岡まつり大花火大会に関するご意見については、関係機関に共有します。</p> | - | - |
| 70 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | | <p>昔は埋め立てた花火見物会場はなくても80万人の見物人がいた、花火は長岡市民の為のものです、他県の方の見物の為に私たちの生命、財産を犠牲にしないで欲しい。</p> | <p>ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷（高水敷）造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷（高水敷）幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成27年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷（高水敷）幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積（河積）を確保しております。</p> <p>いただいた長岡まつり大花火大会に関するご意見については、関係機関に共有します。</p> | - | - |
| 71 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | | <p>今まで信濃川氾濫の危機は幾度となくあった、昭和53年の6.26水害の時は洪水が決壊して水没した家がたくさんあった、今の信濃川は当時から見ると随分河川敷、木々が大きくなっている、当時より洪水の危機は大きくなっている、令和元年の台風19号の時は雨が降っていないのに氾濫の危機になった、河川敷、埋め立て地は出来るだけ取り除くことでしよう。</p> | <p>令和元年東日本台風による洪水では、長岡の上流に位置する小千谷や立ヶ花（長野県）地点において観測史上最大の流域平均雨量を記録しました。その結果、長岡水位観測所においても観測史上最高の水位を記録しています。</p> <p>ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷（高水敷）造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷（高水敷）幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成26年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷（高水敷）幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積（河積）を確保しております。</p> <p>樹木の伐採については、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画（変更原案）P97『第5章第2節第3項 3. 適切な樹木管理』に記載の、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行ってまいります。</p> | 93 97 | - |

※上中下流部・・・上・中・下流部全般に関するご意見 上流部・・・上流部に関するご意見 上中流部・・・上・中流部に関するご意見 中流部・・・中流部に関するご意見 中下流部・・・中・下流部に関するご意見 下流部・・・下流部に関するご意見

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|-----------|-----|--------|----------|----------|--|---|---|------------------|-----|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | 人と河川との関わり | その他 | | | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | | | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | | | | | ②河道 |
| 72 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | <p>長岡市長は他市の原子力災害のことは熱心に慎重姿勢を貫いていらっしゃるが、当市の信濃川の洪水のことについてはイマイチ熱心が私達市民には伝わってこない、ハザードマップによる長岡市の試算でも10万人の被災者が出ると公表していますが、なぜそれを防ぐ方策をもっと力強く推進しないのでしょうか、これは原子力災害にも匹敵する大災害でしょう、10万人の被災者、多数の犠牲者が出ること容認しているみたいです、避難だけでは財産は守れない、墓も、仏壇も、市民の生命、財産をしっかりと守って安心して暮らせる市政をお願いします。</p> | <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨（現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定）を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>なお、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画（変更原案）P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> <p>いただいたご意見については、長岡市に共有します。</p> | 76～77 104～108 | - |
| 73 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | <p>ハザードマップは長岡市内は全滅状態になっている。長岡市はこの危機に対してどのような対策で乗り切るつもりなのか私達市民には全く伝わってこない、「情報伝達訓練、避難訓練」だけでは命は助かっても家は流される、10万人が避難する場所も無い、それに満足できる人はいない、少なくともこれら問題を政治、行政、市民一体で考え、オール長岡で解決すべきではないでしょうか、いざという時、犠牲になるのは私達市民です。</p> | <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨（現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定）を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>なお、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画（変更原案）P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> <p>いただいたご意見については、長岡市に共有します。</p> | 76～77 104～108 | - | |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|----------|-----|-----------|---|---|---|----------------------------------|-----|
| | | | 治水 | | | | | 環境 | | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | その他 |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | |
| 74 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | | <p>・ハザードマップによると、大島地区は浸水深5m・氾濫流の想定区域になったいて、大雨の度に信濃川の水位が気になり不安になります。</p> <p>・過去に何回か洪水で河川敷が浸水したことを考えると、野球場は別の場所に移転しても良いのではないかと思います。</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定)を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> <p>いただいたご意見については、河川敷(高水敷)の公園管理者に共有します。</p> | 1 4 62 76～77 104～108 | - |
| 75 | 新潟県 | 中流部 | | | | | ○ | | | | | | <p>信濃川は一級河川です。</p> <p>・中州は必要ありません。現在の河川の様子はあまりにも面積が広く、水の流れを悪くしております。</p> <p>・運動公園は洪水時には大きな「カベ」になり水流を悪くする。</p> <p>・長生橋の上流で太田川と洪海川が信濃川に合流するため、洪水時信濃川の水位が上がり川底を深くすることにより、水の流れをよくする。</p> <p>・河川敷内、花火の見物場所の面積を少なくする。</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)P96『第5章第2節第3項 河道の維持管理』に記載のとおり、洪水時には川の流速が大きくなることから、堤防や河岸の浸食を防ぐために高水敷や護岸が必要となります。</p> <p>その一方で、平常時には、高水敷は人と河川とのふれあいの場としても活用されており、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P53『第3章第4節第4項 人と河川とのふれあい』にも記載のとおり、信濃川中流域においても60万人近くの方が高水敷をレクリエーションの場として活用されています。</p> <p>堤防や河岸の浸食対策としての高水敷造成により、河道の断面が減少する場合には、河川内の掘削を行い、信濃川水系河川整備計画(変更原案)の目標に対し必要な流下能力を確保することとしております。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 2. 維持掘削』に記載の、治水上必要な維持掘削を行っていきます。</p> <p>いただいた河川敷(高水敷)の公園管理、長岡まつり大花火大会に関するご意見については、関係機関に共有します。</p> | 53 93 96 97 | - | |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案該当ページ | 変更案修正ページ | | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|----------|-----|-----------|--------|--|---|---|--------------|---|
| | | | 治水 | | | | | 環境 | | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | その他 | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | | |
| 76 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | ○ | | | | | | | 川岸近くに住居をもつ市民としては川が氾濫・浸水した場合、避難場所までの距離もあり、身の安全を確保することに大きな不安を感じています。台風19号の時は川の逆流もあり、今までにない恐怖を強く感じました。何よりも、家と命が守られて川の氾濫や決壊の心配のない生活が送れることを強く望んでいます。 | 信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。 | 1 4 62 | - |
| 77 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | ○ | | | | | | 長生橋は信濃川に始めてかかった橋です(明治9年)。大河津でさえ橋ができたのは100~150年前に過ぎないと聞きます。現在、中下流の河川敷の利用は常識ですが、川全体を容器と考えると河川敷、花火見物席が大きくせり出しており、流量がいくらもないことがよくわかります。'19年の洪水の航空写真にはびっくりです。住民の安全を優先する施策を強く早急に望みます。 | ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷(高水敷)造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷(高水敷)幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成26年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷(高水敷)幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積(河積)を確保しております。 | 93 97 | - | |
| 78 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | ○ | | | | | | 行政は「ハザードマップを確認し、命を守る行動をしてください。」とアナウンスするだけ。河川敷を広げ流域面積を狭くし、洪水の危険性を高めている気がして不安。少しでも災害を未然に防ぐ対策を行政には行ってほしいです。 | ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷(高水敷)造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷(高水敷)幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成26年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷(高水敷)幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積(河積)を確保しております。 | 93 97 | - | |
| 79 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | ○ | | | | | | 命だけでなく、家などの財産を守るように進めてほしい。家などなくなっただけで生活ができなければ、楽しく豊かに過ごせない。 | 河川管理者として、信濃川水系河川整備計画(変更原案)に記載の内容について、着実に実施していきます。 | 1 4 62 76~77 104~108 | - | |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|-----------|----------|-----|--|--------|---|--|-----------------------------------|---|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | その他 | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | |
| 80 | 新潟県 | 中流部 | | | | ○ | | | | | | | | | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的な事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)における具体的な事業実施箇所については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』及び附図に記載しております。</p> <p>一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定)を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> | 1 4 62 66～104 104～108 | - |
| 81 | 新潟県 | 中流部 | | | | ○ | | | | | | | | <p>河川公園等、河川を利用・管理は安全対策が前提。過去の水害の規模、降雨状況を考慮する必要がある。現状の河川敷を利用する場合も、洪水時のリスクはあるが川を新たに埋め立てるのはもっての外と言わざるを得ない。(利益優先の人命軽視?)河川公園を整備する場合は、川幅を広げたり掘削をする必要があると思われる。</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)P96『第5章第2節第3項 河道の維持管理』に記載のとおり、洪水時には川の流速が大きくなることから、堤防や河岸の侵食を防ぐために河川敷(高水敷)や護岸が必要となります。その一方で、平常時には、河川敷(高水敷)は人と河川とのふれあいの場としても活用されており、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P53『第3章第4節第4項 人と河川とのふれあい』にも記載のとおり、信濃川中流域においても60万人近くの方が高水敷をレクリエーションの場として活用されています。堤防や河岸の侵食対策としての河川敷(高水敷)造成により、河道の断面が減少する場合には、河川内の掘削を行い、信濃川水系河川整備計画(変更原案)の目標に対し必要な流下能力を確保することとしております。</p> | 53 96 | - |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案該当ページ | 変更案修正ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|-----------|-----|--------|----------|----------|--------|--|---|---------------------------------------|-----|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | 人と河川との関わり | その他 | | | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | | | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | | | | | ②河道 |
| 82 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | <p>現在の国交省の計画は誠に変だ(どちらかというとズサン)、過去の最大流量を満足するだけが目的になっている。今後起こりうるであろう雨量、流量は全く計算されていない、なぜ？それだけでなくも災害が発生すると「想定外」と言ってごまかすのに、想定すらしていない。なぜなのでしょう？過去の最大流量(昭和53年の6.26水害、昭和56年の8.23水害、令和元年の台風19号来襲時)の雨量と流量、水位の分析は行っているのか。なぜ最大流量、水位を記録したのか。今後起きるであろう大雨は気象庁と情報を共有してその分析を行わないで河川計画など立てられない。6.26水害の時も、台風19号の時も新潟、長野の両県の信濃川流域全体の降雨量は最大170～180mm/48hである。1時間あたりだと僅か4mm弱/hである。他の九州、西日本の水害と比べても(50～100mm/h)着しく少ない。いかに今回の台風による水害が少ない雨で発生したかわかる。今回の台風19号は長野県に1日(12日)に降っただけで翌日(13日)は殆ど降らなかった。新潟県は2日間の降雨量は150mm/48hである。13日の降雨量は僅かであったために奇跡的に県内には大水害は免れただけ。これは奇跡だったのです。氾濫しなかったのを当たり前だと思ったら大間違い。国交省の優秀な方きちんと計算してください。少なくとも大雨洪水の危険が以前から叫ばれている時、長生橋の下、幅300m、長さ1000m、高さ6mも埋め立てるとはどういう神経をしているのか。私たち市民の命を犠牲にしても、長岡市のオモネテ花火会場にする必要がなぜあるのですか。ここまで洪水の危険を国交省が作っておき、ハザードマップを真っ赤にし、我が町内を5mの氾濫流に襲わせ市民の財産を洪水で流し、「想定外」というのでしょうか？</p> | <p>整備目標については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P62～63『第4章第1節第1項 2. 整備の目標』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、過去の洪水における洪水特性や現在の河川整備状況、背後の利用状況、上下流、本支川の整備バランス等、総合的に勘案し、段階的かつ着実な河川整備を実施することで戦後最大規模の洪水に対し災害の発生防止又は軽減を図ります。</p> <p>また、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P105『第6章第1節第1項 河川整備計画の目標に向けた河川整備の実施及び河川整備基本方針の見直し』に記載のとおり、河川整備基本方針の見直しに向けた検討を進めていきます。</p> <p>ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷(高水敷)造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷(高水敷)幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成26年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷(高水敷)幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積(河積)を確保しております。</p> <p>事業実施後においても、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 2. 維持掘削、3. 適切な樹木管理』に記載の、治水上必要な維持掘削、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行っていきます。</p> <p>一方、気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、ハザードマップが作成されています。令和2年6月に改定された長岡市の洪水ハザードマップは、想定最大規模降雨(現状の科学的な知見や研究成果を踏まえ、利用可能な水理・水文観測、気象観測等の結果を用い、現時点において、ある程度の蓋然性をもって想定し得る最大規模の外力として設定)を対象に国土交通省ならびに新潟県により作成された洪水浸水想定区域図を基に作成されています。これは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を示したものであり、河川整備基本方針で定めた長期的な河川整備の目標を上回る外力を前提に検討がなされています。</p> <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> <p>いただいた長岡まつり大花火大会に関するご意見については、関係機関に共有します。</p> | 62～63 76～77 93 97 104～108 | - |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|----------|-----------|--|--------|---|--|------------------------------|-----|
| | | | 治水 | | | | | 環境 | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | | その他 |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | |
| 83 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | ○ | | | | | | | <p>令和元年東日本台風による洪水では、長岡の上流に位置する小千谷や立ヶ花（長野県）地点において観測史上最大の流域平均雨量を記録しました。その結果、長岡水位観測所においても観測史上最高の水位を記録しています。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。</p> <p>河川管理者として、信濃川水系河川整備計画(変更原案)に記載の内容について、着実に実施していきます。</p> | 1 4 62 | - |
| 84 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | ○ | | | | | | <p>中州、河川敷は大雨の時に水を流す川です。それには、中州、河川敷を小さくする必要があると思います。</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)P96『第5章第2節第3項 河道の維持管理』に記載のとおり、洪水時には川の流速が大きくなることから、堤防や河岸の侵食を防ぐために河川敷(高水敷)や護岸が必要となります。</p> <p>その一方で、平常時には、河川敷(高水敷)は人と河川とのふれあいの場としても活用されており、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P53『第3章第4節第4項 人と河川とのふれあい』にも記載のとおり、信濃川中流域においても60万人近くの方が高水敷をレクリエーションの場として活用されています。</p> <p>堤防や河岸の侵食対策としての河川敷(高水敷)造成により、河道の断面が減少する場合には、河川内の掘削を行い、信濃川水系河川整備計画(変更原案)の目標に対し必要な流下能力を確保することとしております。</p> | 53 96 | - |
| 85 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | ○ | | | | | | <p>・災害が起きれば「想定外の・・・」という言い訳をすれば良いと思っはしていません。今直面している事態を理解して、次の世代に先送りせずに対策をしてください。</p> <p>・埋め立てた体積分の砂利は撤去したのでしょうか。埋め立てに反対等はなかったのでしょうか。</p> <p>・河川敷の野球場について、水が上がる度に税金等を使い整備しているのがバカバカしい。ムダです。工事関係者が潤うだけです。早急に土を撤去してください。野球がしたいなら別の場所ですべてください。</p> | <p>気候変動による水災害の激甚化・頻発化によって現在の施設能力や計画を上回る規模の洪水が発生する恐れがあることから、その対策として信濃川水系河川整備計画(変更原案)P76～77『第5章第1節第1項 3. 施設の能力を上回る洪水を想定した対策』、P104～108『第6章 信濃川流域における流域治水の取組』に記載の取組等を行い、洪水による被害の防止・軽減を図ります。</p> <p>ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷(高水敷)造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷(高水敷)幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成26年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷(高水敷)幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積(河積)を確保しております。</p> <p>事業実施後においても、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 2. 維持掘削、3. 適切な樹木管理』に記載の、治水上必要な維持掘削、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行っていきます。</p> <p>いただいた河川敷(高水敷)への意見については、河川敷(高水敷)の公園管理者に共有します。</p> | 76～77 93 97 104～108 | - |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|----------|-----|-----------|--------|---|--|--|----------------|---|
| | | | 治水 | | | | | 環境 | | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | その他 | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | | |
| 86 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | ○ | | | | | | | <p>・信濃川の流下能力自体を高めるため、河道掘削及び河川敷・中州の樹木撤去。 ・河川敷の野球場及びサッカー場は他の場所へ移動(水害の度に多額の経費が必要)</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)は、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減を図ることを目標としております。その目標に対して、流下能力が不足している区間を解消するために、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P70『第5章第1節第1項 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項』に記載のとおり河道掘削を実施します。</p> <p>掘削、樹木の伐採については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 2. 維持掘削、3. 適切な樹木管理』に記載の、治水上必要な維持掘削、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行ってまいります。</p> <p>いただいた河川敷(高水敷)への意見については、河川敷(高水敷)の公園管理者に共有します。</p> | 70 93 97 | - |
| 87 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | ○ | | | | | | <p>・今まで信濃川の氾濫の危機は幾度となくあり、近くの支流洪海川の決壊では不安な気持ちになった。数年前の台風による時間差で増水し、河川敷が埋まった時も不安になった。私たちの命や財産を守るためにどう整備すべきか(埋め立てをやめるなど)よく議論してほしい。 ・河川敷を有効に使うことは悪いことではないが、洪水を招く要因になってはいけないと思う。小さくして整備することも必要かと。</p> | <p>支川洪海川については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P62『第4章第1節第1項 1. 目標設定の背景』に記載のとおり、関係する河川管理者と連携を図りつつ水系全体として段階的かつ着実に治水安全度の向上を図ってまいります。</p> <p>事業実施後においても、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 2. 維持掘削、3. 適切な樹木管理』に記載の、治水上必要な維持掘削、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行ってまいります。</p> | 62 93 97 | - | |
| 88 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | ○ | | | | | | <p>河川敷の木々の繁茂が見苦しい。畑の前の信濃川(上り)の道路、20~30年前はバトロール車も見回り、柳の木やセイタカアワダチソウ、人が歩けないほどの藪なんてなかったです。(水が上がるのは川がカーブして、そこで水がぶつかるから)何でもそままでやらないんでしょうか。春の木や背の高い草は伸びない内に(特に柳の木)整備した方がいいと思います。埋め立てでも大事ですが、木も大きくなれば花火も良く見えないです。ナイヤガラは河川敷の木が邪魔で、大島の土手からは半分も見えません。回りが土手の上から見えなから、車での焼身自殺もあるんです。畑の前の藪で...</p> | <p>ご意見をいただいた長生橋下流右岸側の河川敷(高水敷)造成については、洪水等による侵食から堤防を防護するために必要な河川敷(高水敷)幅の不足を解消し、堤防の決壊を防止することを目的としたものです。平成26年度までに護岸の整備及び必要となる河川敷(高水敷)幅の確保を実施しました。その際は、河川内の掘削を行うことにより、洪水が流れる断面積(河積)を確保しております。</p> <p>樹木の伐採については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 3. 適切な樹木管理』に記載の、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行ってまいります。</p> | 93 97 | - | |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答 ※緑枠: 主な意見として掲載させて頂いたご意見

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|----------|-----|-----------|--------|--|---|---|--------------|---|
| | | | 治水 | | | | | 環境 | | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | その他 | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | | |
| 89 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | ○ | | | | | | | 令和元年の台風の時は、川の氾濫の危機を非常に感じました。災害が起こってからは遅いので、速めの対策・改善をお願いしたいと思います。 | 令和元年東日本台風による洪水では、長岡の上流に位置する小千谷や立ヶ花（長野県）地点において観測史上最大の流域平均雨量を記録しました。その結果、長岡水位観測所においても観測史上最高の水位を記録しています。 信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、河川整備基本方針で定めた目標に向けて、今後概ね30年間で実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す計画です。また、P62『第4章第1節 2. 整備の目標』に記載のとおり、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても家屋の浸水被害の防止または軽減を目標としています。 河川管理者として、信濃川水系河川整備計画(変更原案)に記載の内容について、着実に実施していきます。 | 1 4 62 | - |
| 90 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | ○ | | | | | | 昔は川底が住宅地よりも低かったように思います。浚渫舟で川底の砂利・砂を採取していました。その頃は砂利の採取が目的だったかも知れません。現在は、浅底になり流れの幅が広がった気がします。大水で堤防が決壊したこともあり、堤防の補強と嵩上げされたのですが、いずれも更に川底は浅くなり、住宅面より上っていくのではないのでしょうか。対策として川底を掘り下げるべきだとも思います。部分的に掘っても池になるなるだけなので、上流から下流に掘り下げる方法が良いのではないかと思います。 | 信濃川水系河川整備計画(変更原案)は、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減を図ることを目標としております。その目標に対して、流下能力が不足している区間を解消するために、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P70『第5章第1節第1項 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項』に記載のとおり河道掘削を実施します。 また、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 2. 維持掘削』に記載の、治水上必要な維持掘削を行っています。 砂利採取については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P60『第3章第5節第2項 河道の維持管理』に記載のとおり、S49年から現在まで継続的に実施されております。 | 60 70 93 97 | - | |
| 91 | 新潟県 | 中下流部 | | | | | | ○ | | | | | | 自然破壊とならない事を願います。生きものが暮らしやすい環境を一番考えてほしい(人間はおまけ程度でよいと思います)。植樹、小石利用など昔ながらの知恵を生かしてほしい。新潟の川、水を守って下さい。水の重要性を人間は忘れていると感じます。 百年先を見据えて受け継いで行けます様に。よろしく願いいたします。 | 生物の良好な自然環境の保全については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P86~90『第5章第1節第3項 1. 河川環境の整備と保全』に記載のとおり、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を考慮した河川の整備、河道の維持管理を実施していきます。 | 86~90 | - | |
| 92 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | ○ | | | | | | 趣味で魚釣りをしています。 信濃川でもサケ釣りが出来る様な河川になったら日頃思っています。(昔はサケ漁師がいた) 治水は大事ですが生態系を壊してきたことも事実です。豊かな自然との両立が出来ることを望んでいます。 | 魚類を含む生物の良好な自然環境の保全については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P86~90『第5章第1節第3項 1. 河川環境の整備と保全』に記載のとおり、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を考慮した河川の整備、河道の維持管理を実施していきます。 | 86~90 | - | |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

※緑枠: 主な意見として掲載させて頂いたご意見

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|----------|-----|-----------|--------|---|--|--|--------------|---|
| | | | 治水 | | | | | 環境 | | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | その他 | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | | |
| 93 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | ○ | | | | 信濃川水系の整備に対してということで魚野川に関しても対象ですよ。近年の魚野川の河川改修に関して、はっきり申し上げてどういう意図があるのか意味不明な点が多く感じます。私自身は釣り人で、あちこちの河川に赴くのですが、他の釣り人も同じ意見のように、あまりにも水性生物に対しての考慮がなされない『平らな川底』にしていることにこの先の懸念を感じます。洪水の防止や大水による改修なんでしょうけど、なぜ川底をフラットにしてしまうのか。あれでは生き物の住みかには無くなってしまふし、洪水時の流れの早さも以前より増して、より危険性が高まるとも感じます。こういった改修方法は他県でも取られているようで、釣り人目線からすると嘆くしかないと言ったところですよ。ダムや頭首工の際は、そう言ったことに考慮してまずと言うことをしっかりと掲げて、説明のための看板やらちよつとした施設なんかで(小千谷のおちやーるとか、大津津にできた拡張工事の開設施設)でさも『やってます感』をだしているのに、なぜ通常の河川改修はなんの説明もだされてないし効果も不明なことをしてしまっているのか… 国土交通省は魚野川を『魚の住めない川』にするつもりなのか | いただいたご意見のうち、魚類を含む生物の良好な自然環境の保全については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P86～90『第5章第1節第3項 1. 河川環境の整備と保全』に記載のとおり、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を考慮した河川の整備、河道の維持管理を実施していきます。 また、河川改修の情報発信に関するご意見については、信濃川整備計画(変更原案)P101の『第5章第2節第7項 人と河川のかかわりの構築』に記載のとおり、関係機関と連携を図りながら事業の目的や効果についての広報の取組を続けてまいります。 | 86～90 101 | - |
| 94 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | ○ | | | 昭和時代の信濃川を取り戻してほしい。 | 信濃川水系河川整備計画(変更原案)P86～90『第5章第1節第3項 1. 河川環境の整備と保全』に記載のとおり、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を考慮した河川の整備、河道の維持管理を実施していきます。 | 86～90 | - | |
| 95 | 長野県 | 上流部 | | | | | | | | | ○ | | | 整備後、河川内がブタクサだらけになるので、対策をお願いします | 信濃川水系河川整備計画(変更原案)P86～90『第5章第1節第3項 1. 河川環境の整備と保全』に記載のとおり、河道掘削の際に外来種の駆除を行い、ブタクサ等の外来植物が再繁茂しづらい環境を形成していくとともに、特定外来生物等の生息・生育・繁殖実態の把握に努め、必要に応じて対策を検討し、特定外来生物等の駆除・拡散防止を図っていきます。 | 86～90 | - | |
| 96 | 長野県 | 上流部 | | | | | | | | | ○ | | | 千曲市八幡地区辻地籍以北について、台風災害で千曲川の内堤防を増設していた部分が侵食されて、土手外の畑に行く河川横の道路が非常に危険な箇所があります。2021年8月14日の大雨でもさらに侵食された気がします。護岸がコンクリートではないために、今後増水した場合には、辻から新宿あたりの堤防が決壊するのではないかと大変心配しています。河川の中央部分の土砂を移して、水量が多くなっても十分なものにしてもらいたい。大変な作業ですが、住民が安心して住めるようにお願いいたします。 | 堤防、護岸の維持管理については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第2項 1. 堤防、護岸及び河岸の維持管理』に記載のとおり、点検、河川巡視や定期的な縦横断面測量調査等の実施により、堤防や護岸、河岸等の欠損等が把握された場合には、必要に応じて所要の対策を講じていきます。 | 93 | - | |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

※赤枠：意見内容を踏まえ変更原案の修正を行ったご意見
 ※緑枠：主な意見として掲載させて頂いたご意見

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案該当ページ | 変更案修正ページ | | |
|----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|-----------|----------|-----|--|--------|--|--|--|-------------------|---|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | その他 | | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | | |
| 97 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | ○ | | <p>①堤防上に亀裂が数ヶ所あり、白いペインティングがされていますが、5～6年も経っているでしょうか。大雨で亀裂から雨水が入り込み堤防が崩壊しないように、補修工事をお願いいたします。</p> <p>②河川敷が雑草でボウボウです。害虫が多発して不衛生です。不要な雑草は伐採して、除草作業をしつかりとお願いいたします。</p> <p>③河川敷の畑の耕作者が少なくなり、放置している箇所が多々あります。1箇所に集約して雑草を無くしてください。</p> <p>④堤防の裏法面の除草も、近年では仕事が雑です。刈り取った草がそのまま放置している箇所もあります。作業の後もしっかりと監督をお願いいたします。</p> <p>⑤長生橋の上流も河川敷を整備して、遊歩道があると散歩がもっと楽しくなります。是非とも遊歩道の設置をお願いいたします。</p> | <p>①堤防への損傷については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第2項 1. 堤防、護岸及び河岸の維持管理』に記載の、必要に応じて堤防損傷等への対策を講じていきます。</p> <p>②樹木の伐採については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 3. 適切な樹木管理』に記載の、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行っていきます。</p> <p>③占用許可を受けて耕作されている方々からそのような要望が出された場合は、適切に対応してまいります。</p> <p>④コスト削減のために堤防背後に住宅が無い場合は集草を行わない場合があります。</p> <p>⑤信濃川水系河川整備計画(変更原案)P91～92『第5章第1節第3項 3. ふれあいの場の整備』に記載のとおり、関係機関と連携しながら、良好な水辺空間の整備を行っていきます。</p> | 91～92 93 97 | - |
| 98 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | ○ | <p>①今年には堤防法面にモグラが掘ったと思われる穴が見えます。手当を。</p> <p>②河川敷の占用地の物置として仮設小屋がありますが洪水の原因に？</p> | <p>①堤防への損傷については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第2項 1. 堤防、護岸及び河岸の維持管理』に記載の、必要に応じて堤防損傷等への対策を講じていきます。</p> <p>②自治体が管理する河川公園等の物置小屋は出水時に撤去することとなっております。他方、農業目的の小屋等について一部固定式のものもありますが、農業を営むうえで必要最小限の施設設置を認めてきたものであり、こうした施設について、改築時等に出水時の影響について対策を講ずるよう占用者に対して指導を行ってまいります。</p> | 93 | - | |
| 99 | 長野県 | 上中下流部 | | | | | | | | | | | ○ | <p>・第5章2維持掘削について 継続的な維持掘削では、大量発生する残土の処理が課題と思います。従来の方式に加え、官民連携事業として、砂利採取事業者の協力を得て河道掘削を行う等、残土の処分方法についても記載することを検討いただきたいと思います。第5章6地域と連携した河川管理の推進の項の記載と同様に、掘削した土砂についても樹木と同様な処分方法をとることにより、公共事業等で必要な砂利等の資源の枯渇化が著しい信濃川流域においては、まさに資源の有効活用が図られ、また、公費の削減効果も大きいものと考えられます。 ・具体的な取り組みの一例として提案河川内の工用仮設道路、表土付近の樹木・草本類等の撤去を河川管理者において実施する。 また、掘削土砂については、移動式の選別機、破砕機等を用いて分別し、骨材としての活用が見込めるものについては砂利採取事業者が提供を受けて搬出する。</p> | <p>いただいたご意見を踏まえ、国土交通省で平成26年度より取り組んできた民間事業者等による砂利の有効活用の促進を河川整備計画本文に記載を追加することで、コスト縮減、砂利の有効活用の取り組みを着実に進めていくため、第5章第2節第3項に追記しました(アンダーライン箇所)。 信濃川水系河川整備計画(変更原案)P98『第5章第2節第3項 5. 砂利採取の規制と民間事業者等による砂利の有効活用の促進』</p> <p>また、これまで河川工事により掘削していた土砂について、生態系や良好な河川景観等への影響が生じない範囲で、民間事業者等による砂利採取を許可することで、掘削コストの縮減に努め、良質な砂利の有効活用を引き続き推進します。</p> | 98 | 98 | |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

※赤枠：意見内容を踏まえ変更原案の修正を行ったご意見

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案該当ページ | 変更案修正ページ | |
|-----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|-----------|-----|--|--------|---|--|----------|-----|
| | | | 治水 | | | 環境 | | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | | | その他 |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | |
| 100 | 不明 | 上中下流部 | | | | | | | | | | | | <p>今般の変更は、信濃川・千曲川で広域にわたって甚大な被害が発生した令和元年東日本台風を契機として、「目標量流の見直し」や「流域治水による治水対策の見直し」によるものと承知しています。</p> <p>当該計画変更（原案）を拝読し、特に注目したい点は、今までにない「流域治水」という概念に集約されるように思料します。</p> <p>そこで、気付いた点をいくつか述べさせていただきます。</p> <p>まず、従来からの「河川管理者の専管事項として『治水の概念』からの脱皮」にあります。つまり、「水を制する者は国を制する」といった概念のみでは限界にあることを、国家（政府）・国民（市民）ともに認める時期に到来したことです。いかにして「広範に『治水施策』を共有化するか。できるか。」を具体的に整備計画として取りまとめたものと思料します。</p> <p>北陸地域での直轄の大臣管理区間として稀有な「遊水地による治水安全度の向上」に大きく舵を切ったことは、高く評価できることと存じます。</p> <p>一方、砂利採取が河川管理上で有効であることや、直轄工事の河道掘削及び自然再生事業との連携を強化した砂利採取の拡大、渇水期の年度末の数ヶ月に限定されてきた採取期間も環境や洪水対策に留意した上で通年の採取を可能とした運用、さらに、陸砂利採取の好条件下の用地が激減しているなか、河川砂利採取が骨材資源確保・安定供給の一助になっているなど、「民間活力を有効活用した治水安全度の向上」についての記述が皆無なことは残念です。</p> <p>具体的には、地元砂利組合が概ね15.0K～25.0Kの間で毎年約10万㎡の砂利採取が洪水時、等流計算に由れば、約20cmの水位低下に寄与しているなどは、「民間活力による治水安全度向上」の一例として、積極的にPRするに値していると言えます。</p> <p>加えて、約10万㎡の河道掘削を直轄工事として発注した場合、約3.6億円を要すること、つまり、「河道掘削に国費を軽減しても、民活に期待できる」と云う現実は見逃せない点です。</p> <p>「直轄では築堤や浸透対策、民活で河道掘削を」というような「互いにウィンウィンの関係を標榜したパートナーシップの構築」は可能であると思料します。</p> <p>以上のことから、P97 第5章 河川の整備の実施に関する事項 第2節 河川の維持・修繕の目的、種類及び施行の場所 第3項 河道の維持管理 2. 維持掘削 のなかに、「流域治水」の着実な実施に向けた「民間活力を有効活用した治水安全度の向上」や「官民協働による管理掘削の実施」などの新たな視点（切り口）を追加（追記）してはどうか。</p> | <p>いただいたご意見を踏まえ、国土交通省で平成26年度より取り組んできた民間事業者等による砂利の有効活用の促進を河川整備計画本文に記載を追加することで、コスト縮減、砂利の有効活用の取り組みを着実に進めていくため、第5章第2節第3項に追記しました（アンダーライン箇所）。</p> <p>信濃川水系河川整備計画（変更原案）P98「第5章第2節第3項 5. 砂利採取の規制と民間事業者等による砂利の有効活用の促進」</p> <p>また、これまで河川工事により掘削していた土砂について、生態系や良好な河川景観等への影響が生じない範囲で、民間事業者等による砂利採取を許可することで、掘削コストの縮減に努め、良質な砂利の有効活用を引き続き推進します。</p> | 98 | 98 |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

※緑枠: 主な意見として掲載させて頂いたご意見

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | | |
|-----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|-----------|-----|----------|----------|--------|--|---|---|----------------|---|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | | 人と河川との関わり | その他 | | | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | | | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | | | | | ②河道 | |
| 101 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | ○ | | <p>長岡市釜ヶ島の住民です。現在当地区では信濃川の低水護岸工事が行われており、大変有難く思っています。 現在、信濃川の中州には膨大な量の砂利が堆積しており、島となっています。このため、水流が川の真ん中を流れず、逆に堤防に向かって流れています。このため、堤防が流れにより侵食される状態となります。この解消のため、中州の砂利を採取して、中州を無くす工事をしていただきたいと思ひます。</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)は、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減を図ることを目標としております。その目標に対して、流下能力が不足している区間を解消するために、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P70「第5章第1節第1項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に記載のとおり河道掘削を実施します。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93「第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握」に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97「第5章第2節第3項 2. 維持掘削」に記載の、治水上必要な維持掘削を行ってまいります。</p> <p>また、水衝部対策として、洪水等による侵食から堤防を防護するために、護岸や水制等による低水路の安定化や高水敷確保による堤防防護等のための必要な対策を実施することとしています。</p> | 70 93 97 | - |
| 102 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | ○ | <p>1 旧長岡市内の洪水防止策として、信濃川中州の土砂浸濫を強く要望します。野鳥のすみかであることをもって躊躇しているのであれば、住民の生命・財産の方が優先されると思ひます。</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)は、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減を図ることを目標としております。その目標に対して、流下能力が不足している区間を解消するために、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P70「第5章第1節第1項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に記載のとおり河道掘削を実施します。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93「第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握」に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97「第5章第2節第3項 2. 維持掘削」に記載の、治水上必要な維持掘削を行ってまいります。</p> | 70 93 97 | - | |
| 103 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | ○ | <p>越路橋から長岡大橋にかけて、川砂が貯まっているように見受けられますが、大手大橋までの河川掘削が計画に無い様です。 昔はよく川砂を取っていたような気がしますし、川の堆積物が少ないほうが洪水になりにくいかなど。素人考えですが…</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)は、令和元年東日本台風による洪水と同規模の洪水が発生しても、堤防の決壊、越水等による家屋の浸水被害の防止又は軽減を図ることを目標としております。その目標に対して、流下能力が不足している区間を解消するために、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P70「第5章第1節第1項 洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に記載のとおり河道掘削を実施します。</p> <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93「第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握」に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97「第5章第2節第3項 2. 維持掘削」に記載の、治水上必要な維持掘削を行ってまいります。</p> | 70 93 97 | - | |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答 ※緑枠：主な意見として掲載させて頂いたご意見

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案該当ページ | 変更案修正ページ | | | | |
|-----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|----------|-----|-----------|--------|----|-----------|----------|---|---|----------|---|
| | | | 治水 | | | | | 環境 | | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | その他 | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | | | | |
| 104 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | | ○ | | <p>令和元年の台風時には、信濃川の増水により、今までにない氾濫の危険性を感じました。 川の近くに住居があるのでいざという時には浸水・水没の危機を感じます。</p> <p>現在の長岡市内の河川敷の状況を見ますと、長岡大橋周囲から下流に向け、河川敷に多くの樹木が繁茂しており、それによる川水の流下能力が非常に心配です。増水した時にこのようなままでは河川敷に広く繁茂した大きな木々が川の流下の妨げになってしまうと感じます。非常に怖いです。</p> <p>以前長岡市の「市長への手紙」という募集に同様の内容を送ったことがありますが、「信濃川を管理する国に対して適切な管理を強く要望してきた。更に今後起こりうる最大級の洪水も視野に入れ国や県関係自治体などと連携し信濃川流域一体となって防災・減災対策を着実に推進してまいります」という返答で、国の管轄であるため、市としては要望を出すしかできないのかな？と感じました。 そして現状、その時から未だ何も改善されぬままになっています。大雨災害が各地で頻発する中での氾濫防止のための整備を望みます。</p> | <p>樹木の伐採については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 3. 適切な樹木管理』に記載の、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行っていきます。</p> | 93 97 | - |
| 105 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | | ○ | | <p>信濃川の中州に生えている樹木の伐採および川床の浚渫を一刻も早くお願いします。中州にグラウンドなどが整備されていますが、洪水のたびに、再度整備が必要となり、無駄な経費が発生していると思います。川は川として見ることで良いと思います。</p> | <p>掘削、樹木の伐採については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 2. 維持掘削、3. 適切な樹木管理』に記載の、治水上必要な維持掘削、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行っていきます。</p> <p>いただいたご意見については、河川敷(高水敷)の公園管理者に共有します。</p> | 93 97 | - |
| 106 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | | ○ | | <p>長岡大橋を渡るたびに、橋よりも伸びている木が多数あり、河床が森林になっているのが気になっていました。これは信濃川からの氾濫を促すことになるのでしょうか。信濃川の洪水ハザードマップを見ると、長岡市内はかなりの予測されていますが、信濃川の森林？をきれいに除去すれば、浸水想定に影響が出るのでしょうか。</p> | <p>樹木の伐採については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 3. 適切な樹木管理』に記載の、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行っていきます。</p> | 93 97 | - |
| 107 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | | ○ | | <p>40～50年前から見ると中洲、河川敷は大きくなっている、河川は常時深渾しなければ中洲、河川敷は大きくなり、川の水が流せる量が少なくなる、定期的、あるいは通年で浚渫するのが常道。</p> | <p>掘削については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 2. 維持掘削』に記載の、治水上必要な維持掘削を行っていきます。</p> | 93 97 | - |
| 108 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | | ○ | | <p>中洲、河川敷からは良い砂利が取れる、砂利採集会社に採集権として買ってもらえば一石二丁である。</p> | <p>砂利採取については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P60『第3章第5節第2項 河道の維持管理』に記載のとおり、S49年から現在まで継続的に実施されております。</p> | 60 | - |
| 109 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | | ○ | | <p>河川敷の木々の繁茂は見苦しい、森、藪みたい川が汚く見えるし、洪水の元凶ではないですか。</p> | <p>樹木の伐採については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 3. 適切な樹木管理』に記載の、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行っていきます。</p> | 93 97 | - |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答 ※緑枠: 主な意見として掲載させて頂いたご意見

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | | | |
|-----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|-----------|-----|----------|----------|--------|----|-------------------|---|---|----------------|---|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | | 人と河川との関わり | その他 | | | | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | | | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | | | | | ②河道 | | |
| 110 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | | ○ | 特に注意をお願いします。 水の出る前に河川の砂利を早く取ってくださるよう(毎年、毎年を取るように) | 掘削については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 2. 維持掘削』に記載の、治水上必要な維持掘削を行っています。 砂利採取については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P60『第3章第5節第2項 河道の維持管理』に記載のとおり、S49年から現在まで継続的に実施されております。 | 60 93 97 | - |
| 111 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | | ○ | 長生橋の上流の中州が高く、雑木や汚い雑草が散乱しているのに何で信濃川の流を止めているのは、調整しているのか分からない。流木が流れたままになっているのは見苦しい。 | 掘削、樹木の伐採については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載の、河川の状態把握と分析、評価を行ったうえで、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P97『第5章第2節第3項 2. 維持掘削、3. 適切な樹木管理』に記載の、治水上必要な維持掘削、治水機能や環境機能を考慮した適切な樹木管理等を行ってまいります。 | 93 97 | - |
| 112 | 長野県 | 上中下流部 | | | | | | | | | | | | | ○ | 娘のところ(埼玉県)に行ったところ近くの湧き水が流れる小さな川(幅約3m位)は両側が遊歩道になっており、その道には花だんがありお花好きの方々のボランティアの方がたくさんのお花や花木を育ててとてもきれいで、人々の散歩や、夕涼みの場で、孫とよく散歩をしてとても楽しく、川にはアユ、大きなふな、カモ、カメがたくさんいて楽しいところでした。こんな所になるといいな・・・ | 信濃川水系河川整備計画(変更原案)P86～92『第5章第1節第3項 1. 河川環境の整備と保全、3. ふれあいの場の整備』に記載のとおり、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出を考慮した河川の整備を行っていくとともに、関係機関と連携しながら、良好な水辺空間の整備を行ってまいります。 | 86～92 | - |
| 113 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | | ○ | 越路河川公園には井上円了頌徳碑があり、須川を挟んで隣接する場所には岡村権左衛門碑があります。岡村権左衛門は年貢減免を代官所に願ひ出ましたが、強訴した罪で打首となった方です。せっかく河川公園に隣接していますので、橋を架け河川公園に訪れた方々が気軽に訪れることができるようになると良いと思います。また、向かいには高齢者施設があります。橋が架かることで散歩コースにもなり地域住民の憩いの場所になるとと思います。 | 信濃川水系河川整備計画(変更原案)P91～92『第5章第1節第3項 3. ふれあいの場の整備』に記載のとおり、関係機関と連携しながら、良好な水辺空間の整備を行ってまいります。 いただいたご意見については、河川公園管理者に共有します。 | 91～92 | - |
| 114 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | | ○ | 長生橋から大手大橋の間 土手道散歩しますが夜照明が無く 長岡大橋側のようなライトがあれば安心です ぜひご検討お願いいたします。また桜並木「花火観覧を考慮して」の名所になれば市街地からも近く素晴らしいと思います。 | 信濃川水系河川整備計画(変更原案)P91～92『第5章第1節第3項 3. ふれあいの場の整備』に記載のとおり、関係機関と連携しながら、良好な水辺空間の整備を行ってまいります。 | 91～92 | - |
| 115 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | | ○ | 特に普段見る洪海川と信濃川に思うのですが、新潟県は河川に面する土地が放置されて夏場は雑草で景観も悪くなっている点が残念でなりません。公園や芝にして歩きやすく景観の良い計画ができれば良いなど常々思います。公園を作ったら水難事故が起こる、害虫に触れてしまう、などと消極的に考える人もいるかもしれませんが、河川での事故防止のために近くに公園を作らないではなく、どう使ってもらうかを考え、かつ水難事故や越後の水害との記録に触れてもらえるような、河川公園や整備の行き届きやすい河川の計画ができないでしょうか。 最近洪海川の河川の堤防整備が各所で進められているのを見ますが、改修事業後には河川付近に安全に人々が集って憩いの場ができる場所が増えるような川になればと願っています。 | 信濃川水系河川整備計画(変更原案)P91～92『第5章第1節第3項 3. ふれあいの場の整備』に記載のとおり、関係機関と連携しながら、良好な水辺空間の整備を行ってまいります。 | 91～92 | - |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | | | |
|-----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|----------|----------|-----|-----------|--------|----|---|--|-----|---|---|
| | | | 治水 | | | | | 環境 | | 維持管理 | | 人と河川との関わり | | | | | その他 | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | ②河道 | | | | | | | | |
| 116 | 長野県 | 上中下流部 | | | | | | | | | | | | | ○ ・その6 P107-108 第3節 被害の軽減 早期復旧復興のための対策・ ・都市局が実施する3D都市モデル（PLATEAU）を活用した災害リスク情報の可視化など、河川におけるまちづくりDXを推進する旨を記載するべきである。 | 国土交通省として、引き続きインフラ分野のDXの推進を図ってまいります。 いただいたご意見について参考とさせていただきます。 | - | - | |
| 117 | 新潟県 | 上中下流部 | | | | | | | | | | | | | ○ 記載なし | - | - | - | - |
| 118 | 新潟県 | 上中下流部 | | | | | | | | | | | | | ○ 大雨災害大雪のため あいさつ。 | - | - | - | - |
| 119 | 新潟県 | 上中下流部 | | | | | | | | | | | | | ○ 地元の企業がICTで積極的に仕事を受注できる環境を整備して頂きたいです。 | いただいたご意見について参考とさせていただきます。 | - | - | |
| 120 | 新潟県 | 上中下流部 | | | | | | | | | | | | | ○ 知らないです！ 分かりません！ | - | - | - | - |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

※緑枠: 主な意見として掲載させて頂いたご意見

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ |
|-----|---------|-----------|--------|-----------|--------|--------|--------|-------------------|-----|---------|-----------|--|---|--|-------------------|------------------|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | 人と 河川との 関わり | その他 | | | | | | | |
| | | | ① 流域治水 | ② 基本方針見直し | ③ 整備目標 | ④ 実施内容 | ⑤ 複数項目 | | | ① 環境の保全 | ② 特定外来生物等 | ① 河川管理施設等 | | | | |
| 121 | 新潟県 | 上流部 | | | | | | | | | | | <p>防災行政 ①堤防の強化と防水トンネル 近年、地球温暖化で線状降水帯が多発して、雨が大量に降り続き、堤防が決壊する事象が毎年、日本のどこかや世界のあちこちに起きています。一旦、災害に見舞われると、高齢化で泥の始末ははかどらないし、建物の建替えも住宅ローンも貸せてもらえず、今まで住んでいた土地から離れなくてはなりません。 コミュニティもバラバラになってしまいます。これを元にもどす事は不可能で有ります。これで死者も出れば最悪です。 そこで最も早い対処療法として河川のカーブの外側の一番水圧の強い所に鉄板を打ち込んで堤防の土が流れないようにすれば、まずは一安心です。 それでも水位が上がる可能性が有るので、河川の両側に鉄板を打ち込んで1~2m堤防を高くして、堤防を守る。今の鉄板を打ち込む機械は音が静かですから昔のように、ドクンドクンと大きな音がしましたが今はそんな事は有りません。 更にこれでも水位が河川の上流の支流で溢れる事が多々有り、そこから地下に防災トンネルを掘って海に流してやれば、中流、下流が助かります。最近では長野県の千曲川の下流で水位が上り、北陸新幹線の7車両が水没して全両廃車になってしまったり、リンゴ畑や住宅もお寺も被害を受けました。そこで長野の更埴市下流から日本海の糸魚川市と能生町の間に出口を作り、水をはかす。トンネルはシールドマシン工法で直径16mで、出来れば2本並列に掘って、中下流の信濃川に迷惑をかけないようにする。工事費はお金を印刷して、被害が出てから金を使うより、一度作っておけば一千年は安心して暮らせませす。大地震で壊れない限り大丈夫なはずで。長さは60kmとかなり長いですが、新幹線のトンネル工事でシールドマシンで何力所から掘れば工事期間はかなり短くなり早く使えます。 次に宮城県のア武隈川の氾濫で丸森町が大被害を受けました。そこで上流の福島の本松市と川俣町の間から太平洋に45kmのトンネルを掘れば中・下流に被害は出なくなります。費用は5,000億円くらいですむでしょう。被害が出ない前にお金を使い防災対策をしておけば、これほど安心な事は有りません。世界には自己資産が一千兆円などという人が何人もありますが、こういう人がこんな所にお金を出してくれれば多くの人の命や生活が助かるのですが、税金で取り立てるより仕方ないでしょうか？ こういう防災トンネルを日本にもっとたくさん作れば、大災害を汎山防ぐ事が出来ます。毎年一本ずつ作っておけば、大雨が降っても安心していられます。</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P1、P4『第1章第1節 計画の趣旨、第3節 計画の対象期間』に記載のとおり、計画変更時より概ね30年間の河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものとしております。 いただいたご意見について参考とさせていただきます。</p> | 1 4 | - |
| 122 | 長野県 | 上流部 | | | | | | | | | | <p>「信濃川水系では、梓川、高瀬川及び魚野川等の上流域をはじめとする生産土砂量の多い山地を抱えており、過去より幾度となく土石流や土砂・洪水氾濫による災害が発生してきたことから、砂防施設の整備より、土砂の流出・抑制を図っています。一方で、崩壊地を抱える一部のダムでは想定を超える土砂が堆積しています。」 とありますが、梓川上流の上高地の自然保護を考慮に入れていただきたいです。 元々上高地の地形はV字谷がマサ化した花崗岩や火山噴出物、氷河期積物等の埋め立てられてきており、その堆積作用は現在も進行中で、梓川のケンショウやナギ群落など洪水と堆積によって維持されている特有の自然が多く存在します。上高地一帯は国立公園の特別保護地区に指定されているわけですが、活発な洪水や土石流など堆積作用も保護対象の自然と認識しなければなりません。 自然状態であれば支川で発生した土石流は沖積錐の途中で止まっていたものが、導流堤や砂防ダムが流路を固定することで、逆に梓川本流まで誘導され本川の河床上昇を助長しているとする考えもあります。白沢など支川では河床の浚渫で出た土砂を流路わきに積み上げているので、極めて不自然な光景になっているだけではなく、持続的な維持管理が困難になりつつあります。 上高地において防御対象となるのは遊歩道やホテルなど施設であり限定的なもので、当地においては自然保護を第一に、施設のかさ上げや移転に対応し、砂防や河川管理が必要最小限として、自然の河川作用と共存することを目標に、流下する土砂の対策は釜ヶ淵よりも下流で行う(例えば奈川渡ダム上流に土砂捕捉のための副ダムや排砂トンネルを設置する)方が合理的経済的であり、流域の持続的管理を可能にし、自然保護にかなうものと考えます。</p> | <p>信濃川水系河川整備計画(変更原案)P104『第5章第2節第9項 総合土砂管理』に記載のとおり、砂防事業者、ダム管理者などと連携し、流域における土砂移動に関する調査・研究に取り組み、治水上安定的な河道の維持等に努め、健全な流砂系の構築に努めていきます。 いただいたご意見については、砂防事業者に共有します。</p> | 104 | - | |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案該当ページ | 変更案修正ページ | | |
|-----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|--------|-----------|-----|----------|----------|--------|----|---|--|--------|---|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | | 人と河川との関わり | その他 | | | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | ①環境の保全 | | | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | | | | | ②河道 | |
| 123 | 長野県 | 上流部 | | | | | | | | | | | | ○ | 「一方、千曲川・犀川の河川敷には、広い河川敷を利用して、古くからリンゴ園や田畑に代表される耕作地が分布しており、定期的に人為的に管理がなされることで、生物の利用する環境が継続的に維持されており、人里の近くに生息場所や繁殖場所をもつ生物の利用が頻繁となっています。かつて千曲川でみられた河川景観や人と河川とのつながりを示す河川環境について、今後も保全していく必要があります。」 とありますが、堤内地の農耕地に関しては、毎年のように浸水して満足の収量を得られない状態であり、持続的営農はすでに困難になっています。農家サイドとしては、毎年浸水して手間だけがかかって利益にならない農地を手放したいものの、引き受け手が無いため義務感で維持管理しているのが現状であります。また、生物の利用環境としてみるにしても、営農地よりも自然の成り行きに任せた葦原や礫川原の方が優れています。したがって堤外地の農地は買い上げて河道を拡張するか遊水地にできるよう、土地利用計画をシフトすることが、持続的営農のための資源集中や自然環境、流下機能の面で上策と考えます。 | 今後、概ね30年間で実施する河川の整備の実施に関する事項は、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P66～104『第5章 河川の整備の実施に関する事項』に記載しています。 いただいたご意見について参考とさせていただきます。 | 66～104 | - |
| 124 | 長野県 | 上流部 | | | | | | | | | | | | ○ | 令和元年台風19号水害に伴う河川の不具合の是正を求める。 台風19号千曲川水系の一部は、水害から2年半を経過した今も水路途中で流れがストップしたままの状況にあるので、水路の貫通・是正工事をお願いしたい。 その水路は佐久市稲荷山北側、臼田橋脇から発して佐久病院の東側を通り、臼田小学校東側堤防脇を通る幅1～2mの水路で、住吉橋西側のいて座通りをくぐって更に北に進む全長数キロメートルに及ぶ水路である。 19号台風前は、水路沿いの田畑を潤すなど利便性の高い水路であったが、現在は発出地の水は流れているものの、水害時の土砂にはばまれ、その先に流れていない。 臼田小学校東側の地点で水はストップしてしまっている。 佐久市にかけあっても要領を得ない応答しかないので善処をお願いしたい。 | いただいたご意見については、水路管理者に共有します。 | - | - |
| 125 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | ○ | 2 長生橋下流右岸はほぼ毎年のように泥流で覆われ、そのたびに整備してます。花火観覧席の破堤箇所は決まっていることから、その部分だけでも堤防のかさ上げしたらどうでしょう。 | 河川敷(高水敷)の利用に当たっての整備に関するご意見については、河川敷(高水敷)の占有者に共有します。 | - | - |
| 126 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | ○ | 花火見物会場のために川の上に洪水にも流されないコンクリートで作るのはどうでしょうか。確かに花火見物会場は大切だけれども、1番大切な地元市民(長岡市民)の生命を犠牲にしているように感じます。今一度、お考えいただきたいです。 | 河川敷の土地を占用し工作物等を設置する場合は、治水上の支障が生じないようにする必要がありますが、洪水にも流されない大規模なコンクリート構造物の設置は治水上の支障が生じる可能性が高いものと考えられます。 | - | - |
| 127 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | ○ | 花火見物会場は川の上に洪水にも流されないコンクリートで作るのはどうでしょう、永久にメンテナンスフリーです、以後お金はかからなくなります。 | 河川敷の土地を占用し工作物等を設置する場合は、治水上の支障が生じないようにする必要がありますが、洪水にも流されない大規模なコンクリート構造物の設置は治水上の支障が生じる可能性が高いものと考えられます。 | - | - |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | |
|-----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|-----------|-----|--------|----------|----------|--------|---|---|------------------|-----|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | 人と河川との関わり | その他 | | | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | | | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | | | | | ②河道 |
| 128 | 不明 | 中流部 | | | | | | | | | | | | <p>毎年、地元区から信濃川河川事務所長宛てに護岸整備の要望書を提出しているが、要望区間が反映されていないのではないか。</p> <p>○箇所 「河川工事の施行場所」(魚野川-7 24.05k~28.05k)附図-32 魚野川右岸の「堤防拡幅・築堤(25.3k~26.1k)」⇒(25.3k~26.7k付近) 以上のように、区間延長の変更についてご検討をお願いします。</p> | <p>ご要望いただいた区間については、26.65k付近まで護岸や根固めブロックなどの洪水時に堤防を防護する施設が整備されていることから、信濃川水系河川整備計画(変更原案)において、当該区間における護岸整備を含む水衝部対策の実施は予定しておりません。</p> <p>なお、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P82『第5章第1節第2項 洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項』に記載のとおり、整備を実施する箇所は今後の水害の発生や詳細な調査の実施により変更となる場合があります。</p> <p>引き続き、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P93『第5章第2節第1項 河川の調査、状態把握』に記載のとおり、河川巡視・点検、各種調査・モニタリングを実施し、河川の状態把握を行ってまいります。</p> | 82 93 | - |
| 129 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | <p>信濃川水系河川整備計画では多くの箇所でも河道掘削が計画されたりすでに実施されたりしていますが、小千谷市周辺では農業用かんがい設備の取水口が数多く存在しています。以前より河床低下により取水に苦勞していますが、河道掘削によりさらに河川水位の低下が進み、取水に悪影響が出ないように配慮をお願いします。</p> | <p>河道掘削については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P70『第5章第1節第1項 1.洪水の安全な流下対策(2)河道掘削』に記載のとおり、掘削後の河道の維持及び生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施することとしており、必要に応じて掘削箇所のモニタリング、断面形状の見直しを行い、環境に配慮した掘削を実施していきます。</p> <p>また、取水施設等の許可工作物の維持管理については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P95『第5章第2節第2項 3.許可工作物の維持管理』に記載のとおり、許可工作物が適正に管理されるよう指導を行ってまいります。</p> | 70 95 | - |
| 130 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | <p>信濃川には農業において貴重な水であるかんがい用水の利用のため多くの取水地点があります。信濃川水系河川整備計画では多くの場所で河道掘削を計画していますが、河道掘削による河川水位の低下等によりかんがい用水の取水が困難とならないか心配をしています。また、小千谷市の旭橋下流付近では取水口の改築工事が進められていると思います。それぞれのかんがい用水の取水地点で河道掘削の影響なく安定して取水はできますでしょうか。</p> | <p>河道掘削については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P70『第5章第1節第1項 1.洪水の安全な流下対策(2)河道掘削』に記載のとおり、掘削後の河道の維持及び生物の生息・生育・繁殖環境に配慮して実施することとしており、必要に応じて掘削箇所のモニタリング、断面形状の見直しを行い、環境に配慮した掘削を実施していきます。</p> <p>また、取水施設等の許可工作物の維持管理については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P95『第5章第2節第2項 3.許可工作物の維持管理』に記載のとおり、許可工作物が適正に管理されるよう指導を行ってまいります。</p> | 70 95 | - |
| 131 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | <p>川を下るカヌーの人達にやさしくして下さい。 妙見堰管理をされる方の、高圧的な注意の仕方が問題となっていました。 特にアウトドア雑誌BE-PALのコラムで、小千谷市民として恥ずかしいです。</p> | <p>河川利用者の安全のため、注意等を行う場合もありますが、丁寧な対応を行ってまいります。</p> | - | - |
| 132 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | <p>初めて来ました</p> | - | - | |

河川整備計画（変更原案）関係住民より頂いたご意見と回答

※緑枠: 主な意見として掲載させて頂いたご意見

| 番号 | お住まいの地域 | 上・中・下流部別※ | 分類・項目 | | | | | | | | | | 頂いたご意見 | 回答 | 変更原案 該当 ページ | 変更案 修正 ページ | | |
|-----|---------|-----------|-------|----------|-------|-------|-------|-----------|-----|--------|----------|----------|--------|----|---|---|-----|---|
| | | | 治水 | | | 環境 | 維持管理 | 人と河川との関わり | その他 | | | | | | | | | |
| | | | ①流域治水 | ②基本方針見直し | ③整備目標 | ④実施内容 | ⑤複数項目 | | | ①環境の保全 | ②特定外来生物等 | ①河川管理施設等 | | | | | ②河道 | |
| 133 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | ○ | 長岡花火が長岡市の観光事業で重要なモノである以上、河川敷を花火観賞スペースとして使用されることはやむを得ないことだと思います。しかし、近年の予測の出来ない天候からの災害で観賞スペースである河川敷が何度も使用不可・危険地域になる様では安全に花火を楽しむことは難しいかと思えます。長岡花火を河川敷スペースで安全に楽しむためには、災害でも影響がない基盤やスペースを整備する必要があると思えます。 | いただいた長岡まつり大花火大会に関するご意見については、関係機関に共有します。 | - | - |
| 134 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | ○ | 河川敷の野球場が増水で氾濫のたびに税金を使って整備するのは無駄のように感じます 野球場が必要な場合は水害の発生しない場所に考えられて方が良いと思えます | いただいたご意見については、河川敷(高水敷)の公園管理者に共有します。 | - | - |
| 135 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | ○ | 国、長岡市は何か要望すると「予算がない・・・」とって先送りする。水害は予算の問題ではないと思う、予算をケチって災害が起きると被害は100倍になる東電は福島第一原発の津波対策費50億円をケチった為に21兆円(50兆円という試算もある)という途方もない被害をもたらした、予算から考えるのではなく予算をケチったらどのくらいの被害が発生するかを考えるべきではないでしょうか、役人の判断の範疇を超える場合は政治家、大臣、総理大臣に折衝すればなんとかなる。コロナ問題が発生したらすぐに100兆円の予算がポンと出た、一律現金支給で12兆円の予算がポンと出た、人命を第一に考えれば何をすべきか決まってくる、予算の都合ではないことだけは確かではないですか。 | 河川管理者として、信濃川水系河川整備計画(変更原案)に記載の内容について、着実に実施していきます。 | - | - |
| 136 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | ○ | 即時に対策が取れないのであれば、土手等の目立つ場所にハザードマップ並びに最寄り避難場所の看板の設置を希望。 | いただいたご意見については、信濃川水系河川整備計画(変更原案)P29「第3章 第2節第4項 3.水防、避難に資する情報提供等」に記載のまるごとまちごとハザードマップなどを活用し、地域住民の避難行動に結びつく情報提供を推進していきます。 | 29 | - |
| 137 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | ○ | 命を最優先に整備計画を立てていただければ良いと考えます。現場に足を運び、そこに住む方の声を聞いてください。 | 今後とも、住民の皆様方からのご意見をお聞きしながら、治水事業へのご理解、ご協力をいただけるよう努めてまいります。 | - | - |
| 138 | 新潟県 | 中流部 | | | | | | | | | | | | ○ | 中州河川敷の利用方法 ・災害活動の訓練用の場所 ・キャンプ場として利用 ・現状を大幅に変更することなくできると思う。 現状のまま、大人数が集まる場所がないため、災害時にテント等使用することが想定されるため。観光目的として場所区画を指定して限定すること。費用は毎年野球場として使用するための費用ではないか。 | 中州を利用した訓練については、利用者が中州に取り残されたケースを想定したヘリコプターでの救助訓練など既に実施している事例もあり、こうした訓練について関係機関から相談があれば協力してまいりたいと考えております。中州のキャンプ場利用については、河川利用に係る貴重なご意見としてお聞きしましたが、現状からは渡河時の安全性や増水時の利用者の取残し発生のお懸念など課題もあると考えております。 | - | - |